別　添　資　料　編　２

写

富士市上下水道企業公告第１号

富士市終末処理場管理運転等業務委託について、公募型プロポーザルへの参加希望者の募集を行うので公告する。

平成 27 年 2 月 12 日

富士市長　　小長井　義正

記

１　業務概要

（１）業務名

富士市終末処理場管理運転等業務委託

（２）業務実施場所

富士市東部浄化センター（富士市富士岡南 260 番地の 1）

富士市西部浄化センター（富士市宮島 1260 番地）

（３）業務の概要及び目的

富士市東部浄化センター、富士市西部浄化センター及びマンホールポンプ施設における施設の運転管理、日常点検、定期点検、電力・薬品等のユーティリティ調達及び一部の修繕並びに管路施設の巡視及び点検の各業務を委託する。

民間事業者の創意工夫を促し、効率的な維持管理が実現できるよう、性能発注・複数年契約を実施し、維持管理レベルの向上とともに業務の効率化を図ることを目的とする。

（４）対象施設及び対象業務

ア　対象施設

対象施設は、次のとおりとする。各施設の概要は、別冊の特記仕様書に記載する。

（ア）富士市東部浄化センター

（イ）富士市西部浄化センター

（ウ）マンホールポンプ施設

（エ）管路施設

イ　対象業務

対象業務は、次のとおりとする。各業務の詳細は、別冊の特記仕様書に記載する。

（ア）処理場施設の運転操作、監視に関する業務

（イ）設備の保守点検に関する業務

（ウ）施設管理に関する業務

（エ）エネルギー管理及び温室効果ガスに関する業務
（オ）環境計測に関する業務
（カ）環境対策に関する業務
（キ）物品の調達管理に関する業務
（ク）修繕に関する業務
（ケ）管路施設点検に関する業務

（５）委託方式

本業務は、複数年にわたり各業務を包括的に性能発注により委託する、いわゆる包括的民間委託（性能発注の考え方に基づく民間委託のためのガイドライン（平成 13 年 4 月 28 日国都下管第 3 号下水道管理指導室長通知）を参照のこと。以下同じ。）とする。

（６）履行期間等

ア　履行期間

平成 27 年 8 月 1 日から平成 32 年 7 月 31 日まで

（地方自治法（昭和 22 年 4 月 17 日法律第 67 号）第 234　条の 3 の規定に基づく長期継続契約）

イ　準備期間

平成 27 年 7 月 1 日から平成 27 年 7 月 31 日まで

なお、準備期間中の費用は、受託者の負担とする。

ウ　業務時間

24 時間終日

（７）委託料の契約上限額等

委託料の契約上限額及び履行期間中の各年度の支払上限額は、次のとおりとする。

なお、委託料の支払いは、月毎の後払いとする。

ア　契約上限額

4,102,840,000 円（税抜き）

イ　委託期間中の各年度の支払上限額

年　　度 （期　　間）	支払上限額（税抜き）
平成 27 年度 （平成 27 年 8 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日まで）	549,410,000 円
平成 28 年度 （平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日まで）	820,330,000 円
平成 29 年度 （平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日まで）	825,110,000 円

平成 30 年度 （平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで）	828,560,000 円
平成 31 年度 （平成 31 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日まで）	831,080,000 円
平成 32 年度 （平成 32 年 4 月 1 日から平成 32 年 7 月 31 日まで）	248,350,000 円

（８）法令等の遵守

受託者は、本業務の実施に当たって、下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）、その他の関係する法令、条例、規則、基準等を遵守しなければならない。

２　プロポーザルの参加資格要件

本プロポーザルに参加することができる者の形態は、法人又は団体（以下「法人等」という。）単体若しくは複数の法人等で結成した共同企業体とし、次の資格要件を満たす者とする。

なお、資格要件の確認基準日は参加表明書の提出期限日とし、契約締結までの間にプロポーザル参加者が資格要件を満たさなくなった場合、契約締結はできないものとする。

（１）法人等単体の場合の資格要件

ア　次の（ア）の施設を有する下水道法第 2 条第 6 号に規定する終末処理場（以下「下水道終末処理場」という。）における（イ）の要件を満たす維持管理業務について、同一の下水道終末処理場において 3 年以上継続して履行し、平成 16 年 4 月 1 日以降に業務完了した実績（元請に限る。共同企業体による実績は代表者の場合に限る。）を有する者であること。

（ア）次に掲げる施設をすべて有する施設

①　1 日当たりの汚水 30,000 立方メートル以上の現有処理能力（日最大）を有し、分流式（分流の割合が 30,000 立方メートル以上の一部合流式も含む。）かつ標準活性汚泥法（高度処理の変法を含む。）を用いる水処理施設と同等以上の処理方法を用いる水処理施設

②　汚泥消化設備を有する汚泥処理施設

（イ）次に掲げる要件をすべて満たす維持管理業務

①　包括的民間委託された業務であること。

②　運転管理、日常点検、定期点検、電力・薬品等のユーティリティ調達を含む業務（包括的民間委託レベル 2 以上）であること。

イ　次に掲げる要件をすべて満たす者を総括責任者として専任かつ常駐で本業務に配置できる者であること。

（ア）下水道法施行令（昭和 34 年政令第 147 号）第 15 条の 3 に規定する資格を有する者であること。

（イ）ア（ア）の施設を有する下水道終末処理場における維持管理業務について、総括責任者（期間は問わない。）又は 2 年以上副総括責任者として従事した経験を有する者であること。

（ウ）法人等と直接的かつ恒常的な雇用関係のある者であること。

ウ　次に掲げる要件をすべて満たす者を副総括責任者として専任かつ常駐で本業務に配置できる者であること。

（ア）下水道法施行令第 15 条の 3 に規定する資格を有する者であること。

（イ）法人等と直接的かつ恒常的な雇用関係のある者であること。

エ　次に掲げる要件をすべて満たす者を業務主任者として専任かつ常駐で本業務の対象業務に配置できる者であること。

（ア）下水道法施行令第 15 条の 3 に規定する資格を有する者又は下水道終末処理場の維持管理業務について 3 年以上の実務経験を有する者であること。ただし、管路及びマンホールポンプ施設の点検、清掃業務については、下水道管理技術認定試験合格者又は下水道管路管理技士の資格を有する者であること。

（イ）法人等と直接的かつ恒常的な雇用関係のある者であること。

オ　次に掲げる要件をすべて満たす者を電気主任技術者として専任かつ常駐で本業務に配置できる者であること。

（ア）電気主任技術者の資格を有する者であること。

（イ）法人等と直接的かつ恒常的な雇用関係のある者であること。

カ　次に掲げる要件をすべて満たす者をエネルギー管理員として専任かつ常駐で本業務に配置できる者であること。

（ア）エネルギー管理士又はエネルギー管理員の資格を有する者であること。

（イ）法人等と直接的かつ恒常的な雇用関係のある者であること。

（２）　共同企業体の場合の資格要件

ア　2 者による共同企業体であること。

イ　共同企業体の運営形態は、各構成員が一体となって業務を遂行する共同管理方式であること。

ウ　各構成員の出資比率は、30 パーセント以上であること。

エ　共同企業体の代表者は、出資比率が構成員中最大であること。

オ　共同企業体の代表者は、（１）ア及びイの資格要件を満たす者であること。

カ　共同企業体の代表者を本プロポーザルに参加する代表者とすること。

キ　共同企業体として、（１）ウからカまでの資格要件を満たすこと。

（３）法人等単体及び共同企業体の構成員すべてに共通の資格要件

ア　参加表明書の提出期限までに、本社、本店、支店、営業所等が富士市における物品の製造、買入れ、修繕、売払い等又は役務の調達に係る競争入札参加資格の認定を受けている者であること。

イ　地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 に該当しない者であること。

ウ　日本国内に本社、本店、本部を有する者であること。

エ　富士市工事請負契約等に係る指名停止等措置要領又は富士市物品購入等の契約に係る指名停止措置要領に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。

オ　国税及び地方税を滞納していない者であること。

カ　富士市水道料金、富士市下水道使用料、岳南広域都市計画富士下水道事業受益者負担金、

富士市公共下水道事業受益者分担金を滞納していない者であること。

キ　破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立てをしていない者及び申立てがなされていない者であること。

ク　会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てをしていない者及び申立てがなされていない者、又は更生手続開始の申立てをしている者及び申立てがなされている者で更生手続開始の決定を受けている者であること。

ケ　民事再生法（平成 11 年法律第 255 号）に基づく再生手続開始の申立てをしていない者及び申立てがなされていない者、又は再生手続開始の申立てをしている者又は申立てがなされている者で再生手続開始の決定を受けている者であること。

コ　次に掲げる要件のいずれにも該当しない者であること。

（ア）役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者又は相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者をいう。以下同じ。）が暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる者であること。

（イ）暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる者であること。

（ウ）役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用したと認められる者であること。

（エ）役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者であること。

（オ）前各号に規定するもののほか、役員等が暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有していると認められる者であること。

（カ）本業務に係る工事請負契約又は保守点検業務委託若しくは資材・原材料等の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が暴力団関係者であることを知りながら、当該者と契約を締結しようとする者であること。

サ　下水道処理施設維持管理業者登録規程（昭和 62 年建設省告示第 1348 号）第 2 条第 1 項の規定に基づき、国土交通省に備える下水道処理施設維持管理業者登録簿に登録されている者であること。

シ　本プロポーザルに参加する他の共同企業体の構成員を兼ねていない者であること。

3　本プロポーザル担当部署等

（1）本プロポーザル担当部署

富士市上下水道部下水道施設維持課施設管理担当（富士市庁舎 5 階）

〒417-8601　富士市永田町 1 丁目 100 番地

【TEL】　0545-55-2813

【FAX】　0545-51-0499

【E-mail】 ge-shisetuiji@div.city.fuji.shizuoka.jp

（２）本プロポーザルに係るウェブサイトURL

http://www.city.fuji.shizuoka.jp/kurashi/c0401/fmervo000001cy4o.html

４　手続き等

（１）業務説明書等の配布

業務説明書及び様式、仕様書等を次のとおり配布する。

ア　配布期間

平成27年2月12日（木）から平成27年6月9日（火）まで

イ　配布方法

本プロポーザルに係るウェブサイトに掲示する。窓口及び郵送等での配布は行わない。

（２）説明会及び現地見学会

説明会及び現地見学会を次のとおり実施する。説明会及び現地見学会への参加希望者は、次のとおり申し込むこと。

ア　実施日時

平成27年2月19日（木）13時30分から15時00分まで

イ　実施場所

富士市西部浄化センター（富士市宮島1260番地）　3階会議室

ウ　申込方法

説明会・現地見学会参加申込書（様式1）に必要事項を記入のうえ、電子メールにより本プロポーザル担当部署まで申し込むこと。他の方法による申込は認めない。

エ　申込期間

平成27年2月12日（木）9時00分から平成27年2月18日（水）16時00分まで

（３）施設確認及び資料閲覧

施設確認及び資料閲覧を次のとおり実施する。施設確認及び資料閲覧の希望者は、次のとおり申し込むこと。

ア　実施日時

平成27年2月23日（月）から平成27年4月24日（金）までの間で希望者の希望日時を参考に富士市が指定する日時

イ　実施場所

（ア）施設確認

富士市東部浄化センター（富士市富士岡南260番地の1）

富士市西部浄化センター（富士市宮島1260番地）

（イ）資料閲覧

富士市東部浄化センター（富士市富士岡南260番地の1）　1階会議室

富士市西部浄化センター（富士市宮島1260番地）　3階会議室

ウ　申込方法

施設確認・資料閲覧申込書（様式2）に必要事項を記入のうえ、電子メールにより本プロポーザル担当部署まで申し込むこと。他の方法による申込は認めない。

エ　申込期間

平成27年2月12日（木）9時00分から平成27年4月23日（木）16時00分まで

（4）業務説明書等に関する質問の提出

業務説明書等、施設及び資料等の内容に関して質問がある場合は、次のとおり質問書を提出すること。

ア　提出期間

平成27年2月23日（月）9時00分から平成27年4月24日（金）16時00分まで

イ　提出方法

業務説明書等に関する質問書（様式3）に必要事項を記入のうえ、電子メールにより本プロポーザル担当部署まで提出すること。他の方法による提出は認めない。

ウ　質問への回答

質問への回答は、平成27年2月23日（月）から本プロポーザルに係るウェブサイトで随時公表する。

（5）参加表明書等の提出

本プロポーザルへの参加希望者は、次のとおり参加表明書等を提出すること。

ア　提出期間

平成27年2月23日（月）から平成27年4月1日（水）まで（土曜日、日曜日及び祝休日を除く。）の9時00分から16時00分まで

イ　提出方法

持参により本プロポーザル担当部署まで提出すること。他の方法による提出は認めない。

なお、代理人により提出する場合は、提出時に委任状（様式 12）を必ず持参すること。

ウ　提出書類

次の書類を各1部提出するものとする。詳細は、別冊の業務説明書に記載する。

（ア）参加表明書（様式4-1又は様式4-2）

（イ）商業・法人登記の履歴事項全部証明書

（ウ）定款

（エ）会社概要

（オ）営業所表（様式5）

（カ）下水道処理施設維持管理業者登録を確認できる書類

（キ）下水道法に基づく終末処理場の維持管理業務及び管路施設点検業務の実施実績（様式6）

（ク）保有する技術者の状況（様式7）

（ケ）配置予定従業者調書（様式8）

（6）参加資格確認結果の通知

参加資格の確認結果は、速やかに参加表明書を提出した者に対して書面により通知する（平

成27年4月6日（月）の発送を予定。)。電話等による確認結果に関する問合せには一切応じない。

なお、参加資格がない旨の通知を受けた者は、通知を受け取った日の翌日から起算して7日（土曜日及び日曜日、祝休日は含まない。）以内に、書面（様式は問わない。）により、その理由について説明を求めることができる。この場合において、富士市は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日以内（土曜日及び日曜日、祝休日は含まない。）に書面により回答する。

（7）技術提案書等の提出

プロポーザル参加者は、次のとおり技術提案書等を提出すること。

ア　提出期間

平成27年5月20日（水）から平成27年5月27日（水）まで（土曜日、日曜日及び祝休日を除く。）の9時00分から16時00分まで

イ　提出方法

持参により本プロポーザル担当部署まで提出すること。他の方法による提出は認めない。

なお、代理人により提出する場合は、提出時に委任状（様式 12）を必ず持参すること。

ウ　提出書類等

（ア）は1部、（イ）は正本1部、副本9部、（ウ）は一式を提出するものとする。詳細は、別冊の業務説明書に記載する。

（ア）技術提案書類提出届（様式9）

（イ）技術提案書

次のアからセまでを綴じて1部として提出すること。

ア　技術提案概要（様式10-1）

イ　業務実施コンセプト（様式10-2）

ウ　業務実施体制（様式10-3）

エ　配置予定従業者の資格・経験（様式10-4）

オ　受注実績（様式10-5）

カ　施設運転監視業務提案（様式10-6）

キ　設備保守管理業務提案（様式10-7）

ク　管路施設点検業務提案（様式10-8）

ケ　危機管理安全対策業務提案（様式10-9）

コ　環境対策業務提案（様式10-10）

サ　管理方法及びコスト縮減等の工夫、効果的な手法等（様式10-11）

シ　地域貢献、社会貢献に関する業務案（様式10-12）

ス　その他の業務提案

セ　参考価格と積算根拠（様式10-13）

（ウ）（イ）の電子データ一式及び（イ）アからセまでを一連で作成したPDF形式データを格納したCD-ROM

（8）参加の辞退

プロポーザル参加者は、参加表明書の提出以降、技術提案書の提出期限までの間、随時本プロポーザルへの参加を辞退することができる。参加を辞退する場合は、次のとおり辞退届（様式 11）を提出すること。

ア　提出期限

平成 27 年 5 月 27 日（水）16 時 00 分まで

（土曜日、日曜日及び祝休日は受け付けない。また、業務日でも 9 時 00 分から 16 時 00 分までの間以外は受け付けない。）

イ　提出方法

持参により本プロポーザル担当部署まで提出すること。他の方法による提出は認めない。

なお、代理人により提出する場合は、提出時に委任状（様式 12）を必ず持参すること。

（9）プレゼンテーション及びヒアリングの実施

技術提案書等の審査に当たって、提案内容の確認等を行うため、プロポーザル参加者に対してプレゼンテーションを求め、ヒアリングを行う。

ただし、プロポーザル参加者が多数あるなどにより富士市が必要と判断した場合には、事前審査を実施してプレゼンテーション及びヒアリング対象者を選定することがある。この場合、プロポーザル参加者に速やかに選定結果を通知する（平成 27 年 6 月 8 日（月）の発送を予定。）とともに、選定結果を本プロポーザルに係るウェブサイトで公表する。電話等による選定の結果に関する問合せには一切応じない。

なお、選定されなかった旨の通知を受けた者は、通知を受け取った日の翌日から起算して 7 日（土曜日及び日曜日、祝休日は含まない。）以内に、書面（様式は問わない。）により、その理由について説明を求めることができる。この場合において、富士市は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して 10 日以内（土曜日及び日曜日、祝休日は含まない。）に書面により回答する。

ア　プレゼンテーション及びヒアリング実施日時及び実施場所

平成 27 年 6 月 9 日（火）

実施時刻及び実施場所は、別途プロポーザル参加者に通知する。

イ　ヒアリング内容

事前にプロポーザル参加者に通知する。

（10）優先交渉権者の特定

予め定める提案評価基準に基づき、富士市終末処理場管理運転等業務委託評価委員会（以下「評価委員会」という。）の審査により優秀提案者を特定する。富士市は、この特定結果を踏まえ、本業務に係る委託契約の優先交渉権者を特定する。

なお、提案評価基準の詳細は、別冊の提案評価基準に記載する。

（11）特定結果の通知等

特定結果は、プロポーザル参加者に速やかに通知する（平成 27 年 6 月 19 日（金）の発送を予定。）とともに、本プロポーザルに係るウェブサイトで公表する。電話等による特定の結果に関する問合せには一切応じない。

なお、特定されなかった旨の通知を受けた者は、通知を受け取った日の翌日から起算して7日（土曜日及び日曜日、祝休日は含まない。）以内に、書面（様式は問わない。）により、その理由について説明を求めることができる。この場合において、富士市は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日以内（土曜日及び日曜日、祝休日は含まない。）に書面により回答する。

(12) 委託契約の締結

富士市は、優先交渉権者に見積書の提出を求め、委託契約を締結する。委託契約の詳細は、別冊の契約書（案）に記載する。

なお、優先交渉権者が契約を締結しないなどの場合、技術提案書の審査結果上位の者から順に契約交渉を行うことがある。

5　失格事項

次のいずれかに該当するプロポーザル参加者は失格とする。

（1）本公告のプロポーザルの参加資格要件を満たさない者

（2）参加表明書及び技術提案書を提出期限までに提出しない者、プレゼンテーション及びヒアリングに出席しなかった者又は正当な理由がなく指定した時刻に遅れた者

（3）提出書類に虚偽の記載をした者

（4）本公告以降、優先交渉権者の特定までの間に、直接又は間接を問わず評価委員会委員又は関係者と本業務に関する接触を試みた者

（5）その他評価委員会が不適格と認めた者

6　その他（留意事項）

（1）本プロポーザルに付する業務に係る契約は、地方自治法第234条の3の規定に基づく長期継続契約である。契約を締結した翌年度以降において、当該契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合、富士市は、この契約を変更又は解除することができるものとする。

（2）参加表明書の提出をもって、プロポーザル参加者が業務説明書等の記載内容を承諾したものとみなす。

（3）参加表明書及び技術提案書、確認資料の作成並びに提出、プレゼンテーション及びヒアリング等に要するすべての費用は、プロポーザル参加者が負担するものとする。

（4）本プロポーザルにおいて使用する言語は日本語、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、通貨は日本円、時刻は日本標準時とする。

（5）提出書類の取扱いは、次のとおりとする。

ア　プロポーザル参加者からの提出書類に含まれる著作物の著作権は、当該プロポーザル参加者に帰属する。ただし、公表、展示その他富士市が本業務に関し必要と認める用途に用いるときは、富士市は、必要な範囲でこれを無償で使用することができるものとする。この場合、当該プロポーザル参加者の技術上及び商業上のノウハウは公表しないものとする。

イ　プロポーザル参加者からの提出書類は返却しない。また、提出期限以降、提出書類の修正、差し替え又は再提出は、富士市が指示した場合を除き認めない。

ウ　提出書類の内容を確認するため、確認書類（契約書、証明書の写し等）の提出を求める

場合がある。

エ　提出書類に虚偽の記載をしたプロポーザル参加者は失格とする。また、当該プロポーザル参加者に対して指名停止の措置を行う場合がある。

オ　プロポーザル参加者が、他の事業者の協力を得て、又は学識経験者の援助を受けて本業務を履行しようとする場合は、技術提案書にその旨を明記するものとする。

（６）提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法等を使用したことにより生じる責任は、特段の定めがある場合を除き、当該提案を行ったプロポーザル参加者が負う。

（７）富士市が提供する資料は、本業務に関する検討以外の目的で使用してはならない。また、本業務に係る検討の範囲内であっても、富士市の了承を得ることなく、第三者にこれを使用させたり、又は内容を提示したりしてはならない。

（８）富士市は、業務説明書等に定めるもののほか本プロポーザルの実施に関して必要な事項が生じた場合には、本プロポーザルに係るウェブサイトを通じてプロポーザル参加者に通知する。

また、本公告以降、富士市が業務説明書等を補完又は修正する追加資料を公表した場合は、当該追加資料が業務説明書等の記載内容に優先するものとする。

なお、追加資料の公表についても、本プロポーザルに係るウェブサイトを通じて行う。

（９）本プロポーザルへの参加希望者がいなかった場合は、その旨を速やかに本プロポーザルに係るウェブサイトで公表する。

(10) プロポーザル参加者が１者であった場合でも、提案評価基準に従い、審査を行う。

(11) 詳細は、別冊の業務説明書等による。

７　問合せ先

（１）本業務及び本プロポーザルに関する問合せ先

富士市上下水道部下水道施設維持課施設管理担当（富士市庁舎５階）

〒417-8601　富士市永田町１丁目 100 番地

【TEL】　0545-55-2813

【FAX】　0545-51-0499

【E-mail】 ge-shisetuiji@div.city.fuji.shizuoka.jp

（２）契約締結に関する問合せ先

富士市上下水道部上下水道総務課契約管財担当（富士市水道庁舎５階）

〒417-0047　静岡県富士市青島町 191 番地

【TEL】　0545-55-2843

【FAX】　0545-53-2753

【E-mail】 jouge-soumu@div.city.fuji.shizuoka.jp

富士市終末処理場管理運転等業務委託

業務説明書

平成 27 年 2 月

富士市 上下水道部 下水道施設維持課

この業務説明書は、富士市(以下「委託者」という。)が実施する富士市終末処理場管理運転等業務委託(以下「本業務」という。)を受託する民間事業者(以下「受託者」という。)の募集及び特定を行うにあたっての手続き等を定めたものであり、本業務に係るプロポーザル参加希望者(以下「参加者」という。)に交付するもので、別冊の以下の書類と一体をなすものである(これらの書類を総称して、以下「業務説明書等」という。)。

① 業務要求水準書
② 業務委託契約書(案)
③ 一般仕様書
④ 特記仕様書
⑤ 提案評価基準
⑥ 様式集

参加者は、業務説明書等の内容を十分に理解した上で、必要な書類を作成、提出することとする。

目　次

1 業務概要 1
1.1　業務名称 1
1.2　業務実施場所 1
1.3　業務概要及び目的 1
1.4　本業務の対象施設及び対象業務 1
1.4.1　対象施設 1
1.4.2　対象業務 1
1.5　委託方式 2
1.6　業務期間等 2
1.7　委託の上限額 2
1.8　法令等の遵守 2
2 プロポーザル参加に関する条件等 3
2.1　参加資格要件 3
2.2　参加資格確認基準日 6
2.3　募集に関する留意事項 6
2.3.1　業務説明書等の承諾 6
2.3.2　費用負担 6
2.3.3　使用言語、単位等 6
2.3.4　提出書類の取扱い 6
2.3.5　特許権等 7
2.3.6　提供資料の取扱い 7
2.3.7　失格事項 7
2.3.8　その他 7
3 募集及び特定等の日程 8
4 募集に関する手続き等 9
4.1　説明会及び現地見学会 9
4.2　施設確認及び資料閲覧 9
4.3　業務説明書等に関する質問の提出 10
4.4　業務説明書等に関する質問への回答公表 11
4.5　参加表明書及び参加資格確認書類の提出 11
4.6　参加資格確認結果の通知 11
4.7　技術提案書の提出 11
4.8　応募の辞退 12

5 受託者の決定等 13
5.1　評価委員会の設置 13
5.2　プレゼンテーション及びヒアリングの実施 13
5.3　優先交渉権者の特定 13
5.4　特定結果の通知等 13
5.5　参加者がない場合の取扱い 14
5.6　参加者が１者であった場合の取扱い 14
5.7　契約手続き 14
5.7.1　業務契約の締結 14
5.7.2　優先交渉権者が業務契約を締結しない場合 14
6 提出書類 15
6.1　説明会及び現地見学会参加申込時の提出書類 15
6.2　施設確認及び資料閲覧申込時の提出書類 15
6.3　業務説明書等に関する質問等の提出書類 15
6.4　参加表明時の提出書類 16
6.5　技術提案書提出時の提出書類 17
6.5.1　作成に当たっての留意事項 17
6.5.2　提出書類 17
6.6　参加辞退時の提出書類 19
6.7　諸手続を代理人に委任する場合の提出書類 19
7 本業務に関する問合せ先 19

1　業務概要

1.1　業務名称

富士市終末処理場管理運転等業務委託

1.2　業務実施場所

富士市東部浄化センター　　富士市富士岡南 260 番地の 1

富士市西部浄化センター　　富士市宮島 1260 番地

1.3　業務概要及び目的

富士市東部浄化センター、富士市西部浄化センター及びマンホールポンプ施設における施設の運転管理、日常点検、定期点検、電力・薬品等のユーティリティ調達及び一部の修繕並びに管路施設の巡視及び点検の各業務を委託する。

民間事業者の創意工夫を促し、効率的な維持管理が実現できるよう、性能発注・複数年契約を実施し、維持管理レベルの向上とともに業務の効率化を図ることを目的とする。

1.4　業務の対象施設及び対象業務

1.4.1　対象施設

対象施設は以下のとおりとし、各施設の概要は別に配付する「富士市終末処理場管理運転等業務委託　特記仕様書」に示すものとする。

ア　富士市東部浄化センター

イ　富士市西部浄化センター

ウ　マンホールポンプ施設

エ　管路施設

1.4.2　対象業務

対象となる業務は以下のとおりとし、各業務の詳細は別に配付する「富士市終末処理場管理運転等業務委託　特記仕様書」に示すものとする。

ア　処理場施設の運転操作、監視に関する業務

イ　設備の保守点検に関する業務

ウ　施設管理に関する業務

エ　エネルギー管理及び温室効果ガスに関する業務

オ　環境計測に関する業務

カ　環境対策に関する業務

キ　物品の調達管理に関する業務

ク　修繕に関する業務

ケ　管路施設点検に関する業務

1.5　委託方式

本業務は、複数年にわたり各業務を包括的に性能発注により委託する、いわゆる包括的民間委託(「性能発注の考え方に基づく民間委託のためのガイドライン」(平成 13 年 4 月 28 日国都下管第 3 号下水道管理指導室長通知))とする。

1.6　業務期間等

履行期間、履行準備期間及び業務時間は以下のとおりとする。

ア　履行期間：平成 27 年 8 月 1 日から平成 32 年 7 月 31 日まで
(地方自治法(昭和 22 年 4 月 17 日法律第 67 号)第 234 条の 3 の規定に基づく長期継続契約)

イ　履行準備期間：平成 27 年 7 月 1 日から平成 27 年 7 月 31 日まで

ウ　業務時間：24 時間終日

なお、履行準備期間中の費用は、受託者の負担とする。

1.7　委託料の契約上限額

委託料の契約上限額及び履行期間中の各年度の支払上限額は、次のとおりとする。なお、委託料支払いは、月毎の後払いとする。

平成 27 年度(平成 27 年 8 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日)	549,410(千円・税抜き)
平成 28 年度(平成 28 年 4 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日)	820,330(千円・税抜き)
平成 29 年度(平成 29 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日)	825,110(千円・税抜き)
平成 30 年度(平成 30 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日)	828,560(千円・税抜き)
平成 31 年度(平成 31 年 4 月 1 日～平成 32 年 3 月 31 日)	831,080(千円・税抜き)
平成 32 年度(平成 32 年 4 月 1 日～平成 32 年 7 月 31 日)	248,350(千円・税抜き)
総額	4,102,840(千円・税抜き)

1.8　法令等の遵守

受託者は、本業務の履行に当たって、下水道法、その他の関係する法令、条例、規則、基準等を遵守しなければならない。

2 プロポーザル参加に関する条件等

2.1　参加資格要件

本プロポーザルに参加することができる者の形態は、法人又は団体(以下「法人等」という。)単体若しくは複数の法人等で結成した共同企業体とし、次の資格要件を満たす者とする。

なお、資格要件の確認基準日は参加表明書の提出期限日とし、契約締結までの間にプロポーザル参加者が資格要件を満たさなくなった場合、契約締結はできないものとする。

(1)　法人等単体の場合の資格要件

ア　次の(ア)の施設を有する下水道法第2条第6号に規定する終末処理場(以下「下水道終末処理場」という。)における(イ)の要件を満たす維持管理業務について、同一の下水道終末処理場において3年以上継続して履行し、平成16年4月1日以降に業務完了した実績(元請に限る。共同企業体による実績は代表者の場合に限る。)を有する者であること。

（ア）　次に掲げる施設をすべて有する施設

①　1日当たりの汚水30,000立方メートル以上の現有処理能力(日最大)を有し、分流式(分流の割合が30,000立方メートル以上の一部合流式も含む。)かつ標準活性汚泥法(高度処理の変法を含む。)を用いる水処理施設と同等以上の処理方法を用いる水処理施設

②　汚泥消化設備を有する汚泥処理施設

（イ）　次に掲げる要件をすべて満たす維持管理業務

①　包括的民間委託された業務。

②　運転管理、日常点検、定期点検、電力・薬品等のユーティリティ管理を含む業務(包括的民間委託レベル2以上)

イ　次に掲げる要件をすべて満たす者を総括責任者として専任かつ常駐で本業務に配置できる者であること。

（ア）　下水道法施行令(昭和34年政令第147号)第15条の3に規定する資格を有する者

（イ）　ア(ア)の施設を有する下水道終末処理場における維持管理業務について、総括責任者(期間は問わない。)又2年以上副総括責任者として従事した経験を有する者

（ウ）　法人等と直接的かつ恒常的な雇用関係のある者

ウ　次に掲げる要件をすべて満たす者を副総括責任者として専任かつ常駐で本業務に配置できる者であること。

（ア）　下水道法施行令第15条の3に規定する資格を有する者

（イ）　法人等と直接的かつ恒常的な雇用関係のある者

エ　次に掲げる要件をすべて満たす者を業務主任者として専任かつ常駐で本業務の対象業務に配置できる者であること。

（ア）　下水道法施行令第 15 条の 3 に規定する資格を有する者又は下水道終末処理場の維持管理業務について 3 年以上の実務経験を有する者。ただし、管路及びマンホールポンプ施設の点検、清掃業務においては、下水道管理技術認定試験合格者又は下水道管路管理技士の資格を有する者

（イ）　法人等と直接的かつ恒常的な雇用関係のある者

オ　次に掲げる要件をすべて満たす者を電気主任技術者として専任かつ常駐で本業務に配置できる者であること。

（ア）　電気主任技術者の資格を有する者

（イ）　法人等と直接的かつ恒常的な雇用関係のある者

カ　次に掲げる要件をすべて満たす者をエネルギー管理員として専任かつ常駐で本業務に配置できる者であること。

（ア）　エネルギー管理士又はエネルギー管理員の資格を有する者

（イ）　法人等と直接的かつ恒常的な雇用関係のある者

(2)　共同企業体の場合の資格要件

ア　2 者による共同企業体であること。

イ　共同企業体の運営形態は、各構成員が一体となって業務を遂行する共同管理方式であること。

ウ　各構成員の出資比率は、30 パーセント以上であること。

エ　共同企業体の代表者は、出資比率が構成員中最大であること。

オ　共同企業体の代表者は、(1)ア及びイの資格要件を満たすものであること。

カ　共同企業体の代表者を本プロポーザルに参加する代表者とすること。

キ　共同企業体として、(1)ウからカまでの資格要件を満たすこと。

(3)　法人等単体及び共同企業体の構成員すべてに共通の資格要件

ア　参加表明書の提出期限までに、本社、本店、本部、支店、営業所、支部等が富士市における物品の製造、買入れ、修繕、売払い等又は役務の調達に係る競争入札参加資格の認定を受けている者であること。

イ　地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 に該当しない者であること。

ウ　日本国内に本社、本店、本部を有する者であること。

エ　富士市工事請負契約等に係る指名停止等措置要領又は富士市物品購入等の契約に係る指名停止等措置要領に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。

オ　国税及び地方税を滞納していない者であること。

カ　富士市水道料金、富士市下水道使用料、岳南広域都市計画富士下水道事業受益者負担金、富士市公共下水道事業受益者分担金を滞納していない者であること。

キ　破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申立てをしていない者及び申立てがなされていない者であること。

ク　会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てをしていない者及び申立てがなされていない者、又は更生手続開始の申立てをしている者及び申立てがなされている者で更生手続開始の決定を受けている者であること。

ケ　民事再生法(平成11年法律第255号)に基づく再生手続開始の申立てをしていない者及び申立てがなされていない者、又は再生手続開始の申立てをしている者又は申立てがなされている者で再生手続開始の決定を受けている者であること。

コ　次に掲げる要件のいずれにも該当しない者であること。

（ア）　役員等(業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者又は相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者をいう。以下同じ。)が暴力団員等(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。)又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる者

（イ）　暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる者

（ウ）　役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用したと認められる者

（エ）　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者

（オ）　前各号に規定するもののほか、役員等が暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有していると認められる者

（カ）　本業務に係る工事請負契約又は保守点検業務委託若しくは資材・原材料等の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が暴力団関係者であることを知りながら、当該者と契約を締結しようとする者

サ　下水道処理施設維持管理業者登録規程(昭和62年建設省告示第1348号)第2条第1項の規定に基づき、国土交通省に備える下水道処理施設維持管理業者登録簿に登録されている者であること。

シ　本プロポーザルに参加する他の共同企業体の構成員を兼ねていない者であること。

2.2　参加資格確認基準日

参加者は、上記 2.1 に示す参加資格を満たすことを証明するため、参加資格の確認を受けなければならない。参加資格の確認基準日は、参加表明書及び参加資格確認書類の提出締切日(平成 27 年 3 月 13 日(金))とする。

2.3　募集に関する留意事項

2.3.1　業務説明書等の承諾

参加者は、参加表明書(様式 4)の提出をもって、業務説明書等の記載内容を承諾したものとみなす。

2.3.2　費用負担

参加表明書及び技術提案書、確認資料の作成並び提出、プレゼンテーション及びヒアリング等に要するすべての費用は、プロポーザル参加者が負担するものとする。

2.3.3　使用言語、単位等

本プロポーザルで使用する言語は日本語、単位は計量法(平成 4 年法律第 51 号)に定めるもの、通貨は日本円、時刻は日本標準時とする。

2.3.4　提出書類の取扱い

ア　著作権

参加者からの提出書類に含まれる著作物の著作権は、当該参加者に帰属する。ただし、公表、展示その他委託者が本業務に関し必要と認める用途に用いるときは、委託者は必要な範囲でこれを無償で使用することができるものとする。この場合、当該参加者の技術・商業上のノウハウは公表しない。

イ　提出書類の返却等

参加者からの提出書類は返却しない。また、提出期限以降における修正、差し替え又は再提出は、委託者が指示をした場合を除き、認めない。

ウ　確認書類の提出

提出書類の内容を確認するため、確認書類(契約書、証明書の写し等)の提出を求めることがある。

エ　提出書類の無効

提出書類に虚偽の記載をした場合は、当該参加表明書又は技術提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止を行うことがある。

オ　他事業者の協力を得る場合

技術提案書を提出する参加者が、他の事業者の協力を得て、又は学識経験者の援助を受けて本業務を履行しようとする場合には、技術提案書にその旨を明記するも

のとする。

2.3.5　特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法等を使用したことにより生じる責任は、特段の定めがある場合を除き、当該提案を行った参加者が負う。

2.3.6　提供資料の取扱い

委託者が提供する資料は、本業務に関する検討以外の目的で使用してはならない。また、本業務に関する検討の範囲であっても、委託者の了承を得ることなく、第三者にこれを使用させたり、又は内容を提示したりしてはならない。

2.3.7　失格事項

次のいずれかに該当するプロポーザル参加者は失格とする。

(1)　プロポーザルの参加資格要件を満たさない者

(2)　参加表明書及び技術提案書を提出期限までに提出しない者、プレゼンテーション及びヒアリングに出席しなかった者又は正当な理由がなく指定した時刻に遅れた者

(3)　提出書類に虚偽の記載をした者

(4)　優先交渉権者の特定までの間に、直接又は間接を問わず評価委員会委員又は関係者と本業務に関する接触を試みた者

(5)　その他評価委員会が不適格と認めた場合

2.3.8　その他

本プロポーザルに付する業務に係る契約は、地方自治法第 234 条の 3 の規定に基づく長期継続契約である。契約を締結した翌年度以降において、当該契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合、富士市は、この契約を変更又は解除することができるものとする。

委託者は、業務説明書等に定めるものの他、本プロポーザルの実施に関して必要な事項が生じた場合には、本プロポーザルに係るウェブサイト
(http://www.city.fuji.shizuoka.jp/kurashi/c0401/fmervo000001cy4o.html「7 本業務に関する問合せ先」参照)を通じて参加者に通知する。

また、募集公告以降、業務説明書等を補完又は修正する追加資料を委託者が公表した場合は、当該追加資料が業務説明書等の記載内容に優先するものとする。なお、追加資料の公表は本プロポーザルに係るウェブサイト
(http://www.city.fuji.shizuoka.jp/kurashi/c0401/fmervo000001cy4o.html「7 本業務

に関する問合せ先」参照)を通じて行う。

3　募集及び特定等の日程

募集公告から契約締結までの日程は、概ね表 3-1 のとおりを予定している。ただし、各種書類の提出状況、審査の進捗状況等により変更となる場合がある。

表 3-1　契約締結までのスケジュール

1	募集公告及び業務説明書等の公表	平成 27 年 2 月 12 日（木）
2	説明会及び現地見学会	平成 27 年 2 月 19 日（木）
3	施設確認及び資料閲覧	平成 27 年 2 月 23 日（月）から 平成 27 年 4 月 24 日（金）まで
4	業務説明書等に関する質問の受付	平成 27 年 2 月 23 日（月）から 平成 27 年 4 月 24 日（金）まで
5	業務説明書等に関する質問への回答公表	平成 27 年 2 月 23 日（月）以降 随時
6	参加表明書等の受付締め切り	平成 27 年 4 月 1 日（水）
7	参加資格確認結果の通知	平成 27 年 4 月 6 日（月）
8	技術提案書の受付締め切り	平成 27 年 5 月 27 日（水）
9	プレゼンテーション及びヒアリング対象者選定結果の通知	平成 27 年 6 月 2 日（火）
10	プレゼンテーション及びヒアリングの実施	平成 27 年 6 月 9 日（火）
11	特定結果の通知(優先交渉権者)	平成 27 年 6 月 19 日（金）
12	審査結果の公表	平成 27 年 6 月 19 日（金）
13	技術提案及び見積内容確認	平成 27 年 6 月 19 日（金）から 平成 27 年 6 月 26 日（金）まで
14	履行準備期間	平成 27 年 7 月 1 日（水）から 平成 27 年 7 月 31 日（金）まで
15	見積合せ	平成 27 年 7 月中旬
16	契約締結	平成 27 年 7 月下旬
17	業務開始	平成 27 年 8 月 1 日（土）

4 募集に関する手続き等

4.1　説明会及び現地見学会

参加者に対して、以下のとおり説明会及び現地見学会を実施する。参加を希望する者は、所定の手続きにより事前に申込みをすること。

ア　実施日時

平成27年2月19日（木）　13時30分から15時00分まで

イ　実施場所

富士市西部浄化センター3階会議室（所在は「1.2 業務実施場所」を参照）

ウ　申込方法

説明会・現地見学会参加申込書(様式1)に必要事項を記入し、電子メールにより富士市上下水道部下水道施設維持課(ge-shisetsuiji@div.city.fuji.shizuoka.jp)に申込むこと。その他の方法による申込みは認めない。電子メール件名は「説明会及び現地見学会参加申込み」とし、着信確認は送信者の責任において行うこと。なお、ファイル形式はMicrosoft Word形式とし、PDF等は不可とする。

エ　申込期間

平成27年2月12日(木)から平成27年2月18日（水）16時00分まで

オ　その他

業務説明書等は配布しないので、各自持参すること。なお、説明会及び現地見学会において質疑応答の機会は設けない。本業務に関する質問は、4.3に示す方法によってのみ受け付けるので留意すること。

4.2　施設確認及び資料閲覧

参加者に対して、以下のとおり施設確認及び資料閲覧の期間を設ける。希望する者は、所定の手続きにより事前に申込みをすること。

ア　実施日時

平成27年2月23日（月）から平成27年4月24日(金)までの期間において、希望者の希望日時を参考に委託者が調整、指定した日時とする。

イ　実施場所

施設確認：富士市東部浄化センター　富士市西部浄化センター
（所在は「1.2 業務実施場所」を参照）

資料閲覧：富士市東部浄化センター1階会議室
富士市西部浄化センター3階会議室
（所在は「1.2 業務実施場所」を参照）

ウ　申込方法

施設確認・資料閲覧申込書(様式2)に必要事項を記入し、電子メールにより富士市上下水道部下水道施設維持課(ge-shisetsuiji@div.city.fuji.shizuoka.jp)に申込

むこと。その他の方法による申込みは認めない。電子メール件名は「施設確認及び資料閲覧申込み」とし、着信確認は送信者の責任において行うこと。なお、ファイル形式はMicrosoft Word形式とし、PDF等は不可とする。

エ　申込期間

平成27年2月23日(月)から平成27年4月23日（木）16時00分まで

オ　閲覧資料

（ア）　富士市公共下水道事業年報（平成24年度、平成25年度）

（イ）　竣工図書

（ウ）　委託業務年度完了報告書（平成22年度から平成26年度）

（エ）　委託業務月次施設状況報告書（平成22年4月から平成27年2月）

（オ）　保守点検業務完了報告書（平成22年度から平成26年度）

（カ）　業務日誌（平成22年度から平成26年度）

（キ）　業務日報（平成22年度から平成26年度）

（ク）　業務月報（平成22年度から平成26年度）

（ケ）　業務年報（平成22年度から平成26年度）

（コ）　富士市下水道長寿命化計画（平成25年度 西部浄化センター）

（サ）　富士市公共下水道長寿命化計画全体構想策定業務委託報告書（平成23年度）

（シ）　富士市公共下水道人孔鉄蓋長寿命化計画全体構想策定業務委託報告書
(平成26年度)

（ス）　富士市公共下水道中継マンホールポンプ施設点検業務委託報告書
(平成22年度から平成26年度)

（セ）　富士市公共下水道中継マンホールポンプ施設清掃業務委託報告書
(平成22年度から平成26年度)

カ　その他

施設確認及び資料閲覧において質疑応答の機会は設けない。本業務に関する質問は、4.3に示す方法によってのみ受け付けるので留意すること。

4.3　業務説明書等に関する質問の提出

業務説明書等の内容に関して質問がある場合は、以下のとおり提出すること。

ア　提出期間

平成27年2月23日（月）から平成27年4月24日（金）16時00分まで

イ　提出方法

業務説明書等に関する質問書(様式3)に必要事項を記入し、電子メールにより富士市上下水道部下水道施設維持課(ge-shisetsuiji@div.city.fuji.shizuoka.jp)に提出すること。その他の方法による提出は認めない。電子メール件名は「業務説明書等に関する質問」とし、着信確認は送信者の責任において行うこと。なお、ファイル形式

はMicrosoft Word形式とし、PDF等は不可とする。

4.4　業務説明書等に関する質問への回答公表

業務説明書等に関する質問の回答は、平成27年2月23日(月)から本プロポーザルに係るウェブサイト
(http://www.city.fuji.shizuoka.jp/kurashi/c0401/fmervo000001cy4o.html「7 本業務に関する問合せ先」参照)で随時公表する。ただし、質問者の特殊な技術、ノウハウ等に関する質問については、当該質問者のみに書面により回答する。また、回答の公表に当たっては質問者を匿名化する。

4.5　参加表明書及び参加資格確認書類の提出

参加者は、参加表明書(様式4)とともに参加資格確認書類(様式5～8他)を以下のとおり提出すること。

ア　提出期間

平成27年2月23日（月）から平成27年4月1日（水)まで

(土曜日、日曜日及び祝休日を除く9時00分から16時00分まで)

イ　提出方法

富士市上下水道部下水道施設維持課に持参により提出すること。その他の方法による提出は認めない。代理人により提出する場合は、提出時に委任状(様式12)を併せて持参すること。

ウ　提出書類

「6.4 参加表明時の提出書類」を参照のこと。

4.6　参加資格確認結果の通知

参加資格の確認結果は、参加者に対して平成27年4月6日(月)までに、書面により通知する。この場合において、参加資格がないと認めた参加者に対しては、その理由を付記して通知する。なお、電話等による問合せには一切応じない。

参加資格がない旨の通知を受けた者は、通知を受け取った日の翌日から起算して7日(土曜日、日曜日及び祝休日を含まない。)以内に、書面(様式は問わない。)により、その理由について説明を求めることができる。委託者は、説明を求められたときには、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日以内(土曜日、日曜日及び祝休日を含まない。)に、書面により回答する。

4.7　技術提案書等の提出

参加者は、技術提案書類提出届(様式9)とともに技術提案書等を以下のとおり提出すること。

ア　提出期間

平成 27 年 5 月 20 日（水）から平成 27 年 5 月 27 日（水)まで

（土曜日、日曜日及び祝休日を除く 9 時 00 分から 16 時 00 分まで）

イ　提出方法

富士市上下水道部下水道施設維持課に持参により提出すること。その他の方法による提出は認めない。代理人により提出する場合は、提出時に委任状(様式 12)を併せて持参すること。

ウ　提出書類

「6.5 技術提案書類提出時の提出書類」を参照のこと。

4.8　参加の辞退

参加表明書(様式 4)の提出以降、技術提案書の提出期限まで随時参加を辞退することができる。参加を辞退する場合は、平成 27 年 5 月 27 日(水)まで(土曜日、日曜日及び祝休日を除く 9 時 00 分から 16 時 00 分まで)に辞退届(様式 11)を富士市上下水道部下水道施設維持課に持参により提出すること。その他の方法による提出は認めない。代理人により提出する場合は、提出時に委任状(様式 12)を併せて持参すること。

5 受託者の決定等

5.1　評価委員会の設置

委託者は、技術提案書の審査を専門的知見に基づいて実施するため、「富士市終末処理場管理運転等業務委託評価委員会」(以下「評価委員会」という。)を設置している。

5.2　プレゼンテーション及びヒアリングの実施

評価委員会は、技術提案書の審査に当たって、提案内容の確認等のために、参加者に対してプレゼンテーションを求め、ヒアリングを実施する。

なお、参加者が多数ある場合は、事前審査を実施して5者程度をプレゼンテーション及びヒアリング対象者として選定する場合がある。この場合、委託者は選定結果を参加者に速やかに通知(平成27年6月2日(火)を予定)するとともに、本業務に係るウェブサイト(http://www.city.fuji.shizuoka.jp/kurashi/c0401/fmervo000001cy4o.html「7 本業務に関する問合せ先」参照)で公表する。また、選定しなかった者に対しては、その理由を付記して通知する。なお、電話等による問合せには一切応じない。

選定されなかった旨の通知を受けた者は、通知を受け取った日の翌日から起算して7日(土曜日、日曜日及び祝休日を含まない。)以内に、書面(様式は問わない。)により、その理由について説明を求めることができる。委託者は、説明を求められたときには、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日以内(土曜日、日曜日及び祝休日を含まない。)に、書面により回答する。

ア　実施予定日時

平成27年6月9日 (火)

時間については、事前に参加者に通知する。

イ　実施場所・ヒアリング内容

場所、ヒアリング内容については、事前に参加者に通知する。

5.3　優先交渉権者の特定

予め定めた提案評価基準に基づき、評価委員会の審査により優秀提案者を特定する。優秀提案者の特定結果を踏まえ、委託者は優先交渉権者を決定する。

審査の詳細については、別冊の「富士市終末処理場管理運転等業務委託　提案評価基準」を参照のこと。

5.4　特定結果の通知等

委託者は、特定結果を参加者に速やかに通知(平成27年6月19日(金)を予定)するとともに、本プロポーザルに係るウェブサイト(http://www.city.fuji.shizuoka.jp/kurashi/c0401/fmervo000001cy4o.html「7 本業務に関する問合せ先」参照)で公表する。この場合において、優秀提案者に特定されなかっ

た者に対しては、その理由を付記して通知する。なお、電話等による問合せには一切応じない。

特定されなかった旨の通知を受けた者は、通知を受け取った日の翌日から起算して7日(土曜日、日曜日及び祝休日を含まない。)以内に、書面(様式は問わない。)により、その理由について説明を求めることができる。委託者は、説明を求められたときには、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日以内(土曜日、日曜日及び祝休日を含まない。)に、書面により回答する。

5.5　参加者がない場合の取扱い

参加者がない場合、委託者はその旨を速やかに本プロポーザルに係るウェブサイト(http://www.city.fuji.shizuoka.jp/kurashi/c0401/fmervo000001cy4o.html「7 本業務に関する問合せ先」参照)で公表する。

5.6　参加者が1者であった場合の取扱い

参加者が1者であった場合も、提案評価基準に従い審査を行う。

5.7　契約手続き

5.7.1　委託契約の締結

委託者は、優先交渉権者に見積書の提出を求め、委託契約を締結する。委託契約の詳細については、別冊の「業務委託契約書(案)」を参照のこと。

5.7.2　優先交渉権者が委託契約を締結しない場合

委託者は、優先交渉権者が委託契約を締結しないときは、技術提案審査結果の上位者から順に契約交渉を行う場合がある。

6 提出書類

6.1　説明会及び現地見学会参加申込時の提出書類

説明会及び現地見学会の参加を申込む時は、以下表 6-1 に示す書類を 1 部提出すること。

表 6-1 説明会及び現地見学会参加申込時の提出書類

提出書類	様式	作成要領等
説明会・現地見学会参加申込書	様式 1	・提出は任意(希望者のみ提出)

6.2　施設確認及び資料閲覧申込時の提出書類

施設確認及び資料閲覧を希望する時は、以下表 6-2 に示す書類を 1 部提出すること。

表 6-2 施設確認及び資料閲覧申込時の提出書類

提出書類	様式	作成要領等
施設確認・資料閲覧申込書	様式 2	・提出は任意(希望者のみ提出)

6.3　業務説明書等に関する質問等の提出書類

業務説明書等の内容に関して質問がある時は、以下表 6-3 に示す書類を提出すること。

表 6-3 業務説明書等に関する質問時の提出書類

提出書類	様式	作成要領等
業務説明書等に関する質問書	様式 3	・提出は任意(希望者のみ提出) ・質問は様式 1 枚につき 1 件とするので、質問が複数ある場合は、様式を複写して用いること。

6.4　参加表明時の提出書類

本プロポーザルへの参加を表明する時は、以下表 6-4 に示す書類を 1 部提出すること。

表 6-4 参加表明時の提出書類

<table>
<tr><th colspan="2">提出書類</th><th>様式</th><th>作成要領等</th></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">参加表明書</td><td>様式
4-1</td><td>・法人等単体用。必要事項を漏れなく記載し、必ず押印すること。</td></tr>
<tr><td>様式
4-2</td><td>・共同企業体用。必要事項を漏れなく記載し、必ず押印すること。
・併せて、共同企業体協定書の写し及び委任状の写しを添付すること。</td></tr>
<tr><td rowspan="9">参加資格確認書類</td><td>商業・法人登記の履歴事項全部証明書</td><td>―</td><td>・募集公告日以降に交付されたもの</td></tr>
<tr><td>定款</td><td>―</td><td>・最新のもの</td></tr>
<tr><td>会社概要</td><td>―</td><td>・最新のもの</td></tr>
<tr><td>営業所表</td><td>様式 5</td><td>・最新のもの</td></tr>
<tr><td>法人事業報告書</td><td>―</td><td>・B/S, P/L キャッシュフロー計算書等（直近 2 ヵ年）</td></tr>
<tr><td>下水道処理施設維持管理業者登録を確認できる書類</td><td>―</td><td>・下水道処理施設維持管理業者登録を確認できる書類の写しを添付すること。</td></tr>
<tr><td>下水道終末処理場の維持管理業務及び管路施設点検業務の履行実績</td><td>様式 6</td><td>・履行した実績を確認できる契約書、仕様書等の写しを添付すること。</td></tr>
<tr><td>雇用する技術者の状況</td><td>様式 7</td><td>・必要事項を漏れなく記載すること。</td></tr>
<tr><td>配置予定従業者調書</td><td>様式 8</td><td>・必要事項を漏れなく記載すること。
・配置予定総括責任者、副総括責任者、業務主任者、電気主任技術者、エネルギー管理員が参加資格に示す要件を満たすことを証明する書類の写しを添付すること。</td></tr>
</table>

6.5　技術提案書提出時の提出書類

6.5.1　作成に当たっての留意事項

提出書類の作成に当たっては、委託者から特別な指示がない限り、次の事項に留意すること。

ア　各様式に文字数及び枚数の制限は設けないが、簡潔かつ明瞭に記述すること。提案本編以外に付属資料や図面等を巻末に添付する場合は、本文中に参照箇所を明示すること。

イ　A4 版ファイル綴じとする。図面等で A3 版を使用する場合は A4 版に折り込むこと。

ウ　使用する言語は日本語、単位は計量法(平成 4 年法律第 51 号)に定めるもの、通貨は日本円、時刻は日本標準時とする。

エ　Microsoft Word 又は Exel 形式(Windows 版、バージョンは 2000 以降とする。)により作成することを基本とする。ただし、提出書類に貼付する図表及び図面については、DXF 形式を基本とする。

オ　原則として横書きで記載すること。

カ　使用する文字サイズは 10.5 ポイント以上とする。ただし、図表中及び図面中の文字サイズについては、この限りでない。

キ　各様式中に掲げる指示を十分に踏まえること。

ク　原則として再生紙を使用すること。

6.5.2　提出書類

技術提案書提出時は、以下(表 6-5)に示す書類を提出すること。提出部数は、技術提案書類提出届(様式 9)については 1 部、技術提案書については 10 部(正本 1 部、副本 9 部)とする。上記技術提案書の電子データ一式を CD-ROM に格納し、提出すること。また、技術提案書を通しで印刷できるようにした PDF 形式データも併せて格納すること。

表 6-5 技術提案書提出時の提出書類

提出書類		様式	作成要領等
技術提案書類提出届		様式 9	・必要事項を漏れなく記載し、必ず押印すること。
技術提案書	技術提案概要	様式 10-1	・様式に記載している事項に従い、提案内容を様式 2 枚以内で記述すること。
	業務実施コンセプト	様式 10-2	・様式に記載している事項に従い、提案内容を様式 2 枚以内で記述すること。
	業務実施体制	様式 10-3	・様式に記載している事項に従い、提案内容を様式 2 枚以内で記述すること。
	配置予定従業者の資格・経験	様式 10-4	・様式に記載している事項に従い、提案内容を様式 2 枚以内で記述すること。
	受注実績	様式 10-5	・様式に記載している事項に従い、提案内容を様式 2 枚以内で記述すること。
	施設運転監視業務提案	様式 10-6	・様式に記載している事項に従い、提案内容を様式 3 枚以内で記述すること。
	設備保守管理業務提案	様式 10-7	・様式に記載している事項に従い、提案内容を様式 2 枚以内で記述すること。
	管路施設点検業務提案	様式 10-8	・様式に記載している事項に従い、提案内容を様式 3 枚以内で記述すること。
	危機管理安全対策業務提案	様式 10-9	・様式に記載している事項に従い、提案内容を様式 2 枚以内で記述すること。
	環境対策業務提案	様式 10-10	・様式に記載している事項に従い、提案内容を様式 2 枚以内で記述すること。
	管理方法及びコスト縮減等の工夫、効果的な手法等の提案	様式 10-11	・様式に記載している事項に従い、提案内容を様式 2 枚以内で記述すること。
	地域貢献、社会貢献に関する提案	様式 10-12	・様式に記載している事項に従い、提案内容を様式 2 枚以内で記述すること。
	その他の提案	―	・提出は任意(提案がある者のみ提出)。ただし、A3 版 1 枚あるいは A4 版 2 枚以内とする。
	参考価格と積算根拠	様式 10-13	・様式に記載している事項に従い、提案内容を記述すること。

6.6　参加辞退時の提出書類

本プロポーザルへの参加を辞退する時は、以下(表 6-6)に示す書類を 1 部提出すること。

表 6-6 参加辞退時の提出書類

提出書類	様式	作成要領等
辞退届	様式 11	・必要事項を漏れなく記載し、必ず押印すること。

6.7　諸手続を代理人に委任する場合の提出書類

諸手続を代理人に委任する場合は、都度以下(表 6-7)に示す書類を 1 部提出すること。

表 6-7 諸手続を代理人に委任する場合の提出書類

提出書類	様式	作成要領等
委任状	様式 12	・書類の提出等の手続きを代理人により行う場合は提出すること。 ・必要事項を漏れなく記載し、必ず押印すること。

7　本業務に関する問合せ先

(1)　事業担当課

本業務の事業を所管し、資料の縦覧、現地施設の見学及び業務説明書等に関する質問回答を行う部署は、以下のとおりとする。

ア　担当部課名：富士市上下水道部下水道施設維持課

イ　住所：〒417-8601　富士市永田町一丁目 100 番地（富士市役所 5 階東側）

ウ　ウェブサイト：

http://www.city.fuji.shizuoka.jp/kurashi/c0401/fmervo000001cy4o.html

エ　連絡先：TEL 0545-55-2813

FAX 0545-51-0499

電子メール ge-shisetuiji@div.city.fuji.shizuoka.jp

(2)　契約事務担当課

本業務の契約続きを所管する部署は、以下のとおりとする。

ア　担当部課名：富士市上下水道部上下水道総務課

イ　住所：〒417-0046　富士市青島町 191 番地（富士市水道庁舎 5 階）

ウ　連絡先：TEL 0545-55-2843

FAX 0545-53-2753
電子メール jouge-soumu@div.city.fuji.shizuoka.jp

富士市終末処理場管理運転等業務委託

業務要求水準書

平成27年2月

富士市 上下水道部 下水道施設維持課

業務要求水準書とは、本業務を実施するうえで、受託者が最低限度満たすべき要件であり、その具体的手法は事業者の提案によるものである。

１．委託の基本的水準

受託者は、自らのノウハウを最大限活用して、委託者が所有する本件施設の運転管理及び維持管理を主体的に行い、下水を連続的に処理するとともに、安定した処理水を提供するほか、現行のサービス水準を維持することはもとより、その向上を図ること。

また、業務の実施にあたっては、既存施設等の特質を十分理解し、安定処理が確保できるよう十分な業務履行体制でこれに臨むこと。さらに、下水道事業の公益性を十分理解し、地域住民等に対する適切な配慮を行うこと。

委託者は、公共用水域の環境保全及び地球環境保全に向けた取り組みを推進しているところである。受託者においても、環境に対して十分配慮し、環境負荷の軽減に向けた取り組みを推進すること。

２．水量等の処理実績

（１）東部浄化センター水量及び水質実績

平成　年度		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
年間流入水量**1（m^3/年）		12,709,196	13,800,570	15,508,490	13,500,321	12,847,545
日平均流入水量（m^3/日）		34,820	37,810	42,373	36,987	35,199
日最大流入水量（m^3/日）		60,477	77,730	113,294	42,358	54,637
日最小流入水量（m^3/日）		28,586	30,404	30,222	31,269	30,636
流入水質	ｐＨ	7.0	7.2	7.2	7.2	7.1
	ＢＯＤ　(mg/l)	128	116	127	131	123
	ＣＯＤ　(mg/l)	81	71	76	79	75
	ＳＳ　(mg/l)	155	103	111	125	125
放流水質**3	ｐＨ	7.1	7.1	7.1	7.0	6.9
	ＢＯＤ　(mg/l)	2.3	2.6	2.7	2.8	3.0
	ＣＯＤ　(mg/l)	10.2	10.7	8.7	8.6	7.8
	ＳＳ　(mg/l)	2.1	2.5	2.6	2.3	1.9
	大腸菌群数(個/cm^3)	32	5	3	1	0
脱水汚泥含水率**4（%）		―	71.9	72.3	71.2	70.7

**1 流入水量は放流水量とする。また、流入水質は、返流水を含まない。

**2 処理方式は、標準活性汚泥法又は擬似的な嫌気好気法である。

**3 放流水質については、年間平均値(分析は、放流水4回/月、流入水2回/年原則実施)

**4 脱水汚泥含水率については、年間平均値(分析は、4回/月原則実施)

（ただし、平成22年度は、平成22年 8月 1日から平成23年 3月31日の数値である。）

（２）西部浄化センター水量及び水質実績

平成　年度		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
年間流入水量**1（m^3/年）		12,526,477	13,389,167	13,993,414	13,150,394	13,017,656
日平均流入水量（m^3/日）		34,319	36,683	38,233	36,028	35,665
日最大流入水量（m^3/日）		49,956	60,985	102,050	53,914	49,267
日最小流入水量（m^3/日）		28,277	28,708	28,798	30,745	28,351
流入水質	ｐＨ	6.9	7.0	7.1	7.3	7.4
	ＢＯＤ　(mg/l)	165	142	152	156	174
	ＣＯＤ　(mg/l)	84	74	73	79	88
	ＳＳ　(mg/l)	103	92	94	92	117
放流水質**3	ｐＨ	6.9	6.9	7.0	7.0	7.1
	ＢＯＤ　(mg/l)	2.6	3.5	3.3	3.5	2.8
	ＣＯＤ　(mg/l)	10.2	10.2	9.5	9.7	8.9
	ＳＳ　(mg/l)	2.9	3.8	3.1	3.3	3.3
	大腸菌群数(個/cm^3)	8	0	0	1	0
脱水汚泥含水率**4（%）		―	76.5	75.1	76.5	75.0

**1 流入水量は放流水量とする。また、流入水質は、返流水を含まない。

**2 処理方式は、標準活性汚泥法又は擬似的な嫌気好気法である。

**3 放流水質については、年間平均値(分析は、放流水4回/月、流入水2回/年原則実施)

**4 脱水汚泥含水率については、年間平均値(分析は、4回/月原則実施)

（ただし、平成22年度は、平成22年 8月 1日から平成23年 3月31日の数値である。）

３．想定流入水量及び計画流入水質

東部浄化センター及び西部浄化センターの想定流入水及び計画流入水質は次のとおりである。

（１）想定流入水量

平成　年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
東部浄化ｾﾝﾀｰ（千m^3/年）	9,272	14,122	14,192	14,262	14,333	4,899
西部浄化ｾﾝﾀｰ（千m^3/年）	8,924	13,709	13,818	13,928	14,039	4,868

（２）　計画流入水質

計画流入水質	東部浄化ｾﾝﾀｰ	西部浄化ｾﾝﾀｰ
ＢＯＤ　(mg/l)	210	230
ＳＳ　(mg/l)	170	210

４．維持管理要求水準

（１）処理場施設の運転操作、監視に関する業務要求水準

ア　放流水質等の要求基準は、法定基準及び目標値とし、水処理を良好な状態に保つように運転すること。また、各項目の受託者提案による目標値達成率(提案目標値達成率)の基準を満たすこと。

なお、要求基準を達成していないときは、契約書に基づき業務委託料を減額する。

① 東部浄化センター放流水質等の要求基準

項目	目標値	提案目標値 達成率(PI)**5	法定基準**4
ＢＯＤ　(mg/l)	3	60%以上の提案数値	水質汚濁防止法
ＣＯＤ　(mg/l)	11	60%以上の提案数値	下水道法　悪臭防止法
ＳＳ　(mg/l)	3	60%以上の提案数値	騒音規制法
大腸菌群数　(個/cm^3)	12	60%以上の提案数値	振動規制法
臭気	苦情がないこと	設定なし	静岡県・富士市条例

② 西部浄化センター放流水質等の要求基準

項目	目標値	提案目標値 達成率(PI)**5	法定基準**4
ＢＯＤ　(mg/l)	4	60%以上の提案数値	水質汚濁防止法
ＣＯＤ　(mg/l)	10	60%以上の提案数値	下水道法　悪臭防止法
ＳＳ　(mg/l)	4	60%以上の提案数値	騒音規制法
大腸菌群数　(個/cm^3)	3	60%以上の提案数値	振動規制法
臭気	苦情がないこと	設定なし	静岡県・富士市条例

**4 法定基準は、関係法により受託者が遵守しなければならない基準

**5 提案目標値達成率(PI)={(目標値遵守回数)÷(年間測定回数)}×100

1) 提案目標値達成率(PI)は、年度毎の数値とする。

2) 年間測定回数は、委託者法定分析測定と受託者精密試験の合計回数とする。

3) 受託者精密試験実施時は、原則、委託者立会いのもと実施すること。

4) 提案数値は、受託者が達成しなければならない契約上の基準である。

イ　脱水汚泥性状の要求基準は、遵守基準及び目標値とし、発生量を極力削減するように運転すること。また、受託者提案による目標値達成率(提案目標値達成率)の基準を満たすこと。

なお、要求基準を達成していないときは、契約書に基づき業務委託料を減額する。

③ 東部浄化センター脱水汚泥性状の要求基準

項目	ベルトプレス式・スクリュープレス式脱水機		
	目標値	提案目標値達成率(PI)**7	遵守基準**6
脱水汚泥含水率（%）	73	60%以上の提案数値	85

④ 西部浄化センター脱水汚泥性状の要求基準

項目	ベルトプレス式脱水機		
	目標値	提案目標値達成率(PI)**7	遵守基準**6
脱水汚泥含水率（%）	78	60%以上の提案数値	85

**6 遵守基準は、関係法により受託者が遵守しなければならない基準
下水道法第21条の2 埋め立て基準を採用する。

**7 提案目標値達成率(PI)={(目標値遵守回数)÷(年間測定回数)}×100

1) 提案脱水汚泥性状目標値達成率(PI)は、年度毎の数値とする。
2) 年間測定回数は、委託者分析測定と受託者精密試験の合計回数とする。
3) 受託者精密試験実施時は、原則、委託者立会いのもと実施すること。
4) 含水率は、脱水機の各搬出量含水率からの加重平均で算出する。
5) 提案数値は、受託者が達成しなければならない契約上の基準である。

ウ　運転操作及び監視業務は、変化する処理条件に対しても施設の性能等を踏まえた適正な処理を行うとともに当該施設の延命化に資する適切な運転操作及びこれを安定して維持するための監視を連続的に行うこと。

エ　契約書第3条に係る業務準備期間において、業務開始の前日までに、受託者の費用により、契約書第5条の業務履行計画書の提出、契約書第7条の施設機能の確認等、業務開始のための準備を行うこと。

オ　一般仕様書第36条に係る委託者の指示に基づく運転変更等に起因する場合は、委託者が認めるその範囲において、この要求水準を適用しない。

カ　上記、実施内容の的確性が確認できるデーターの収集・整理し、常備すること。

（２）設備の保守点検に関する業務要求水準

ア　設備機器について、各設備機器等が有している機能を正常に発揮し、かつ各設備機器の機能を維持するための保守点検計画を作成すること。

イ　設備機器について、各設備機器等が有している機能を正常に発揮するよう日常点検、定期点検、臨時点検等を通し、機能の確認、整備、修繕等を行うこと。

エ　点検等で異常、不良あるいは毀損等を発見した場合には、直ちに委託者に報告するとともに、適正な処置を講じること。

オ　上記、実施内容の的確性が確認できるデーターの収集・整理し、常備すること。

（３）施設管理に関する業務要求水準

ア　施設管理に関する業務内容を年間計画に基づいて、適時、適切に執行し、業務仕

様と同等以上の水準を確保すること。

イ　施設内及び周辺を常に清掃し、美観及び衛生を保つ等、適正な管理を行うこと。

ウ　業務の点検結果等で異常、不良あるいは毀損等を発見した場合には、直ちに委託者に報告するとともに、適正な処置を講じること。

エ　上記、実施内容の的確性が確認できるデーターの収集・整理し、常備すること。

（４）エネルギー管理及び温室効果ガスに関する業務要求水準

ア　西部浄化センターは、エネルギーの使用の合理化に関する法律(以下「省エネ法」という。)において第二種エネルギー管理指定工場に該当しており、受託者は、省エネ法に基づき原単位を毎年、年平均１%以上、低減することに留意した管理に努めること。また、他の施設においても、省エネ法に配慮した管理に努めること。

イ　上記、実施内容の的確性が確認できるデーターの収集・整理し、常備すること。

（５）環境計測に関する業務要求水準

ア　施設における採取箇所、採取方法、試験項目及び頻度は、特記仕様書に示すものを標準とする。

イ　前記アによらず日常管理において、水質の総合的な把握並びに反応タンク内の状態把握等必要とする水質分析は、別途行うこと。

ウ　水質試験及び汚泥試験は、日本工業規格(ＪＩＳ)並びに社団法人日本下水道協会制定の「下水道試験法」に基づき実施すること。

エ　水質計測機器、水質モニター計の維持管理を適正に行い、その測定値の信頼性を確保すること。

オ　放流水質が悪化していると思われる事情がある場合は、項目及び頻度について委託者と協議の上、必要な試験を行うこと。

カ　その他維持管理上必要な試験及び業務を行うとともに、委託者が実施する法定検査に対する協力を行うこと。

キ　上記、実施内容の的確性が確認できるデーターの収集・整理し、常備すること。

（６）環境対策に関する業務要求水準

ア　悪臭、騒音の発生その他環境影響被害を防止するため、設備の運転方法、保守点検、作業方法、機能確認等を適切に行うほか、発生源及び敷地境界等において、五感により又は測定器により測定を適宜実施し、良好な環境を保全すること。

イ　測定結果等に異常が確認された場合は、直ちに委託者に報告するとともに測定頻度を増すなど監視の強化を行うほか、効果的な改善策を実施すること。

ウ　委託者が運用している環境マネジメントシステム(富士市ＥＭＳ)に対し可能な限り協力すること。

エ　上記、実施内容の的確性が確認できるデーターの収集・整理し、常備すること。

（７）物品の調達管理に関する業務要求水準

ア　適正な品質及び規格の物品等を使用し、施設の運転、耐用年数等に影響を与えな

いようにすること。

イ　常に在庫数量等を把握して適宜適切に調達し、在庫不足、品質低下等による施設の運転等への支障を与えないようにすること。

ウ　物品管理者及び薬品類の管理者を選任し、保管、取り扱い等には十分注意して適正な管理を行うこと。

エ　計量証明書、品質証明書等の書類(写し)及び化学物質安全性データシート(写し)を、委託者に提出すること。

オ　業務の履行開始日に支給する燃料、工業薬品、電気機械消耗品類、分析用薬品、分析器具等の貸与品については、その種類、規格、数量等を借用書に記載し、委託者に提出すること。

カ　契約終了にあたっては、業務の履行開始日に支給された貸与品は、支給時の規格のものを、支給時の在庫量に復すること。

キ　上記、実施内容の的確性が確認できるデーターの収集・整理し、常備すること。

（８）修繕に関する業務要求水準

ア　施設ならびに設備の機能が正常に発揮、維持できるよう、適切に修繕を実施すること。

イ　修繕に使用する部品等は、仕様変更による性能低下とならないように実施すること。

ウ　特記仕様書第12条に規定する設備などの故障、不良、破損などが生じた場合は適宜補修などを実施し、その外観、構造、機能、性能の回復を図ること。

エ　委託終了時における施設の現状回復のための補修を含むものとする。

オ　修繕実施後の履歴を整理し、委託者に報告すること。

カ　上記、実施内容の的確性が確認できるデーターの収集・整理し、常備すること。

（９）管路施設点検業務に関する業務要求水準

ア　管路点検業務の要求基準は、受託者提案による目標値達成率(提案目標値達成率)の基準を満たすこと。

なお、要求基準を達成していないときは、契約書に基づき業務委託料を減額する。

⑤ 東部処理区管路施設の要求基準

施設 優先度	巡視 基準	対象延長(m)	遵守目標値 達成率(%)**8	提案目標値達成率(%)**8 (委託期間・各年度)
分類Ⅰ	3年に 1回	38,600.32	167%	委託期間:総計167%以上の提案数値 各年度:25%以上の提案数値
分類Ⅱ	5年に 1回	96,540.22	100%	委託期間:総計100%以上の提案数値 各年度:15%以上の提案数値
分類Ⅲ	10年に 1回	58,811.51	50%	委託期間:50%以上の提案数値 各年度:8%以上の提案数値
分類Ⅳ	20年に 1回	204,767.11	25%	委託期間:25%以上の提案数値 各年度:4%以上の提案数値
	計	398,719.16		

⑥ 西部処理区管路施設の要求基準

施設 優先度	巡視 基準	対象延長(m)	遵守目標値 達成率(%)**8	提案目標値達成率(%)**8 (委託期間・各年度)
分類Ⅰ	3年に 1回	54,991.36	167%	委託期間:総計167%以上の提案数値 各年度:25%以上の提案数値
分類Ⅱ	5年に 1回	115,505.99	100%	委託期間:総計100%以上の提案数値 各年度:15%以上の提案数値
分類Ⅲ	10年に 1回	62,528.42	50%	委託期間:50%以上の提案数値 各年度:8%以上の提案数値
分類Ⅳ	20年に 1回	161,668.65	25%	委託期間:25%以上の提案数値 各年度:4%以上の提案数値
	計	394,694.42		

**8 遵守・提案目標値達成率(PI)={(実施延長)÷(対象延長)}×100

1) 遵守・提案目標値達成率(PI)は、委託期間中(5ヵ年)のものとする。ただし、各年度の提案目標値達成率は、指定数値以上のものとする。

2) 遵守目標値達成率は、受託者が必ず巡視しなければならない最低の基準

3) 実施延長は、委託者が巡視を実施した延長とする。

4) 実施計画承諾後、業務を実施すること。

5) 提案数値は、受託者が達成しなければならない契約上の基準

6) 各年度の指定数値は、平成27年度及び平成32年度は除くものとする。

イ　業務の点検結果等で異常、不良あるいは毀損等を発見した場合には、直ちに委託者に報告するとともに、適正な処置を講じること。

ウ　上記、実施内容の的確性が確認できるデーターの収集・整理し、常備すること。

富士市終末処理場管理運転等業務委託

一般仕様書

富士市　上下水道部　下水道施設維持課

目　　次

第１章　総則
　第　１条　（目的）
　第　２条　（業務の対象施設）
　第　３条　（業務の履行）
　第　４条　（関係法令の遵守）
　第　５条　（法的資格者の配置）
　第　６条　（業務内容）
　第　７条　（総括責任者）
　第　８条　（副総括責任者）
　第　９条　（業務主任者）
　第１０条　（電気主任技術者）
　第１１条　（エネルギー管理員）
　第１２条　（緊急時の体制）
　第１３条　（緊急時の運転）
　第１４条　（事故の報告）
　第１５条　（安全の確保）
　第１６条　（安全教育及び訓練）
　第１７条　（リスク分担）
　第１８条　（補償）
　第１９条　（業務の引継ぎ）
　第２０条　（業務履行計画書）
　第２１条　（業務実施計画書及び業務完了報告書等）
　第２２条　（業務記録等の整備）
　第２３条　（業務書類等）
　第２４条　（完成図書、器具等の貸与）
　第２５条　（整理整頓等）
　第２６条　（諸室等の自主管理）
　第２７条　（処理場等の一般管理）

第２章　業務内容等
　第２８条　（業務内容）
　第２９条　（対象外業務等）
　第３０条　（業務要求水準）

第３章　業務書類等
　第３１条　（業務書類等）

第３２条　（成果品）
第３３条　（業務検査）
第３４条　（委託者による放流水の監視、立入検査）

第４章　業務要領
第３５条　（業務体制）
第３６条　（運転監視に関する業務要領）
第３７条　（水質管理に関する業務要領）
第３８条　（保守点検に関する業務要領）
第３９条　（環境整備に関する業務要領）
第４０条　（物品の調達管理に関する業務要領）
第４１条　（修繕に関する業務要領）
第４２条　（管路及びマンホールポンプ施設点検に関する業務要領）
第４３条　（環境等への配慮に関する業務要領）
第４４条　（故障、事故発生時の対応に関する業務要領）

第５章　受託者の責任等
第４５条　（受託者の責任）
第４６条　（放流水質基準）
第４７条　（放流水質法定基準を達成できない場合の対応）
第４８条　（放流水質目標値を達成できない場合の対応）
第４９条　（脱水汚泥性状基準）
第５０条　（脱水汚泥性状遵守基準を達成できない場合の対応）
第５１条　（脱水汚泥性状目標値を達成できない場合の対応）
第５２条　（管路施設点検の基準）
第５３条　（管路施設点検の目標値を達成できない場合の対応）
第５４条　（受託者の責任の免除）

第６章　施設及び設備の機能確認等
第５５条　（業務開始時の機能確認）
第５６条　（業務実施期間中における機能確認）
第５７条　（契約終了時の機能確認）

第７章　ＶＥ提案
第５８条　（ＶＥ提案について）
第５９条　（ＶＥ提案の範囲）
第６０条　（ＶＥ提案の提出）
第６１条　（ＶＥ提案の審査、採用及び契約の変更）
第６２条　（ＶＥ提案が採用された場合の契約変更等）
第６３条　（提案内容の保護）

第６４条　（ＶＥ提案に係る部分の品質保証）
第６５条　（責任の所在）
第６６条　（ＶＥ提案提出費用）
第６７条　（補足）

第８章　その他
第６８条　（経費の負担）
第６９条　（受託者による投資の提案）
第７０条　（再委託時の留意点）
第７１条　（疑義）

別表－１　関係法令等一覧表
別表－２　リスク分担表

第１章　総　則

（目　的）

第　１条　富士市終末処理場管理運転等業務委託一般仕様書（以下「一般仕様書」という。）は、富士市（以下「委託者」という。）が発注する維持管理業務（以下「業務」という。）に適用するものであり、業務を適正かつ円滑に実施するため必要な事項を定めるものである。ただし、特に定める事項については、富士市終末処理場管理運転等業務委託特記仕様書（以下「特記仕様書」という。）に明記する。

（業務の対象施設）

第　２条　業務の対象施設は、特記仕様書に掲げる施設とする。

（業務の履行）

第　３条　受託者は、処理場等の機能が十分発揮できるよう、一般仕様書のほか、契約書、特記仕様書、要領書その他関係書類（現場説明を含む）等に基づき、誠実かつ安全に業務を履行しなければならない。

２　管理運転業務の期間は、平成27年 8月 1日から平成32年 7月31日までの5ヶ年とする。

３　業務時間は、24時間終日とする。

（関係法令の遵守）

第　４条　受託者は、業務の履行にあたっては、別表-1の関係法令等を遵守しなければならない。

（法的資格者の配置）

第　５条　受託者は、業務の履行にあたっては、業務に必要な次の各号の有資格者を配置しなければならない。なお、配置計画等の詳細は業務実施計画書に記載するものとする。

(1) 下水道法第22条第2項に定める資格を有する技術者
(2) 電気主任技術者
(3) エネルギー管理員
(4) 第1種電気工事士
(5) 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者
(6) 乙種第4類危険物取扱者
(7) ボイラー技士
(8) 下水道管理技術認定試験合格者あるいは下水道管路管理技士
(9) 床上操作式クレーン運転技能講習修了者
(10) 小型移動式クレーン運転技能講習修了者
(11) ショベルローダー等運転技能講習修了者

(12) 玉掛技能講習修了者
(13) 自動車運転免許(普通以上)
(14) その他業務履行上必要とする法令等で定められた資格者等

(業務内容)
第　６条　業務委託の範囲及び業務内容は、本仕様書「第２章」に定めるとおりとする。

(総括責任者)
第　７条　契約書第15条2項の詳細は、次のとおりとする。
(1)　総括責任者は、以下の要件を満たしていること。
(ｱ)　法人等と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者
(ｲ)　下水道法第22条第2項(下水道法施行令第15条の3)に定める資格を有する者
(ｳ)　2年以上総括責任者又は4年以上副総括責任者として、次に掲げる施設を有する下水道法に基づく終末処理場の維持管理業務に従事した経験を有する者
①1日当たり汚水30,000立方メートル以上の処理能力を有し、分流式かつ標準活性汚泥法(高度処理の変法を含む)を用いる水処理施設と同等以上の処理方法を用いる水処理施設
②汚泥消化設備を有する汚泥処理施設
(2)　総括責任者の職務
(ｱ)　契約書等に定められた、業務の目的、内容を十分理解して業務に当たるとともに、現場の最高責任者として、従業員の指揮、監督を行うこと。
(3)　総括責任者に関する事項
(ｱ)　職務を誠実に行わなければならない。
(ｲ)　受託者は、総括責任者がその職務を行う上で、必要であると認めて行う指示に、従わなければならない。

(副総括責任者)
第　８条　契約書第17条2項の詳細は、次のとおりとする。
(1)　副総括責任者は、以下の要件を満たしていること。
(ｱ)　法人等と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者
(ｲ)　下水道法第22条第2項(下水道法施行令第15条の三)に定める資格を有する者
(2)　副総括責任者の職務
(ｱ)　総括責任者を補佐し、総括責任者が不在の場合は、その職務を代行し、従業員の指揮、監督を行うこと。
(3)　副総括責任者に関する事項
(ｱ)　職務を誠実に行わなければならない。

（業務主任者）

第　９条　契約書第18条2項の詳細は、次のとおりとする。

(1)　業務主任者は、以下の要件を満たしていること。

(ｱ)　法人等と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者

(ｲ)　下水道法第22条第2項(下水道法施行令第15条の3)に定める資格を有する者あるいは下水道終末処理場の維持管理業務に関し、実務経験を3年以上従事した経験を有する者

また、管路及びマンホールポンプ施設の点検、清掃業務においては、下水道管理技術認定試験合格者あるいは下水道管路管理技士の資格を有する者

（電気主任技術者）

第１０条　契約書第19条2項の詳細は、次のとおりとする。

(1)　電気主任技術者は、以下の要件を満たしていること。

(ｱ)　法人等と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者

(ｲ)　電気主任技術者の資格を有する者

(ｳ)　保安規定の職務を達成することのできる職責を有すること。

(2)　電気主任技術者の職務

(ｱ)　自家用電気工作物の電気保安に関する業務を遂行するにあたり、維持及び管理の主体であって、電気事業法第39条第1項の規定に基づき、経済産業省令で定める技術基準に適合するように維持する義務を負うものとする。

(ｲ)　自家用電気工作物について、電気関係報告規則第3条第2項に掲げる事故が発生した場合は、直ちに委託者へ連絡するとともに遅滞なく所轄の産業保安監督部に対し報告を行うものとする。

(3)　電気主任技術者に関する事項

(ｱ)　委託者は、自家用電気工作物に係る電気事業法第43条第1項の規定に基づく電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督を行う電気主任技術者を選任し、所轄の産業保安監督部に対して届出を行うものとする。また届出は、委託者が電気主任技術者として選任するものを伴って実施するものとする。

(ｲ)　委託者は、自家用電気工作物の工事、維持及び運用の保安を確保するにあたり、受託者が電気主任技術者として選任した者の指示及び意見を尊重するものとする。

(ｳ)　自家用電気工作物の工事、維持及び運用に従事する者は、受託者が電気主任技術者として選任する者がその保安のためにする指示に従うものとする。

(ｴ)　受託者が電気主任技術者として選任する者は、自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督を誠実に行うものとする。

(4)　保安規定に関する事項

(ｱ)　受託者は、自家用電気工作物に関し、電気事業法第42条第1項の規定に基づき、自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安を確保するために電気主任技術者の参画の下に保安規定を作成し、所轄の産業保安監督部に対して届出を行うものとする。

(ｲ)　受託者は保安規定の内容に変更を生じた場合は遅滞なく変更した事項を所轄の産業保安監督部に対して届出を行うものとする。

(ｳ)　委託者は、受託者が作成した保安規定の内容を遵守するものとする。

(ｴ)　受託者及び受託者の従業員は、保安管理業務の遂行にあたり、保安規定を守らなければならない。

(5)　連絡責任者に関する事項

(ｱ)　受託者は、自家用電気工作物の工事、維持及び運用のため必要な事項を電気主任技術者に連絡する連絡責任者を委託者の職員の中からあらかじめ指定しておくものとする。

(ｲ)　委託者は、連絡責任者に変更があった場合は、遅滞なく受託者に通知するものとする。

(ｳ)　委託者は、連絡責任者を電気事業法第107条第1項の規定に基づいて所轄の産業保安監督部が自家用電気工作物に対して行う立入検査に立ち会わせるものとする。

（エネルギー管理員）

第１１条　契約書第20条2項の詳細は、次のとおりとする。

西部浄化センターは、エネルギーの合理化に関する法律(以下「省エネルギー法」という。)において、第二種エネルギー管理指定工場に該当しており、受託者は、省エネルギー法に基づき、エネルギーの使用を低減することに留意した運転を行わなければならない。

(1)　エネルギー管理員は、以下の要件を満たしていること。

(ｱ)　法人等と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者

(ｲ)　エネルギー管理士又はエネルギー管理員の資格を有する者

(2)　エネルギー管理員の職務

(ｱ)　西部浄化センターのエネルギーの使用の合理化に関し、電気を消費する設備の維持、使用の方法の改善及び監視を行うこと。

(ｲ)　省エネルギー法施行規則第17条の報告書及び省エネルギー法第87条の報告に係る書類を作成すること。

(ｳ)　委託者が定めるエネルギー管理標準の規定を遵守するため、必要な業務を実施すること。

(3)　エネルギー管理員に関する事項

(ｱ)　職務を誠実に行わなければならない。

(ｲ)　委託者は、エネルギーの使用の合理化に関し、エネルギー管理員のその職務を行う上での意見を尊重しなければならない。

(ｳ)　委託者及び受託者は、エネルギー管理員がその職務を行う上で、必要

であると認めて行う指示に、従わなければならない。

(4)　委託者及び受託者の協議により、省エネルギー法第15条及び第18条に基づく、定期報告書を作成すること。

(5)　委託者は、受託者が選任したエネルギー管理員を省エネルギー法第13条の第3項及び第18条に基づき、経済産業大臣に届出なければならない。

(6)　委託者は、受託者と協議して作成した、省エネルギー法第15条第1項及び第18条に基づく定期報告書及び地球温暖化対策の推進に関する法律第21条の2第1項に基づく温室効果ガス算定排出量の報告書を、主務大臣に届出なければならない。

（緊急時の体制）

第１２条　受託者は、大雨、台風、地震、その他重大事故（施設の損壊、設備の重大な損壊、不時の停電、異常流入水、水質の悪化及び機器異常）等の緊急事態に備え、1時間以内に従業員を非常招集できる体制を確保しなければならない。なお、非常招集等の詳細は、業務実施計画書に記載するものとする。

（緊急時の運転）

第１３条　受託者は、大雨、台風、地震、その他重大事故等の緊急事態が発生した場合は、その状況を委託者に報告しなければならない。なお、緊急時の運転等に対して委託者が指示した場合は、委託者の指示にしたがって運転方法の変更その他対応を行う。

（事故の報告）

第１４条　受託者は、業務の履行中に事故が発生した場合は、直ちに、必要な対応を講じるとともに、事故の発生原因、被害状況、経過及び講じた対応などについて、逐次、委託者に文書により速やかに報告しなければならない。

（安全の確保）

第１５条　受託者は、労働安全衛生法及びその他関係法令の定めるところにより、作業の実施に当たり守らなければならない安全に関する事項を定めるとともに、安全管理に必要な対応を講じ、労働災害の防止に努めなければならない。

２　受託者は業務履行に当たり、電気、薬品類、毒性ガス、酸素欠乏、可燃性ガス等に対し必要な安全対策を行うとともに、適切な作業方法の選択及び適切な従業員の配置を行い、危険防止に努めなければならない。

３　受託者は、業務の履行場所及びその付近で行われる他の委託、修繕又は工事がある場合には、常に協力して安全管理に支障がないように対応を講じなければならない。

４　受託者は、業務の履行に当たり安全上の障害が生じた場合には、直ちに必要な対応を講じるとともに、速やかに委託者に報告を行い、追加対応について協議しなければならない。

（安全教育及び訓練）

第１６条　受託者は、業務又はその運用に従事する者に対して、処理場等施設の安全に関し必要な知識及び技能に関する教育をしなければならない。

２　受託者は、業務又はその運用に従事する者に対し、事故その他災害が発生したときの処置について、実地指導、訓練を行わなければならない。

（リスク分担）

第１７条　本業務における委託者及び受託者の責任分担は、別表-2のリスク分担表のとおりとする。

（補償）

第１８条　業務期間内において受託者が責を負うべき事由により生じた損害等（債務不履行時の履行補償に要する費用等を含む）に対する補償については、受託者が行うものとする。

（業務の引継ぎ）

第１９条　受託者は、業務開始に先立って、業務に関する留意事項等を記載した引継文書を作成し、業務期間中、常に備えておくものとする。

２　契約の終了により受託者に変更が生じる場合は、本業務の継続的かつ確実な履行を確保するため、現受託者から新受託者へ業務の引継ぎを行うものとする。この場合、現受託者は、新受託者の業務遂行に支障をきたさないよう、引継文書の引継ぎとともに技術指導を行うものとする。なお、業務の引継ぎに要する費用は、新受託者の負担とする。

３　引継文書に関しては、対象施設固有の運転及び保守管理上の留意点を把握できる内容とし、次の各事項に添って記載すること。

(1)　各施設設備の留意すべき特有や固有の状況

(2)　定常時及び非定常時の調節器及び各設備の設定状況

(3)　特有の運転方法、運転上の特別な操作及び運用方法

(4)　その他の留意事項

（業務履行計画書）

第２０条　受託者は、契約書第5条に定めるところにより、業務期間内の中長期的及び当該年度毎の業務履行計画書を作成することとし、業務履行計画書には、次の事項について記載すること。

(1)　業務概要

(2)　組織体制

(3)　安全管理計画

(4)　運転監視計画

(5)　水質管理計画

(6)　保守点検計画

(7)　環境整備計画
(8)　物品調達管理計画
(9)　管路及びマンホールポンプ施設点検計画
(10)　修繕計画
(11)　エネルギー管理計画
(12)　関連法令等を踏まえた業務計画
(13)　環境等への配慮に関する計画
(14)　故障、事故発生時の対応に関する計画
(15)　提出する各書類等の様式に関する計画
(16)　その他業務計画

（業務実施計画書及び業務完了報告書等）
第２１条　受託者は、月間の業務履行に関する計画を「第３章」に定めるところにより、委託者に提出しなければならない。なお、詳細な諸事項が必要な場合は、業務実施計画書に添付して提出することができる。業務実施計画書を変更する必要が生じた場合は、その都度、監督員と協議しなければならない。ただし、軽微な変更はこの限りではない。
２　受託者は、前項の当該月の業務実施計画に基づき業務を完了したときは、特記仕様書に定めるところにより業務完了報告書を委託者に提出しなければならない。なお、関連資料がある場合は、業務完了報告書に添付して提出することができる。
３　受託者は、当該年度の業務を完了したときは、特記仕様書に定めるところにより、処理場等施設管理状況報告書を委託者に提出しなければならない。なお、関連資料がある場合は、処理場等施設管理状況報告書に添付して提出することができる。
４　受託者は、委託最終年度に特記仕様書に定めるところにより、契約業務完了報告書を委託者に提出しなければならない。

（業務記録等の整備）
第２２条　受託者は、業務記録など業務の履行又は確認に必要な書類を整備し、監督員が提出を求めた場合は、速やかに提出しなければならない。ただし、受託者の機密に関する事項の場合はこの限りではない。

（業務書類等）
第２３条　受託者は、本仕様書「第３章」に定めるところにより、運転監視、設備点検等、その他業務の履行に係る業務書類等を提出しなければならない。

（完成図書、器具等の貸与）
第２４条　受託者が業務遂行上必要とする設計書、図面等（完成図書）は、委託者が貸与する。
２　受託者は、貸与品について台帳等を作成し、その保管状況を把握し、毀損，盗難，紛失等があった場合は、受託者が弁償しなければならない。

（整理整頓等）
第２５条　受託者は、施設建物及びその周辺について常に清掃を心がけ、不用な物品等を整理しなければならない。

（諸室等の自主管理）
第２６条　受託者は、処理場の施設の一部を使用する場合は、監督員の許可を受けるとともに、受託者の責任において管理を行うこととする。また、使用期間中に受託者の責めに帰する事由により汚損等があった場合は、受託者の負担において復旧しなければならない。

（処理場等の一般管理）
第２７条　受託者は、業務履行上で必要な諸事項について、監督員と打合せ、協議等を行った場合は、その都度、その内容を議事録として整理し、監督員に提出するものとする。

第２章　業務内容等

（業務内容）

第２８条　業務の内容は次のとおりとし、詳細及び業務範囲については、特記仕様書に記載するものとする。

(1)　運転監視に関する業務

(ｱ)　施設及び設備の運転、操作、制御及び監視

(ｲ)　産業廃棄物収集運搬処分業者が、次に掲げる産業廃棄物を場外搬出する際の立会い

① 沈砂、し渣及びスカム等

② 脱水汚泥

(ｳ)　流入水路部に沈砂等の堆積による腐敗防止等を目的とするための対策を定期的に行うこと。

(ｴ)　降雨時における施設等の運転は、必要に応じ気象情報、流入水位、ポンプ井水位、河川等の情報を収集活用するなどにより、施設ごとの特性を熟知した上で、先行的な対応を含め、降雨対応を中央監視室又は現場にて行うこと。その際、水処理及び汚水処理工程の著しい変更を必要とする場合は、事前に委託者の承諾を得ること。

(ｵ)　巡視点検業務

受託者は、施設等の稼動状況及び設備の状況に応じて、回数を定め、施設の運転状況を確認するとともに、施設、設備等の異常の早期発見に努めなければならない。

(ｶ)　西部浄化センターにおいて、積極的に消化槽を活用し、汚泥の減量化に努めること。また、消化槽は高温消化を採用すること。

(ｷ)　(ｱ)～(ｶ)の結果の記録及び報告書の作成

(2)　水質管理に関する業務

(ｱ)　運転管理業務及び運転管理上必要となる定期的な巡視、日常試験、平常試験、精密試験、通日試験、汚泥日常試験及び汚泥精密試験である。

(ｲ)　異常時における水質試験及び汚泥試験

(ｳ)　水処理施設、汚泥処理施設等の処理性能の向上や、維持管理操作性の向上等を目的とした調査、研究のための試験

(ｴ)　(ｱ)～(ｳ)の結果の記録及び報告書の作成

(3)　保守点検に関する業務

(ｱ)　日常点検、定期点検、臨時点検、定期自主点検、高度な専門的技術又は知識等を要する点検及び整備

設備機器(機械設備、電気設備、計装設備及び建築付帯設備)について、各設備機器等が有している機能を正常に発揮するように、完成図書、下水道施設維持管理積算要領-終末処理場・ポンプ場施設編-(公益社団法人日本下水道協会)及び関係法令等をもとに外観目視点検、動作確認、計測、

調整、部品及び消耗品等の交換、記録、清掃及び調査等を行うこと。

また、高度な専門的技術又は知識等を要する点検及び整備は、メーカーなどの専門業者が行うこと。

(ｲ) 法定検査等に関する業務

次に掲げる設備等の法定検査受験及び法定検査を行うこと。なお、法定検査に要する検査申込み、検査受検対応及び検査に要する費用は、受託者の負担とする。

① 天井クレーン及びボイラー法定性能検査業務

法定自主検査及び法定性能検査を行うこと。

② 簡易専用水道法定検査業務

法定点検清掃及び法定検査を行うこと。

③ 地下タンク法定検査業務

法定点検及び法定検査を行うこと。

④ 消防設備法定点検業務

法定点検及び法定検査を行うこと。

(ｳ) 修補及び塗装に関する業務

点検等により発見した不良箇所のうち現場で可能な軽微な修補及び足場等を必要としない小規模な塗装を行うこと。

(ｴ) 施設等の機器周りを機器の機能維持、劣化防止及び作業環境の確保等の観点から定期的に整理整頓及び清掃を行うこと。

(ｵ) 設備関連台帳の管理及び設備台帳システムの保守・点検・整備を行うこと。

(ｶ) 東部浄化センターソフトボール場浄化槽保守点検及び汚泥引き抜き業務を行うこと。

(ｷ) (ｱ)～(ｶ)の結果の記録及び報告書の作成

(4) 環境整備に関する業務

(ｱ) 建築等の清掃業務

建築物等を清潔に保つことにより、衛生的な作業環境の確保を図るために行うこと。

(ｲ) 樹木管理業務

除草、剪定、散水、病害虫駆除等を行い、環境の保全を図ること。

(ｳ) (ｱ)～(ｲ)の結果の記録及び報告書の作成

(5) 物品の調達管理に関する業務

下記の物品を調達し、これらの管理を行うこと。物品は、適切な品質、規格のものとし、水質、汚泥に悪影響を与えず、施設等の設備、機器等を劣化させないものを使用すること。特に薬品等については、保管場所に施錠するなどにより、適切な管理を行うこと。

(ｱ) ユーティリティー

① 消耗品

a) 施設維持管理用品（施設の維持管理に係る消耗品）

b）電気・機械維持管理用品（電気・機械維持管理に係る消耗品）
c）水質用品（水質管理上必要な消耗品）
d）清掃用品（清掃に要する消耗品）
e）工業薬品（施設の運転に必要な薬品類）
f）脱臭薬品（脱臭設備で使用する薬品、活性炭、消臭剤等）
g）脱硫設備用充填物
h）下水道施設維持管理積算要領-終末処理場・ポンプ場施設編-(社団法人日本下水道協会)に定める什器、備品及び消耗品や安全管理器具類
i）その他本業務を行うために必要なすべての機械器具、計測機器、工具類及び雑貨類

② 燃料
a）都市ガス（生活用、消化槽加温用ガス）
b）A重油（非常用発電機燃料）

③ 光熱水
a）電力（処理場及びマンホールポンプ施設で使用する電力）
b）水道（処理場及び西部浄化センターグランドで使用する上水）
c）工業用水（処理場で使用する工業用水）
d）通信（処理場及びマンホールポンプ施設で使用する通信）

(ｲ) 施設に付随する什器及び備品の維持管理を行うこと。

(ｳ) (ｱ)～(ｲ)の結果の記録及び報告書の作成

(6) 修繕に関する業務

受託者は、次に掲げる(ｱ)と(ｲ)の修繕を行うこと。かし担保期間は修繕の完了した日から1年とする。ただし、そのかしが、受託者の故意又は重大な過失により生じた場合には、10年とする。

(ｱ) 定期修繕

受託者は、以下の機器について定期修繕を行うこと。

① ボイラー設備

(ｲ) ①以外のすべての修繕

受託者は、施設において発生する①以外の修繕を行うこと。詳細については特記仕様書に定める。

(ｳ) (ｱ)～(ｲ)の結果の記録及び報告書の作成

(7) その他業務

(ｱ) 管路及びマンホールポンプ施設の点検、清掃及び自動通報装置の監視を行うこと。詳細については、特記仕様書に定める。

(ｲ) ボイラー等の排ガスについて、大気汚染防止法等の関係法令、設計基準等をもとに定期的に測定、点検、調整、交換及び記録し、適正に運転管理を行い、排ガス等の測定を行うこと。

(ｳ) 施設等の脱臭設備における脱臭後の臭気ガスについて、悪臭防止法等の関係法令、設計基準等をもとに定期的に測定、点検、調整、交換及び記録

し、必要に応じて脱臭設備の分解清掃、活性炭の交換等を行い、適正に運転管理すること。

(ｴ)　脱硫設備について、設計基準等をもとに定期的に測定、点検、調整、交換及び記録し、必要に応じて脱硫設備の分解清掃、充填物の交換等を行い、適正に管理すること。

(ｵ)　労働安全衛生法に規定する作業環境測定を行うこと。

(ｶ)　本業務の履行(事業活動)に伴い、施設等及び水質試験室から発生する廃棄物を処分すること。ただし、委託者が専ら排出するものを除く。

(ｷ)　委託者等が行う施設等の工事、修繕、調査、研究、行事及び見学者対応等に対して本業務内で協力すること。

(ｸ)　施設等に関する敷地内外における門扉等の施錠管理を行うこと。

(ｹ)　施設等の土木構造物及び建築物の外観目視点検、動作確認、計測、調整、部品、消耗品等の交換、記録を行うこと。

(ｺ)　地域住民が行う祭事などに、仮設電源の供給を行うこと。

(ｻ)　西部浄化センターグランド場の屋外照明設備の保守点検業務を行うこと。

(ｼ)　契約の終了により受託者に変更が生じる場合は、本業務の継続的かつ確実な履行を確保するため、現受託者から新受託者へ引継ぎを行うこと。

(ｽ)　発注図書に記載されていない事項であっても、本業務を履行するために当然必要である事項は、本業務に含むものとする。

(ｾ)　(ｱ)～(ｽ)の結果の記録及び報告書の作成

２　前項の業務のうち契約書第12条第1項の主たる業務は、第1号(1)、(2)の(ｱ)の巡視、日常試験業務及び(3)の(ｱ)の日常点検業務とする。

３　第１項の業務のうち契約書第12条第2項の指定した部分は、第1号(5)、(7)の(ｷ)の業務とする。

（対象外業務等）

第２９条　本業務の対象外とする業務等は、次のとおりとする。

(1)　施設等から設備を介して、経常的に排出される産業廃棄物(沈砂、し渣、脱水汚泥)の収集運搬及び処理処分

(2)　機械設備、電気設備、土木構造物及び建築物に関する、設置(増設を含む)、改築、改良及び前条第1項の(6)を除く修繕業務

(3)　下水道法施行令第12条(放流水の水質検査)等に定められた法定検査

（業務要求水準）

第３０条　受託者は、業務の履行にあたっては、別に定める「業務要求水準書」により行うものとする。

第３章　業務書類等

（業務書類等）

第３１条　受託者は、業務の履行に当たり次の書類を定められた期間内に提出しなければならない。

２　受託者は、契約締結後、定められた期間内に次の書類を提出しなければならない。

(1)　着手届（契約締結後14日以内）

(2)　総括責任者、副総括責任者、業務主任者選任届（契約締結後14日以内）

(3)　業務期間内における中長期的業務履行計画書（契約締結後14日以内）

(4)　当該年度に係る業務履行計画書
（契約締結後14日以内、但し次年度以降は当該年度履行開始20日前）

(5)　貸与品等借用願（貸与品等を受けた日から14日以内）

(6)　その他必要なもの

３　受託者は、次の各号に掲げるものを毎日提出すること。

(1)　運転監視に関する日報

(2)　保守点検に関する日報

(3)　水質管理に関する日報

(4)　施設の運転状況に関する日報

(5)　その他必要なもの

４　受託者は、委託期間中当該月に係る業務実施計画書として、次の各号に掲げる実施計画を前月末までに提出すること。

(1)　運転業務実施計画

(2)　保守点検業務実施計画

(3)　水質試験業務実施計画

(4)　環境整備業務実施計画

(5)　管路及びマンホールポンプ施設点検等業務実施計画

(6)　設備修繕業務実施計画（当該月に実施する場合）

(7)　その他当該月において実施を予定する業務に関する計画

５　受託者は、委託期間中当該月に係る業務完了報告書として、次に掲げる報告を翌月の10日までに提出すること。

(1)　当該月における業務検査願い

(2)　前項(1)から(6)の業務実施計画の実績に関する報告

(3)　前項(7)において実施した業務実績に関する報告

(4)　当該月における処理場等の施設管理状況報告書

６　前項(4)の処理場等の施設管理状況報告書には、次に掲げるものを添付すること。

(1)　当該月の処理場等の施設管理状況説明
（考察、所見、固形物収支、実施計画書との相違等）

(2)　運転管理月報

(3)　水質月報

(4)　保守点検月報
(5)　環境整備月報
(6)　ユーティリティー調達月報
(7)　管路及びマンホール施設点検等実施月報
(8)　設備修繕月報（当該月に実施したとき）
(9)　故障等緊急対応月報

7　受託者は、当該年度終了に伴い、当該年度に係る施設管理状況報告書を当該年度終了から14日以内に提出することとし、次のものを添付すること。
(1)　当該年度に係る業務検査願書
(2)　当該年度の施設管理状況説明
（考察、所見、中長期的及び当該年度に係る業務履行計画書との相違等）
(3)　運転管理年報
(4)　水質年報
(5)　保守点検年報
(6)　環境整備年報
(7)　ユーティリティー調達年報
(8)　管路及びマンホールポンプ施設点検等実施年報
(9)　設備修繕年報
(10)　故障等緊急対応年報
(11)　技術提案事項の客観的評価と実現化策

8　受託者は、契約満了に伴い委託期間満了日から速やかに、次の書類を提出しなければならない。
(1)　契約業務完了届
(2)　委託期間最終年度における前項に定める処理場等施設管理状況報告書

（成果品）
第３２条　受託者は、次の成果品を委託者に引渡すものとする。
(1)　処理場施設管理状況報告書（当該年度）
(2)　管路及びマンホールポンプ施設管理状況報告書（当該年度）

２　成果品は、正副各1部を作成し正を委託者に納めること。
なお、製本方法などは委託者と受託者が協議して定めるものとする。

（業務検査）
第３３条　受託者は、当該月、当該年度終了時及び契約業務終了時に、委託者の業務検査を受けなければならない。

２　受託者は、当該年度終了時及び契約業務終了時に係る当該月の業務検査に合格した場合でも、当該年度終了時及び契約業務終了時における業務検査に合格しなければ、当該月に係る業務委託料の支払いを請求することができない。

（委託者による放流水の監視、立入検査）

第３４条　委託者は、随時、自らの費用で、業務検査の適切な実施のために必要な技術力等を有すると認めた機関に委託することにより、水質検査その他環境計測等を行うことができるものとし、受託者はこれに協力するものとする。ただし、委託者は、受託者の業務に支障が生じないよう努めなければならないものとする。

２　委託者は、随時、自ら、または業務検査の適切な実施のために必要な技術力等を有すると認めた機関に委託することにより、通常の営業時間内において、施設の機能について検査を行うことができるものとし、受託者はこれに協力する義務を負う。ただし、委託者は受託者の業務に支障が生じないよう努めなければならないものとする。

３　委託者（委託者から委託を受けた機関を含む。）は、施設機能の確認または受託者の業務遂行状況について監視を行うために、通常の営業時間内において、受託者に通知をした上で施設に立ち入ること、また、適宜受託者に説明を求めることができるものとし、受託者は、これに協力するものとする。

第４章　業務要領

この業務要領は、各処理場、管路及び各マンホールポンプに係る施設の点検業務に関し、必要な事項を定めるものである。

（業務体制）

第３５条　受託者は、業務実施計画書に基づき業務を確実に遂行するための体制をとること。

２　受託者は、事故が生じた場合にも、適切かつ迅速な対応ができる体制を確保しなければならない。

（運転監視に関する業務要領）

第３６条　受託者は、完成図書、取扱説明書等に定める運転方法及び業務実施計画書に基づき、総括責任者の指揮のもとに運転操作監視を適正に行わなければならない。この場合、運転操作監視とは、中央監視室における監視、操作及び記録、現場操作作業、各設備計器値の記録並びに管理日報等の作成をいう。

２　受託者は、大規模な運転の停止及び再運転をするときは委託者と協議しなければならない。

３　受託者は、設備又は機器等に異常を発見したときは、委託者に報告書を提出するとともに、原因を調査し適切に対処しなければならない。なお、報告を怠った場合は、受託者の責任とする。

４　委託者は、変化する処理条件に対しても施設等の性能を踏まえた適正な処理を行うとともに、施設等の延命化に資する適切な運転操作及びこれを安定して維持するための運転監視を連続的に行うこと。

５　委託者の指示に基づく運転変更等に起因する場合は、委託者が認める範囲において、業務要求水準を適用しない。

６　受託者は、その結果について第31条第6項及び第7項に示す報告書に記録を行わなければならない。また、その記録に対して、委託者の求めがあった場合は速やかに提出すること。

（水質管理に関する業務要領）

第３７条　受託者は、各処理場の目的を達成するため管理運転に必要な水質及び汚泥性状の試験、解析を行わなければならない。

２　試験の対象項目等は、特記仕様書に記載するとおりである。

３　試験の項目、頻度等については、特記仕様書に定めるものを除き、委託者が自らの経験等により定めること。

４　日常の維持管理において、水質の総合的な把握並びに反応槽内の状態把握、汚泥処理工程の状況把握等、必要とする試験は、別途行うこと。

5　水質計測機器等の維持管理を適正に行い、その測定値の信頼性を確保すること。また、測定値を基に、量の把握を行うこと。
6　試験に係る試料の採取に当たっては、細心の注意を払い、人手又は自動採取装置のいずれかを、その目的に応じて使い分け、代表的な資料となるようにすること。また試験は、施設等の適正な維持管理や、異常等の早期発見のために行うものであるから、水質管理を担当する者は、採取した試料が適正であるか確認を行うほか、必要に応じて自らが試料を採取して行うこと。
7　その他維持管理上必要な試験及び業務を行うとともに、委託者が実施する法定検査に対する協力を行うこと。
8　受託者は、設備又は機器等に異常を発見したときは、委託者に報告書を提出するとともに、原因を調査し適切に対処しなければならない。なお、報告を怠った場合は、受託者の責任とする。
9　受託者は、その結果について第31条第6項及び第7項に示す報告書に記録を行わなければならない。また、その記録に対して、委託者の求めがあった場合は速やかに提出すること。

（保守点検に関する業務要領）
第３８条　受託者は、施設等の状況に応じて、その運転状況を確認するとともに、異常の予防、早期発見に努めなければならない。
2　保守点検対象範囲等は、特記仕様書に記載するとおりである。
3　保守点検の項目、頻度等については、特記仕様書に定めるものを除き、受託者が自らの経験等により定めること。
4　受託者は、施設等が有している機能を正常に発揮し、かつ設備機器等の耐用を増すための、日常点検、定期点検、臨時点検、定期自主点検、高度な専門的技術又は知識等を要する点検及び整備の実施計画を作成すること。
5　受託者は、高度な専門的技術又は知識等を要する点検、整備において点検の仕様等について市監督員と協議し、承諾を受けること。
6　受託者は、設備又は機器等に異常を発見したときは、委託者に報告書を提出するとともに、原因を調査し適切に対処しなければならない。なお、報告を怠った場合は、受託者の責任とする。
7　受託者は、その結果について第31条第6項及び第7項に示す報告書に記録を行わなければならない。また、その記録に対して、委託者の求めがあった場合は速やかに提出すること。

（環境整備に関する業務要領）
第３９条　受託者は、各処理場の施設を衛生的に維持し、良好な環境を常に確保しなければならない。
2　環境整備業務の対象範囲等は、特記仕様書に記載するとおりである。また、環境整備の実施に当たって、外注する場合は、富士市内に商業登記上の本店、支店又は営業所等を置く者（以下「地元企業」という）を極力使用すること。

３　清掃、除草などの内容、頻度等は、特記仕様書で定めるものを除き、委託者が自ら定めるものとする。
４　受託者は、環境整備に関する業務に関して、委託者及び付近の住民等より、是正、苦情等が発生した場合は、直ちに対応すること。
５　受託者は、その結果について第31条第6項及び第7項に示す報告書に記録を行わなければならない。また、その記録に対して、委託者の求めがあった場合は速やかに提出すること。

（物品の調達管理に関する業務要領）
第４０条　受託者は、処理場等の管理運転に要する光熱水・薬剤等及び潤滑油脂類・消耗品等の調達及び管理を行わなければならない。
２　物品の調達管理の対象品は、第28条第1項(5)に記載するとおりである。また、調達の実施に当たっては、地元企業から極力購入すること。
３　物品の調達管理は、特記仕様書で定めるもののほか、適正な品質及び規格の物品等を調達し、施設等の運転、耐用年数等に影響を与えないようにすること。
４　常に在庫数量等を把握して適宜適切に調達し、在庫不足、品質低下等による施設運転等への支障を与えないようにすること。
５　物品管理者及び薬品類の管理者を選任し、保管、取扱等には十分注意して適正な管理を行うこと。
６　計量証明書、品質証明書等の書類(写し)を委託者に提出すること。
７　受託者は、納入品及び数量を第31条第6項及び第7項に示す報告書に記録を行わなければならない。また、その記録に対して、委託者の求めがあった場合は速やかに提出すること。

（修繕に関する業務要領）
第４１条　委託者は、施設、設備等の機能を正常に発揮、維持できるよう、適切に修繕を行わなければならない。
２　修繕対象施設等は、特記仕様書に記載するとおりである。また、点検実施に当たって、外注する場合は、地元企業を極力使用すること。
３　修繕に使用する部品等は、仕様変更による性能低下とならないよう実施すること。
４　修繕は、委託終了時における施設の原状回復のための補修を含むものとする。
５　受託者は、修繕の実施にあたって、委託者の承諾を得ること。
６　受託者は、設備修繕の結果について第31条第6項及び第7項に示す報告書に記録を行わなければならない。また、その記録に対して、委託者の求めがあった場合は速やかに提出すること。

（管路及びマンホールポンプ施設点検に関する業務要領）
第４２条　受託者は、施設等の状況に応じて、その運転状況を確認するとともに、異常の予防、早期発見に努めなければならない。
２　点検対象施設等は、特記仕様書に記載するとおりである。また、点検実施に当たっ

て、再委託する場合は、地元企業を極力使用すること。

３　点検の項目、頻度等については、特記仕様書に定めるものを除き、受託者が自らの経験等により定めること。

４　受託者は、施設等が有している機能を正常に発揮し、かつ設備機器等の耐用を増すための、日常点検、作動点検、総括点検の実施計画を作成すること。

５　受託者は、点検等で異常、不良あるいは毀損等を発見した場合には、速やかに委託者に報告するとともに、適正な対応を講じること。

６　受託者は、設備機器の状態、点検結果について第31条第6項及び第7項に示す報告書に記録を行うこと。

（環境等への配慮に関する業務要領）

第４３条　受託者は、悪臭、騒音の発生その他環境影響被害を防止するため、設備の運転方法、保守点検、作業方法、機能確認等を適切に行うほか、発生源又は敷地境界等では、五感により又は機器により測定を適宜実施し、常に良好な環境を保全しなければならない。

２　測定結果等に異常が確認された場合は、委託者に報告するとともに、測定頻度を増すなど監視の強化を行うほか、効果的な改善策を実施すること。

３　受託者は、委託者が運用している環境保全活動（富士市EMS）における構成員として、システムの実施、改善、記録の推進に努め、委託者に協力すること。

４　受託者は、実施結果について第31条第6項及び第7項に示す報告書に記録を行わなければならない。また、その記録に対して、委託者の求めがあった場合は速やかに提出すること。

（故障、事故発生時の対応に関する業務要領）

第４４条　受託者は、業務において異常を発見した場合には、速やかにその原因を調査し適切な対応を講ずること。

２　前項において、施設等の運営に重大な支障を及ぼすような異常を発見した場合は、事態の波及防止対応を講ずると共に委託者に報告し、協議して対処しなければならない。

３　各号の作業を実施した場合は、作業終了後、写真等を添付し報告しなければならない。また当該作業の費用負担については、委託者及び受託者で協議して定める。

第５章　受託者の責任等

（受託者の責任）

第４５条　受託者は、第54条に示す場合を除き、第46条、第49条に定める性能を発揮するよう処理場等の運転を行わなければならない。また、第52条に定める基準を満たす管路施設の点検を行わなければならない。

（放流水質等の基準）

第４６条　受託者は、処理場に流入した下水を各処理工程において適正に管理し、最終的に放流水域に業務要求水準書に定める基準を満たし放流すること。

２　第54条に示す場合を除き、受託者が、業務要求水準書に定める法定基準または目標値を達成できなかった場合は、第47条及び第48条に基づき、委託者は、基準の未達内容を明示した上で、受託者に対して改善計画書の提出を命じることができる。

３　第54条に示す場合を除き、受託者が、業務要求水準書に定める放流水質等の基準を達成できなかった場合は、委託者は、第47条及び第48条に従い対応するものとする。

（放流水質等の法定基準を達成できない場合の対応）

第４７条　放流水質等の法定基準を達成できない場合は、次のとおりの対応をする。

(1)　未達状況の確認及び報告

受託者は、計測により放流水質が、放流水質等の法定基準を達成できていないことを把握した場合は、速やかに委託者に報告する。

(2)　改善計画書の提出

(ｱ) 受託者は、改善計画書の提出を命じられてから10日以内に改善計画書を委託者に提出し、委託者の指導、監督に従って原因究明や改善対応を行う。

(ｲ) 原因究明、改善計画書の作成及び実施にかかる費用は、受託者が負担する。

(ｳ) 受託者は、自らの負担で行う計測において、改善対応の効果を確認し、改善の状況を委託者に報告する。

(3)　業務委託料の減額

放流水質が、放流水質等の法定基準を達成できない場合は、契約書第33条に基づき、業務委託料を減額する。

（放流水質等の目標値を達成できない場合の対応）

第４８条　放流水質等の目標値を達成できない場合は、次のとおりの対応をする。

(1)　未達状況の確認及び報告

受託者は、計測により放流水質が、放流水質等の目標値を達成できていないことを把握した場合は、速やかに委託者に報告する。

(2)　改善計画書の提出

(ｱ) 受託者は、原則として主体的に原因究明を行い、委託者は、放流水質等の目標値の未達成状況に応じて、改善計画書の提出を求めることができる。

(ｲ) 原因究明、改善計画書の作成及び実施にかかる費用は、受託者が負担する。

(ｳ) 受託者は、自らの負担で行う計測において、改善対応の効果を確認し、改善の状況を委託者に報告する。

(3) 業務委託料の減額

放流水質が業務要求水準を満足しない場合において、契約書第33条に該当する場合は、業務委託料を減額する。

（脱水汚泥性状の基準）

第４９条　受託者は、処理場から発生する汚泥を各処理工程において適正に管理し、最終的に脱水汚泥として業務要求水準書に定める基準を満たすように貯留した後、委託者が別途契約する産業廃棄物収集運搬処理業者へ引き渡すための運転操作及び排出時の立会いを行うこと。

２　第54条に示す場合を除き、受託者が、業務要求水準に定める遵守基準または目標値を達成できなかった場合は、第50条及び第51条に基づき、委託者は、脱水汚泥性状の基準の未達内容を明示した上で、受託者に対して改善計画書の提出を命じることができる。

３　第54条に示す場合を除き、受託者が、業務要求水準書に定める脱水汚泥性状の基準を達成できなかった場合は、委託者は、第50条及び第51条に従い対応するものとする。

（脱水汚泥性状の遵守基準を達成できない場合の対応）

第５０条　脱水汚泥性状の遵守基準を達成できない場合は、次のとおりの対応をする。

(1) 未達状況の確認及び報告

受託者は、計測により脱水汚泥性状が、脱水汚泥性状の遵守基準を達成できていないことを把握した場合は、速やかに委託者に報告する。

(2) 改善計画書の提出

(ｱ) 受託者は、改善計画書の提出を命じられてから10日以内に改善計画書を委託者に提出し、委託者の指導、監督に従って原因究明や改善対応を行う。

(ｲ) 原因究明、改善計画書の作成及び実施にかかる費用は、受託者が負担する。

(ｳ) 受託者は、自らの負担で行う計測において、改善対応の効果を確認し、改善の状況を委託者に報告する。

(3) 業務委託料の減額

脱水汚泥が、脱水汚泥性状の遵守基準を達成できない場合は、契約書第33条に基づき、業務委託料を減額する。

（脱水汚泥性状の目標値を達成できない場合の対応）

第５１条　脱水汚泥性状の目標値を達成できない場合は、次のとおりの対応をする。

(1)　未達状況の確認及び報告

受託者は、計測により脱水汚泥が、脱水汚泥性状の目標値を達成できていないことを把握した場合は、速やかに委託者に報告する。

(2)　改善計画書の提出

(ｱ) 受託者は、原則として主体的に原因究明を行い、委託者は、脱水汚泥性状の目標値の未達成状況に応じて、改善計画書の提出を求めることができる。

(ｲ) 原因究明、改善計画書の作成及び実施にかかる費用は、受託者が負担する。

(ｳ) 受託者は、自らの負担で行う計測において、改善対応の効果を確認し、改善の状況を委託者に報告する。

(3)　業務委託料の減額

脱水汚泥が、脱水汚泥性状の業務要求水準を満足しない場合において、契約書第33条に該当する場合は、業務委託料を減額する。

（管路施設点検の基準）

第５２条　受託者は、特記仕様書に定める点検において、業務要求水準書に定める基準を満たすこと。

２　第54条第1項(5)に示す場合を除き、受託者が、業務要求水準書に定める遵守基準及び目標値を達成できなかった場合は、第53条に基づき、委託者は、基準の未達内容を明示した上で、受託者に対して改善計画書の提出を命じることができる。

３　第54条第1項(5)に示す場合を除き、受託者が、業務要求水準書に定める基準を達成できなかった場合は、委託者は、第53条に従い対応するものとする。

（管路施設巡視点検の目標値を達成できない場合の対応）

第５３条　管路施設巡視点検の目標値を達成できない場合は、次のとおりの対応をする。

(1)　未達状況の確認及び報告

受託者は、各年度による巡視点検の目標値を達成できていないことを把握した場合は、速やかに委託者に報告する。

(2)　改善計画書の提出

(ｱ) 委託者は、目標値の未達成状況に応じて、改善計画書の提出を求めることができる。

(ｲ) 受託者は、改善対応の効果を確認し、改善の状況を委託者に報告する。

(3)　業務委託料の減額

管路施設巡視点検が業務要求水準を満足しない場合は、契約書第33条に基づき、業務委託料を減額する。

（受託者の責任の免除）

第５４条　委託者は、次の条件下においては、業務要求水準書に定める基準を超えた場合であっても受託者へ責任を求めないこととする。

(1)　第28条第1項(1)及び(2)、第36条第4項に記載する適切な運転監視等を実施しても、時間最大計画流入量を超える水量が流入した場合

(2)　第36条第5項に記載する委託者の指示に基づく運転変更等に起因する場合

(3)　処理場の施設又は水質に重大な影響を及ぼす有害物質の流入等の場合

(4)　委託者が発注した工事、修繕等の影響で施設の処理能力が低下した場合

(5)　天災に起因する場合

(6)　その他受託者の責務に帰することができない外的要因によると公正に判断できる場合

第６章　施設及び設備の機能確認等

（業務開始時の機能確認）

第５５条　委託者及び受託者は、業務開始時までに双方立会いのもと、特記仕様書に定める「施設機能報告書」を基に、施設及び設備の機能確認を行う。

２　受託者は、前項の機能を確認の後、その確認結果を記載し、確認終了日から14日以内に委託者に提出し、承諾を受けなければならない。

（業務実施期間中における機能確認）

第５６条　委託者及び受託者は、必要があると認めるときは、業務期間中の終日、相手方に対し施設及び設備の全部又は一部の機能確認を行うことを求めることができる。この場合においては、速やかに双方立会いのもと、確認書により機能確認を行う。

２　受託者は、当該機能確認が完了したときは、その確認結果を確認書に記載し、その上、確認完了日から14日以内に委託者に提出して、承諾を受けなければならない。

３　委託者は、当該機能確認の結果、所定の機能が確保されないと認められたときは、受託者に必要な対応を行うよう指示することができる。

（契約終了時の機能確認）

第５７条　委託期間終了に当たっては、委託者及び受託者は、契約終了日までに、双方立会いのもと、確認書により施設等の機能確認を行う。

２　委託者又は受託者が、契約解除することによりこの契約が終了したときは、委託者及び受託者は、契約終了日から14日以内に、双方立会いのもとで確認書により施設等の機能確認を行う。

３　受託者は、前項の機能確認が完了したときは、その確認結果を確認書に記載し、その上、確認終了日から14日以内に委託者に提出して承諾を受けなければならない。

４　受託者は、当該機能確認の結果、所定の機能が受託者の責めに帰すべき事由により確保されないときは、委託者に損害賠償をしなければならない。

第７章　ＶＥ提案

（ＶＥ提案について）

第５８条　業務期間中において、委託者は受託者がＶＥ提案を行い、委託者がこれを適当と認めた場合は、受託者に対して、委託者が受益する範囲において報奨を行うものとする。

（ＶＥ提案の範囲）

第５９条　受託者が、ＶＥ提案を行う範囲は、業務履行計画書の内容に係る変更を必要とする場合に限るとする。

（ＶＥ提案の提出）

第６０条　受託者は、ＶＥ提案を行う場合には、ＶＥ提案書に次に掲げる事項を記載のうえ、委託者に提出しなければならない。

(1)　この契約に規定される内容とＶＥ提案の内容の対比と提案理由

(2)　ＶＥ提案の実施方法に関する事項

(3)　ＶＥ提案が採用とされた場合の請負代金額の概算削減額及びその算出根拠

(4)　その他ＶＥ提案が採用された場合に考慮すべき事項

（ＶＥ提案の審査、採用及び契約の変更）

第６１条　委託者は、ＶＥ提案の受領後14日以内にその提案を採用するか否かを決定し、受託者に通知するものとする。ただし、委託者は受託者に理由を通知したうえで、この期限を延長することができる。

２　委託者は受託者に対し、ＶＥ提案に関する資料、その他の文書を求めることができる。

３　委託者は、ＶＥ提案を採用した場合には、書面をもって採用する旨を受託者に通知するものとする。

４　委託者は、ＶＥ提案を採用しなかった場合には、受託者に対し書面をもってその理由を通知するものとする。

（ＶＥ提案が採用された場合の契約変更等）

第６２条　委託者は、前条の規定により、ＶＥ提案を採用した場合において、必要があるときは、契約の変更を行うものとする。

２　委託者は、前項の規定により、契約の変更が行われた場合において、必要があるときは、業務委託料の変更を行うものとする。

３　委託者は、前項の変更を行う場合においては、ＶＥ提案により業務委託料が低減す

ると見込まれる額の10分の5に相当する金額を、削減しないものとする。

（提案内容の保護）

第６３条　委託者は、ＶＥ提案に係る事項について、その後の業務において、その内容が一般的に使用されている状態となった場合は、無償で使用できるものとする。ただし、工業所有権等の排他的権利を有する提案についてはこの限りでない。

（ＶＥ提案に係る部分の品質保証）

第６４条　受託者は、ＶＥ提案に係る部分について、その品質を保証するものとする。ただし、特殊なもので第三者の判断によらなければならない場合は、委託者及び受託者の協議によるものとする。

（責任の所在）

第６５条　委託者が受託者のＶＥ提案等を適正と認め、契約の変更を行った場合においても、受託者の責任が否定されるものでない。

（ＶＥ提案提出費用）

第６６条　ＶＥ提案提出費用は、受託者の負担とし、ＶＥ提案によって業務委託料が低減すると見込まれる額に含めない。

（補足）

第６７条　この条項に定めがない事項については、契約書によるほか、必要に応じて委託者及び受託者が協議して定めるものとする。

第８章　その他

（経費の負担）

第６８条　処理場に係る経費のうち特記仕様書に定めるものは、受託者が負担する。

（受託者による投資の提案）

第６９条　受託者は、業務の効率的、効果的な遂行を図るために、自らの責任と負担による設備の設置及び既存設備の改良を、委託者に対して提案することができる。

２　委託者は、受託者の提案内容を検討し、承諾若しくは不承諾の旨を受託者へ通知することとし、承諾された場合は、受託者が設置若しくは改良工事を行うこととする。

３　受託者は、提案に基づく工事を行った場合、その概要について委託者へ報告することとする。

４　契約終了時の取扱いについては、委託者及び受託者が協議して定めるものとする。

（再委託時の留意点）

第７０条　受託者は、業務の一部を契約書第12条に基づき、第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは極力、地元企業を使用するものとする。

（疑　義）

第７１条　本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、委託者と受託者で協議のうえ定めるものとする。

別表－１

関係法令一覧表

- 下水道法
- 労働安全衛生法
- 労働基準法
- 環境基本法
- 大気汚染防止法
- 水質汚濁防止法
- 悪臭防止法
- 騒音規制法
- 振動規制法
- 消防法
- 道路交通法
- 電気事業法
- 電気設備技術基準
- 内線規定
- 電力会社供給規定
- 電気用品安全法
- 電気通信事業法
- 電気工事士法
- エネルギーの使用の合理化に関する法律
- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- 浄化槽法
- その他関係法令及び条例

別表－２　　リスク分担表

段階	リスク種類	リスク内容	委託者	受託者
共通	契約締結リスク	委託者の責めにより契約を結べない、または契約手続きに時間を要する場合	○	
		受託者の責めにより契約を結べない、または契約手続きに時間を要する場合		○
	法令等の変更リスク	本委託に直接関係する法令等の変更	○	
		本契約のみではなく、広く一般的に適用される法令等の変更		○
	第三者賠償リスク	受託者の行う業務に起因する事故、受託者の業務の不備に起因する事故などにより第三者に与えた損害		○
		受託者の委託範囲において、運営段階における浸水･騒音･振動･悪臭等による場合		○
		上記以外のもの	○	
	住民問題リスク	本委託業務を行政サービスとして実施することに関する住民反対運動、訴訟	○	
		受託者の業務実施に伴い生じる住民反対運動、訴訟		○
	環境保全リスク	受託者が行う業務に起因する環境問題(周辺水域の悪化、騒音、振動、異臭等)		○
		上記以外のもの	○	
	委託業務中止･延期に関するリスク	委託者の指示によるもの	○	
		委託者の債務不履行によるもの	○	
		受託者の業務放棄、破綻によるもの		○
	物価･金利変動リスク	委託期間のインフレ･デフレ	○	
	税制変更リスク	一般的な税制変更によるもの		○
		消費税の変更	○	
	不可抗力リスク	天災、暴動等による委託業務の変更、中止、延期	○	
運転・維持管理	計画変更リスク	委託業務内容･用途の変更に関するもの	○	
	下水の水量変動リスク	水量の変動に伴う変動費の増減	○	
	下水の水質、汚泥含水率変動リスク	流入水が原因かやむを得ない場合による経費の増加	○	
		上記以外の経費の増加		○
	突発修繕費の増大リスク	受託者の責めによる補修費の増大		○
		上記以外によるもの	○	
	施設損傷リスク	施設の劣化に対して、受託者が適切な維持管理業務を実施しなかったことに起因する施設の損傷		○
		委託者の責めにより施設が損傷した場合	○	
		上記以外のもの　（双方協議して定める）	○	○

富士市終末処理場管理運転等業務委託

特記仕様書

富士市　上下水道部　下水道施設維持課

目　　次

第１章　総則
第　１条　(目的)
第　２条　(施設設計概要)
第　３条　(業務履行計画書の要領)
第　４条　(業務実施計画書等)
第　５条　(業務範囲及び施設機能報告書)
第　６条　(運転監視に関する業務)
第　７条　(巡視点検業務)
第　８条　(水質管理に関する業務)
第　９条　(保守点検に関する業務)
第１０条　(環境整備に関する業務)
第１１条　(物品の調達管理に関する業務)
第１２条　(修繕に関する業務)
第１３条　(設備関連台帳の管理及び設備台帳システムの保守、点検、整備業務)
第１４条　(管路施設の点検業務)
第１５条　(マンホールポンプ施設の点検、清掃及び自動通報装置監視業務)
第１６条　(東部浄化センターソフトボール場浄化槽保守点検及び汚泥引き抜き業務)
第１７条　(経費の負担)

（目　的）

第　１条　この特記仕様書は、「富士市終末処理場管理運転等業務委託一般仕様書」について、特に必要な事項を定めることにより、業務の円滑な遂行を図ることを目的とする。

（施設設計概要）

第　２条　処理場の施設設計概要は、次のとおりである。

(1) 東部浄化センター

(ｱ)　流入方式　　：分流式

(ｲ)　処理方式　　：標準活性汚泥法（平成　2 年 4 月供用開始）

(ｳ)　現有処理能力　：55,800 m^3/日（全体計画　83,700 m^3/日）

(ｴ)　想定流入水量　：　9,272,000 m^3/年　（平成 27 年度）
　　14,122,000 m^3/年　（平成 28 年度）
　　14,192,000 m^3/年　（平成 29 年度）
　　14,262,000 m^3/年　（平成 30 年度）
　　14,333,000 m^3/年　（平成 31 年度）
　　4,899,000 m^3/年　（平成 32 年度）

(ｵ)　汚泥処理方式
　　濃縮方式　　：重力濃縮・遠心濃縮・ベルト濃縮
　　脱水方式　　：ベルトプレス・スクリュープレス

(ｶ)　放流先　　：沼川

(ｷ)　計画水質

	流入水質(mg/L)	放流水質(mg/L)	除去率(%)
ＢＯＤ	２１０	１５	９２．９
ＳＳ	１７０	２７	８４．１

(ｸ)　保有施設

設　　備　　名	
水処理	沈砂池設備　　主ポンプ設備 水処理設備　　雨水沈殿池設備 送風機設備　　水処理電気設備
汚泥処理	汚泥濃縮設備 汚泥脱水設備 汚泥処理電気設備
その他	管理棟設備（空調・換気等） 脱臭設備

(2) 西部浄化センター

(ｱ) 流入方式　　：分流式

(ｲ) 処理方式　　：標準活性汚泥法（昭和 55 年 4 月供用開始）

(ｳ) 現有処理能力　：43,500 m^3/日（平成 27 年度から平成 28 年度）
58,000 m^3/日（平成 29 年度）
（全体計画　103,700 m^3/日）

(ｴ) 想定流入水量　：8,924,000 m^3/年　（平成 27 年度）
13,709,000 m^3/年　（平成 28 年度）
13,818,000 m^3/年　（平成 29 年度）
13,928,000 m^3/年　（平成 30 年度）
14,039,000 m^3/年　（平成 31 年度）
4,868,000 m^3/年　（平成 32 年度）

(ｵ) 汚泥処理方式
濃縮方式　　：重力濃縮・遠心濃縮
脱水方式　　：ベルトプレス

(ｶ) 放流先　　：富士早川

(ｷ) 計画水質

	流入水質(mg/L)	放流水質(mg/L)	除去率(%)
ＢＯＤ	２３０	１５	９３．５
ＳＳ	２１０	２４	８８．６

(ｸ) 保有施設

設　　備　　名	
水処理	沈砂池設備　主ポンプ設備 水処理設備　雨水沈殿池設備 送風機設備　水処理電気設備
汚泥処理	汚泥濃縮設備 汚泥消化設備 汚泥洗浄設備 汚泥脱水設備　汚泥処理電気設備
その他	管理棟設備（空調・換気等） 脱臭設備

（業務履行計画書の要領）

第　３条　一般仕様書第20条の業務履行計画書の作成要領は、次のとおりとすること。

(1)　業務履行計画書は、日本工業規格 A 版により作成し、原則として A4 または A3 用紙とすること。

(2)　業務履行計画書を構成する各諸事項の作成要領は、次のとおりとするこ

と。

(ｱ)　業務概要

下水道施設の重要性に鑑み、その目的を達成するための業務における管理思想、業務毎の基本方針及びその概要等について、業務に対する姿勢が把握できるよう記載すること。

(ｲ)　組織体制

業務を遂行する上で必要な組織及び体制について、契約書第 15 条の総括責任者のもとで、一般仕様書 28 条に示すそれぞれの業務について、業務の分担体制、業務主任者の配置に関する体制、従事者体制、緊急時体制等を具体的に記載すること。

(ｳ)　安全管理計画

事故、災害等を未然に防止し、安全に業務を履行するための安全衛生管理に係る作業基準、安全衛生に関する計画及び組織体制について、基準、要領、計画等を具体的に記載すること。

(ｴ)　運転監視計画

流入水を適正に処理するために必要な運転計画、監視項目、管理指標、巡回内容、巡回頻度及び状況に応じた対応方法等を具体的に記載すること。

(ｵ)　水質管理計画

施設等が適正に機能しているかを判断するために必要な水質及び汚泥等の試験等について、施設等の特徴を踏まえた試験項目、サンプリング方法、試験頻度及び管理指標等を具体的に記載すること。

(ｶ)　保守点検計画

施設等の特徴を踏まえ、設備機器等が有している機能を適正に発揮させ、経済的かつ効率的な保守点検を行うために必要な運転方法、管理指標、点検内容、点検周期及び点検記録等を具体的に記載すること。

(ｷ)　環境整備計画

施設等の適正な管理を行うために必要な実施内容、回数及び実施要領等を具体的に記載すること。

(ｸ)　物品調達管理計画

物品の安定的な調達管理を行うために必要な調達方法、管理方法を具体的に記載すること。

(ｹ)　修繕計画

施設等の特徴を踏まえ、突発的な故障の抑制、故障発生時の対応方法、修繕費用の低減及び設備機器別の予防保全と事後保全の使い分け等を明記した中長期的な計画を具体的に記載すること。

(ｺ)　エネルギー管理計画

省エネルギー法に基づき、管理標準により、施設等の特徴を踏まえた、省エネルギー運転方針等を具体的に記載すること。

(ｻ)　関連法令等を踏まえた業務実施計画

業務を遂行するに当たり、法令等との関わりについて、どのような点に留意しなければいけないかを具体的に記載すること。

(ｼ) 環境等への配慮に関する計画

環境への負荷の低減、循環型社会への貢献、環境へのリスク管理、委託者が定める環境マネジメントシステム(富士市 EMS)の規格適用及び地球温暖化の抑制などに関する方針等を具体的に記載すること。

(ｽ) 故障、事故発生時の対応に関する計画

事故を未然に防ぐための日々の管理手法等の考え方及び事故発生時における初期対応方法、二次被害拡大防止対策、施設機能確保対策等を、バルブ等の切替操作、最低限の部品等の確保などに触れ、具体的に記載すること。また、人身事故、電機事故、火災事故、埋設物事故等の事故ごとの対応に関する計画を具体的に記載すること。

(ｾ) 提出する各書類等の様式に関する計画

業務の履行に伴い、作成する全ての書類について、その書類名、記載する項目及び内容等に関する計画を様式、作成時の留意点、提出時期等を具体的に記載すること。

(ｿ) その他業務計画

必要な事項について、具体的に実施要領等を記載すること。

(業務実施計画書等)

第 4条 一般仕様書第21条に定める業務実施計画書、業務完了報告書、処理場等施設管理状況報告書、契約業務完了報告書に記載する内容等は、次のとおりとし、できるだけ簡潔に記載するとともに統一的にまとめ、必要に応じて資料等を添付すること。

(1) 業務実施計画書の記載事項は、次のとおりとし、各業務別に列記すること。

(ｱ) 対象業務名称

(ｲ) 年月度の記載

(ｳ) 日毎に計画した事項及び内容

(ｴ) 運転計画、水質分析計画、保守点検計画等の業務計画

(ｵ) その他必要な事項

(2) 業務完了報告書は、業務実施計画書で計画した諸事項に対してその実績が明らかになるよう記載すること。

(ｱ) 業務実施計画書で記載した事項のほか、日毎に計画した事項と実績及び内容

(ｲ) その他必要な事項

ただし、委託者が必要ないと認めた書類については除く。

(3) 処理場等施設管理状況報告書は、業務履行計画書で計画した諸事項に対してその実績が明らかになるよう記載すること。

(ｱ) 業務履行計画書で記載した事項のほか、月毎に計画した事項と実績及び内容

(ｲ)　その他必要な事項

ただし、委託者が必要ないと認めた書類については除くものとする。

(4)　契約業務完了報告書は、最終年度における処理場等施設管理状況報告書をもって、これに代えるものとする。

ただし、委託者が必要ないと認めた書類については除くものとする。

(業務範囲及び施設機能報告書)

第　5条　一般仕様書第 28 条に定める業務範囲は、別図-1-1、別図-1-2、別表-1-1-1 から別表-1-1-6、別表-1-2-1 から別表-1-2-6 に示す施設、設備、装置及び機器等である。契約書第 7 条に定める施設機能報告書は、別表-1-1-1 から別表-1-1-6、別表-1-2-1 から別表-1-2-6 に示すとおりである。

また、新規稼動施設等の設定(業務の履行期間中に新規稼動又は休廃止する業務対象施設及びその日程)は別表-2 に示すとおりである。

(運転監視に関する業務)

第　6条　一般仕様書第28条第1項(1)に規定する運転監視に関する業務の対象は、別図-1-1、別図-1-2、別表-1-1-1から別表-1-1-6、別表-1-2-1から別表-1-2-6に示す施設、設備、装置及び機器等である。

(巡視点検業務)

第　7条　一般仕様書第28条第1項(1)に規定する巡視点検業務は、以下の事項を踏まえて定めるものとする。

(1)　日常及び巡視点検は、その性質上運転操作の一環として行い、原則として運転状態を継続しながら計器類又は人間の五感によりその状況における施設、設備等の異常の有無を確認できる点検とすること。

(2)　点検内容については、受託者の経験及び知識により一定の点検基準及び要領を定めて行うこと。

(水質管理に関する業務)

第　8条　一般仕様書第 28 条第 1 項(2)に規定する水質管理に関する業務は、次のとおりである。なお、定期に定める場所については、委託者及び受託者で協議して定めるものとする。

(1)　試験項目、頻度、試験方法等は、別表-3-1、別表-3-2 に示すとおりである。受託者は、別表-3-1、別表-3-2 によらず変更する場合は、事前にその詳細を理由とともに委託者に提出し、承諾を得ること。

(2)　分析の実施は、以下のとおりである。

(ｱ)　分析方法は、下水道法、水質汚濁防止法、大気汚染防止法等の関係法令や下水試験方法等に基づいて適格に行うこと。

(ｲ)　定期的な水質試験及び汚泥試験は、定期に定める場所より採水して行うこと。

(ｳ)　水質分析に使用する薬品等については、在庫及び管理を適切に行うこと。

(保守点検に関する業務)

第　９条　一般仕様書第28条第1項(3)に規定する保守点検に関する業務は、別表-1-1-1から別表-1-1-6、別表-1-2-1から別表-1-2-6に示す施設、設備、装置及び機器等について、その性能・機能等が保持されるよう点検するとともに、重要度及び故障発生頻度回数、目的、設置環境を考慮して行い、一定の基準に基づいて行うこと。

２　処理場の運転を考慮した中長期的な点検計画を立案し、実施すること。また、施設保全の主体を成すことができるように計画すること。

３　資格を要する点検等では、有資格者を配置して行うこと。

４　労働安全衛生法等の関係法令を遵守し、安全に行うこと。

５　保守点検の実施は、以下のとおりとすること。

(1)　日常点検は、施設の運転状況等の確認又は、設備等の異常の早期発見のために、毎日～1週間程度の間隔で実施する点検であり、外観目視点検、動作確認、計測、調整、部品及び消耗品等の交換、記録、清掃及び調査を行うこと。

(2)　定期点検は、設備等の損傷、腐食、磨耗状況等を把握し、1週間～1年程度に期間を定めて行う点検及び整備である。日常点検ではできない内容について行うものとし、必要に応じて精密計測機器等を用いて性能又は機能を確認すること。

(3)　臨時点検は、日常点検及び定期点検以外に設備等の異常に対して行う点検及び整備である。状況を確認するために必要に応じて実施すること。

(4)　定期自主検査は、関係法令等の定めより自らが行う点検及び整備である。なお、自主点検の記録は自主点検実施ごとに記録すること。

(5)　法定点検及び法定検査は、関係法令等の定めにより行う点検及び検査受験である。

(6)　高度な専門的技術又は知識等を要する点検及び整備は、高度な専門的技術及び知識等を要するため、メーカーなど専門業者が行う点検及び整備である。取扱説明書、前回点検結果報告等を踏まえ、また設備等の重要度を考慮し、別表-4-1、別表-4-2、別紙-1-1から別紙-1-25に示す点検及び計画書を基に、点検及び整備計画を策定し、実施すること。

(7)　修補及び塗装とは、設備等の異常個所等について、定常状態に復帰させるために行う修理のうち、特殊な機器や高度な専門技術を必要とせず、外部からの人的応援を必要と認めない程度の軽微な調整及び交換、塗装である。また、この塗装は、足場等を必要としない箇所において行う、腐食等によるはく離、錆防止等のものをいう。

(8)　結果の記録及び報告は、現場の状況について適に写真を撮影し整理したものを添付して提出すること。

(環境整備に関する業務)

第１０条　一般仕様書第 28 条第 1 項(4)に規定する環境整備に関する業務は、次のとおりである。

(1)　対象，範囲及びに頻度等は、別表-5-1、別表-5-2、別表-6-1、別表-6-2及び別図-2-1 から別図-2-14 に示すとおりである。

(2)　環境整備の実施については、以下のとおりとする。

(ｱ)　清掃は場所及び床材質を考慮して適切な清掃器具を使用して行うこと。

(ｲ)　受託者は、委託者の業務及び第三者に対し、支障のないように注意すること。

(ｳ)　清掃器具等の使用で委託者の備品、物品等に損傷を与えないこと。

(物品の調達管理に関する業務)

第１１条　一般仕様書第 28 条 1 項(5)に規定する物品の調達管理に関する業務は、次に示すとおりである。

(1)　対象は、消耗品、燃料、光熱水等である。

(2)　ユーティリティー調達管理の実施は、以下のとおりである。

(ｱ)　ユーティリティー調達は管理者を設け、保管、取扱等に十分注意し、適正な管理を行うこと。

(ｲ)　種類、使用量、残量等を的確に把握するため、定期的に調査を行うこと。

(ｳ)　保管期間により品質が変化又は不良となるもの及び使用頻度の多いものについては、納期を十分考慮し、調達すること。

(ｴ)　使用頻度、保管スペース等から適正な在庫量の確保ができるよう管理すること。

(修繕に関する業務)

第１２条　一般仕様書第 28 条 1 項(6)に規定する修繕に関する業務は、次に示すとおりである。

(1)　対象範囲は、別図-1-1、別図-1-2、別図-3-1から別図-3-5、別表-1-1-1から別表-1-1-6、別表-1-2-1から別表-1-2-6及び別表-8-1から別表-9-2に示す施設、設備、装置及び機器等である。

(2)　受託者が行う修繕は、要する費用の内、1つの機器当たりの取替部品の合計金額が50万円未満(消費税及び地方消費税を含む)のものとする。

(3)　各年度における修繕上限額及び基準額は、別表-7に示すとおりである。修繕上限額とは、受託者が、実施すべき修繕費用の各年度における最高額であり、修繕上限額を超えた業務は、委託者が実施するものとする。また、修繕基準額とは、受託者が、最低限実施しなければいけない修繕費用とする。

(4)　委託者は、業務内容等の変化に応じて修繕上限額及び基準額を変更できるものとする。修繕上下額及び基準額の変更については、委託者と受託者が協議して行うものとする。

(設備関連台帳の管理及び設備台帳システムの保守、点検、整備業務)

第１３条　一般仕様書第 28 条 1 項(3)に規定する設備関連台帳の管理及び設備台帳システムの保守、点検、整備業務は、次に示すとおりである。

(1)　設備関連台帳の管理とは、東部浄化センター及び西部浄化センターに設置されている設備台帳システムを利用し、保守、修繕、工事、点検等の履歴入力及び報告書、写真等の電子ファイル化及び登録、機器等の更新に伴う新規登録作業、データーのバックアップ作業等をいい、処理場管理の履歴となるデーターの入力、保存等を適時実施するものである。また、データーは、取扱主任者を定め、データーの不正流出を防止すること。

(2)　設備台帳システムの保守、点検業務とは、設備台帳システムが、常に正常に動作するように、予防保全を前提とした機器等の保守、点検を実施することをいう。また、この保守、点検業務は、年度毎に最低 1 回実施すること。

(3)　設備台帳システムの整備業務とは、設備台帳システム機器等あるいは OS 及びアプリケーションの更新等の小規模なシステム改良の整備をいう。また、整備業務は、業務の契約期間中に最低 1 回実施すること。

(4)　受託者は、設備台帳システムを管理運転業務に有効に活用すること。

(管路施設の点検業務)

第１４条　一般仕様書第 28 条 1 項(7)に規定する管路施設の点検業務とは、別紙-2 に示すとおり管路施設の巡視及び点検を実施するものである。

２　前項に定める管路施設は、別図-3-1 から別図 3-5、別表-8-1、別表-8-2 に示すとおりである。

(マンホールポンプ施設の点検、清掃及び自動通報装置監視業務)

第１５条　一般仕様書第 28 条 1 項(7)に規定するマンホールポンプ施設点検、清掃及び自動通報装置監視業務とは、別紙-3、別紙-4、別紙-5 に示すとおりである。

２　前項に定めるマンホールポンプ施設は、別表-9-1、別表-9-2 に示すとおりである。マンホールポンプ施設は、今後、建設等により追加する可能性があるが、その場合は、受託者と委託者が協議の上、業務を行うこと。

(東部浄化センターソフトボール場浄化槽保守点検及び汚泥引き抜き業務)

第１６条　一般仕様書第 28 条 1 項(3)に規定する東部浄化センターソフトボール場浄化槽保守点検及び汚泥引き抜き業務は、別紙-4-1、別紙-4-2 に示すとおりである。

(経費の負担)

第１７条　一般仕様書第68条に定める受託者が負担すべき経費は､次のとおりとする。

(1)　机、椅子、書棚、ロッカー、パソコン、プリンター、コピー機等の事務備品

(2)　各種用紙、筆記用具、ファイル等の事務用品

(3)　ポット、冷蔵庫、食器棚、茶器、台所用品等の什器及び消耗品
(4)　各種作業服、各種靴、各種手袋、ヘルメット、安全マスク、保護眼鏡、空気呼吸機等の安全保護具及び機器
(5)　設備点検及び修理に係る点検工具、回路計、懐中電灯等の工具及び機器（ただし、特殊工具及び調整及び整備に係る資材等は除く）
(6)　モップ、デッキブラシ、水切り等の清掃用具器具
(7)　電話及びFAXの設置工事費及び維持費
(8)　薬品費、燃料費、光熱水費
(9)　機械及び電気部品費、水質試験用消耗品、水質試験用薬品
(10)　各号に該当しないものであっても本業務を遂行するために、一般的に当然必要であると認められる費用

別図-1-1　東部浄化センター範囲図
別図-1-2　西部浄化センター範囲図
別図-2-1　東部浄化センター除草・除草剤散布作業図
別図-2-2　東部浄化センター場内草刈作業図
別図-2-3　東部浄化センターソフトボール場芝刈作業図
別図-2-4　東部浄化センター場内芝刈作業図
別図-2-5　東部浄化センター樹木選定作業図[その 1]
別図-2-6　東部浄化センター樹木選定作業図[その 2]
別図-2-7　東部浄化センター樹木選定作業図[その 3]
別図-2-8　西部浄化センター除草・除草剤散布作業図
別図-2-9　西部浄化センター除草・保安林草刈作業図
別図-2-10　西部浄化センター樹木選定作業図[その 1]
別図-2-11　西部浄化センター樹木選定作業図[その 2]
別図-2-12　西部浄化センター樹木選定作業図[その 3]
別図-3-1　管路施設重要度(優先度)[その 1]
別図-3-2　管路施設重要度(優先度)[その 2]
別図-3-3　管路施設重要度(優先度)[その 3]
別図-3-4　管路施設重要度(優先度)[その 4]
別図-3-5　管路施設重要度(優先度)[その 5]

別表-1-1-1　東部浄化センター対象施設及び施設機能報告書(土木施設)
別表-1-1-2　東部浄化センター対象施設及び施設機能報告書(建築施設)
別表-1-1-3　東部浄化センター対象施設及び施設機能報告書(建築機械設備)
別表-1-1-4　東部浄化センター対象施設及び施設機能報告書(建築電気設備)
別表-1-1-5　東部浄化センター対象施設及び施設機能報告書(機械設備)
別表-1-1-6　東部浄化センター対象施設及び施設機能報告書(電気設備)
別表-1-2-1　西部浄化センター対象施設及び施設機能報告書(土木施設)
別表-1-2-2　西部浄化センター対象施設及び施設機能報告書(建築施設)
別表-1-2-3　西部浄化センター対象施設及び施設機能報告書(建築機械設備)
別表-1-2-4　西部浄化センター対象施設及び施設機能報告書(建築電気設備)
別表-1-2-5　西部浄化センター対象施設及び施設機能報告書(機械設備)
別表-1-2-6　西部浄化センター対象施設及び施設機能報告書(電気設備)
別表-2　新規稼動施設等の設定[西部浄化センター]
別表-3-1　東部浄化センター水質分析項目及び頻度
別表-3-2　西部浄化センター水質分析項目及び頻度
別表-4-1　東部浄化センターにおける高度な専門的技術又は知識等を要する点検及び整備計画表
別表-4-2　西部浄化センターにおける高度な専門的技術又は知識等を要する点検及び整備計画表
別表-5-1　東部浄化センター環境整備対象範囲及び頻度等

別表-5-2　西部浄化センター環境整備対象範囲及び頻度等
別表-6-1　東部浄化センター環境整備計画表
別表-6-2　西部浄化センター環境整備計画表
別表-7　修繕上限額及び基準額表
別表-8-1　東部処理区管路施設重要度(優先度)
別表-8-2　西部処理区管路施設重要度(優先度)
別表-9-1　東部浄化センター管轄マンホールポンプ設置箇所一覧表
別表-9-2　西部浄化センター管轄マンホールポンプ設置箇所一覧表

別紙-1-1　東部浄化センター高圧電気設備点検及び整備計画書
別紙-1-2　東部浄化センター非常用発電機点検及び整備計画書
別紙-1-3　東部浄化センター計装設備点検及び整備計画書
別紙-1-4　東部浄化センター主ポンプ点検及び整備計画書
別紙-1-5　東部浄化センター送風機点検及び整備計画書
別紙-1-6　東部浄化センター電油操作器点検及び整備計画書
別紙-1-7　東部浄化センター脱水機点検及び整備計画書
別紙-1-8　東部浄化センター濃縮機点検及び整備計画書
別紙-1-9　東部浄化センター脱臭床点検及び整備計画書
別紙-1-10　東部浄化センター潤滑油診断計画書

別紙-1-11　西部浄化センター高圧電気設備点検及び整備計画書
別紙-1-12　西部浄化センター非常用発電機点検及び整備計画書
別紙-1-13　西部浄化センター計装設備点検及び整備計画書
別紙-1-14　西部浄化センター主ポンプ点検及び整備計画書
別紙-1-15　西部浄化センター送風機点検及び整備計画書
別紙-1-16　西部浄化センター電油操作器点検及び整備計画書
別紙-1-17　西部浄化センター脱水機点検及び整備計画書
別紙-1-18　西部浄化センター濃縮機点検及び整備計画書
別紙-1-19　西部浄化センター水中撹拌機点検及び整備計画書
別紙-1-20　西部浄化センターガス撹拌ブロワ点検及び整備計画書
別紙-1-21　西部浄化センター塩素混合池・返送ピットブロワ点検及び整備計画書
別紙-1-22　西部浄化センター潤滑油診断計画書
別紙-2　管路施設の巡視及び点検業務実施要領
別紙-3　マンホールポンプ施設点検業務実施要領
別紙-4　マンホールポンプ施設清掃業務実施要領
別紙-5　マンホールポンプ施設自動通報装置監視業務実施要領
別紙-6-1　東部浄化センターソフトボール場浄化槽保守点検業務実施要領
別紙-6-2　東部浄化センターソフトボール場浄化槽汚泥引き抜き業務実施要領

富士市終末処理場管理運転等業務委託

提案評価基準

平成 27 年 2 月

富士市 上下水道部 下水道施設維持課

この提案評価基準は、富士市(以下「委託者」という。)が実施する富士市終末処理場管理運転等業務委託(以下「本業務」という。)を受注する民間事業者(以下「受託者」という。)の募集及び特定を行うにあたっての手続き等を定めたものであり、本業務に係るプロポーザル参加希望者(以下「参加者」という。)に交付するもので、別冊の以下の書類と一体をなすものである(これらの書類を総称して、以下「業務説明書等」という。)。

① 業務要求水準書
② 契約書(案)
③ 一般仕様書
④ 特記仕様書
⑤ 様式集

参加者は、業務説明書等の内容を十分に理解した上で、必要な書類を作成、提出することとする。

目　次

1 審査方法 1
1.1　審査方式 1
1.2　受託者決定フロー..... 1
1.3　委員会の設置 2
2 審査内容 2
2.1　プロポーザル参加資格の確認..... 2
2.1.1　必要書類の確認 2
2.1.2　参加資格の確認..... 2
2.2　技術提案審査 2
2.2.1　必要書類の確認..... 2
2.2.2　プレゼンテーション及びヒアリングの実施..... 2
2.2.3　提案内容審査..... 3
2.2.4　総合評価点の算出 3
2.4.5　優秀提案者の特定 3
2.3　優先交渉権及び受託者の決定..... 3
3 総合評価点の算出方法 3
3.1　配点方針 3
3.2　技術提案書の審査項目等 3
3.3　評価点の算出方法 5

1　審査方法

1.1　審査方式

本業務は、事業者の有する専門的な知識やノウハウ、技術力等を活用することが必要であることから、受託者の選定に当たっては、公募型プロポーザル方式を採用し、技術提案による非価格要素とともに提示された参考見積価格を総合的に評価する。

1.2　受託者決定フロー

受託者決定フローは図 1 に示すとおりである。

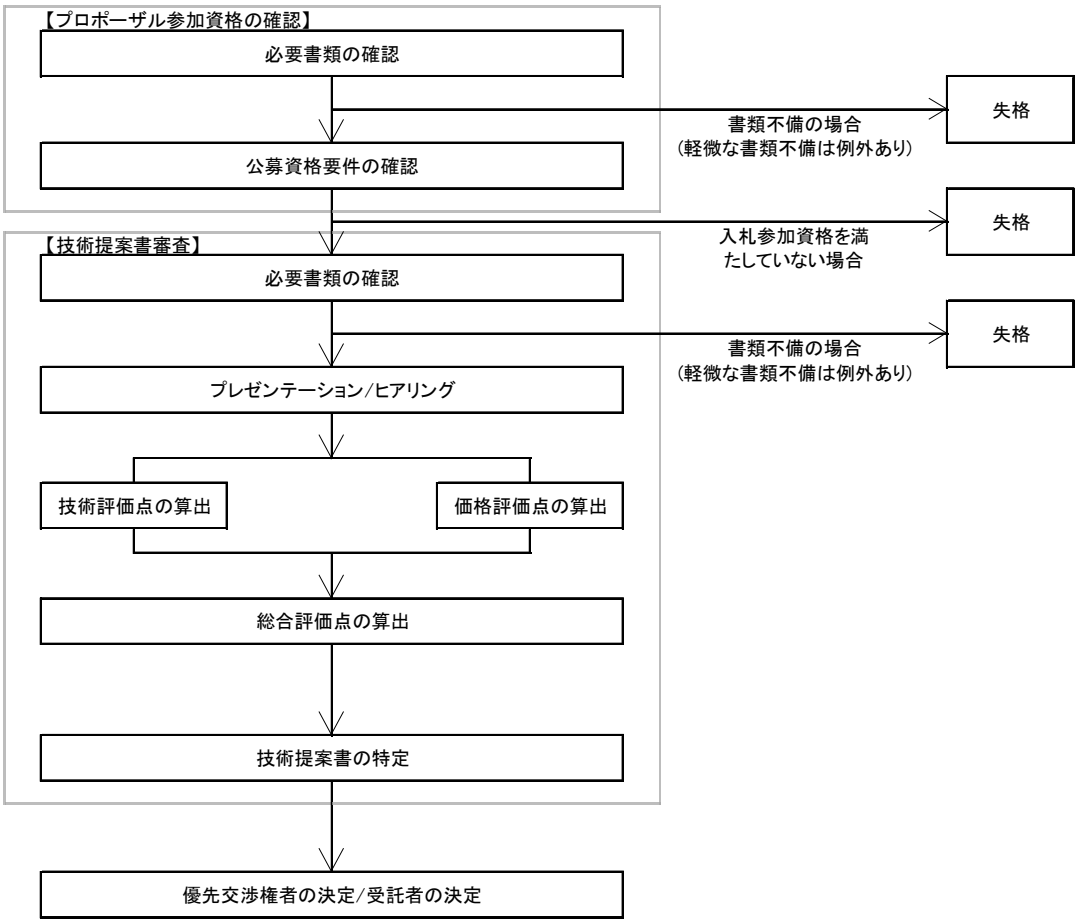

図 1　受託者決定フロー

1.3　委員会の設置

委託者は、技術提案書等の審査を専門的知見に基づいて実施するため、「富士市終末処理場管理運転等業務委託評価委員会」（以下、「委員会」という。）を設置している。委員会は、提案評価基準に基づき技術提案書等の審査を行う。

なお、参加者が、優先交渉権者の特定前までに、本業務について委員会の委員に直接、間接を問わず接触した場合は、当該参加者は参加資格を失うことがあるので留意すること。

2 審査内容

2.1　プロポーザル参加資格の確認

2.1.1　必要書類の確認

委託者は、参加者から提出された参加表明時の提出書類について、業務説明書にて求めた必要書類がすべて揃っていることを確認する。書類不備の場合は失格とする。ただし、軽微な書類不備等の場合は、この限りでない。

2.1.2　参加資格の確認

委託者は、参加者から提出された参加表明時の提出書類に基づき、参加者が業務説明書に定める参加資格要件を満たしていることを確認する。参加資格要件を満たしていない場合は失格とする。

2.2　技術提案審査

2.1.1　必要書類の確認

委託者は、参加者から提出された技術提案書について、業務説明書にて求めた必要書類がすべて揃っていることを確認する。書類不備の場合は失格とする。ただし、軽微な書類不備等の場合は、この限りでない。

なお、参加者が多数ある場合など、委員会及び委託者が必要と判断した場合は、委託者において「3 総合評価点の算出方法」に基づき事前審査を実施した上で委員会に諮ることにより、委員会での審査対象者を選定することがある。

2.2.2　プレゼンテーション及びヒアリングの実施

委員会及び委託者は、必要書類の確認ができた参加者を対象として、提案内容の確認等のために、参加者にプレゼンテーションを求め、ヒアリングを実施する。提案内容審査ではヒアリング時の対応内容も勘案する。

なお、事前審査を実施した場合は、委員会での審査対象者のみプレゼンテーションを求め、ヒアリングを実施する。

2.2.3　提案内容審査

委員会は、技術提案書のうち技術的提案などの非価格要素の内容について審査し、「3 総合評価点の算出方法」に基づき得点化(技術評価点の算出)を行う。

また、委託者は、参考見積価格について「3 総合評価点の算出方法」に基づき得点化(価格評価点の算出)を行う。

2.2.4　総合評価点の算出

技術評価点及び価格評価点を合算し、総合評価点を算出する。

2.2.5　優秀提案者の特定

委員会及び委託者は、総合評価点によって参加者の評価順位を決定するとともに、最も高い提案を優秀提案とし、当該提案を行った者を優秀提案者として特定する。

優秀提案者が 2 者以上あるときは、参考見積価格が低い提案を行った者を優秀提案者として特定する。この場合において、参考見積価格が同額であるときは、委員会に諮って優秀提案者を特定する。

2.3　優秀交渉権者及び受託者の決定

委託者は、特定結果をもとに優先交渉権者を決定し、技術提案及び見積内容を総合的に確認する。委託者は、優先交渉権者に見積の提出を求める入札を行い、受託者を決定する。

委託者は、優先交渉権者と契約締結に至らなかったときは、委員会の特定結果の上位者から順に契約手続きを行う場合がある。

3　総合評価点の算出方法

3.1　配点方針

技術提案書で求める提案内容の評価について、非価格要素に関する技術評価点と価格要素に関する価格評価点の配点は、それぞれ 80 点及び 20 点を満点とし、技術評価点と価格評価点を加算して得られる合計点を総合評価点とする。

総合評価点＝技術評価点（80 点満点）＋ 価格評価点（20 点満点）

3.2　技術提案書の審査項目等

技術評価点及び価格評価点の算出に当たって、企画提案書の審査項目、内容及び配点は、表 1 のとおりとする。

表１　技術提案書の審査項目、内容及び配点

区分	審査項目	内容	配点
業務実施能力	業務実施体制	・業務を実施するために必要な組織体制と人員配置計画（平日、休日、夜間、緊急時の各体制）が適切に提案されているか。	10
	担当予定従業者の資格・経験	・企業の技術者及び有資格者の数は十分か。 ・必要な有資格者の配置計画が適切か。 ・適切な教育訓練が指示されているか。	5
	受託実績	・同種、類似業務の実績は十分か。	5
業務提案内容	業務実施コンセプト	・維持管理の基本的考え方が明確に述べられているか。 ・業務に関する認識が十分か。	5
	各業務の要求事項に対する考え方及び具体的な業務実施計画	（共通） ・効率的かつ確実な実施方法が具体的に述べられているか。 ・要求水準未達とならないための対策、未達の場合の対応は適切か。	25
	施設運転監視業務	・放流水質、脱水汚泥性状の提案数値	(10)
	設備保守管理業務	・施設延命化の考え方、具体的な取り組みが述べられているか。	(5)
	管路施設点検業務	・管路施設点検業務の提案数値	(10)
	危機管理安全対策	・異常時、緊急時の対応の考え方、具体的な取り組みが述べられているか。	10
	環境対策業務	・環境負荷低減に対しての考え方、具体的な取り組みが述べられているか。	5
	管理手法及びコスト縮減等の工夫、効果的な手法等の提案	・効率的かつ実施可能な業務改善方策、コスト縮減策が具体的に述べられているか。 ・施設管理レベルの向上、更新整備に役立つ有効な提案があるか。	5
	地域貢献、社会貢献に関する提案	・地域の人材、企業などの各種地元資源の活用や社会貢献に関する提案が具体的に述べられているか。	5
	その他の業務提案	・他の独自の提案が具体的に述べられているか。	5
	参考見積金額		20

3.3　評価点の算出方法

表 2 に示す 4 段階評価による得点化方法により審査項目別に得点を案出し、その合計を評価点とする。なお、審査項目別の得点は、小数点以下第 3 位を四捨五入して少数点以下第 2 位まで求める。

表 2　評価点の得点化方法

評価	評価基準	得点化方法
A	当該審査項目について、特に秀でて優れていると認められる。	配点×1
B	当該審査項目について、秀でて優れていると認められる。	配点×2/3
C	当該審査項目について、優れていると認められる。	配点×1/3
D	当該審査項目について、優れていると認められない。	配点×0

審査項目のうち「参考見積価格」は、以下により得点化する。

① 技術提案審査において必要書類の確認ができた参加者中、参考見積価格に記載された価格が、委託料上限額を超える者の価格評価点は 0 点とする。

② 参考見積価格に記載された価格が、契約上限以下の範囲内の者のうち、最低の者に配点の満点である 20 点を価格評価点として付与する。

③ 上記①、②以外の参加者の得点は、下記の式により②の最低価格との比率をもって小数点以下第 3 位を四捨五入し小数点以下第 2 位まで求める。

価格評価点＝配点（20 点満点）× 最低価格 ÷ 当該参加者の価格

業務委託契約書(案)

１．件　　名　　富士市終末処理場管理運転等業務委託
２．履行場所　　富士市富士岡南260番地の1　富士市宮島1260番地
３．委託期間　　平成 27年　8月　1日～平成 32年　7月 31日
　　(地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約)
４．業務委託料　　￥
　　(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額　￥　　)

内訳

平成 27年度　￥
　　(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額　￥　　)
平成 28年度　￥
　　(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額　￥　　)
平成 29年度　￥
　　(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額　￥　　)
平成 30年度　￥
　　(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額　￥　　)
平成 31年度　￥
　　(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額　￥　　)
平成 32年度　￥
　　(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額　￥　　)

５．契約保証金　　履行保証保険（￥　　）

上記の業務委託について､委託者 富士市長　小長井　義正 と受託者 ○○○○○○とは、次の条項により委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上各自１通を保有する。

平成 27年　　月　　日

委託者　　富士市青島町191番地
　　富士市長　　小長井　義正
受託者

目次

第　１条　　総則
第　２条　　業務の内容等
第　３条　　業務の期間等
第　４条　　指示等及び協議の書面主義
第　５条　　業務履行計画書の提出
第　６条　　契約の保証
第　７条　　施設機能の確認
第　８条　　関係法令等の遵守
第　９条　　善管注意義務
第１０条　　権利義務の譲渡等
第１１条　　著作権の譲渡等
第１２条　　一括再委託等の禁止
第１２条の２　暴力団関係業者への再委託等の禁止等
第１３条　　特許権等の使用
第１４条　　監督員
第１５条　　総括責任者
第１６条　　総括責任者等に対する措置請求
第１７条　　副総括責任者
第１８条　　業務主任者
第１９条　　電気主任技術者
第２０条　　エネルギー管理員
第２１条　　業務履行報告
第２２条　　貸与品等
第２３条　　発注図書と業務内容が一致しない場合の修補義務
第２４条　　発注図書等の変更等
第２５条　　業務の中止
第２６条　　受託者の請求による委託期間の延長
第２７条　　委託者の請求による委託期間の変更等
第２８条　　委託期間の変更方法
第２９条　　業務完了時の検査及び引渡し

第３０条　　業務検査及び引渡し
第３１条　　業務委託料の支払
第３２条　　業務委託料の変更方法
第３３条　　業務委託料の減額
第３４条　　業務準備
第３５条　　業務の引継ぎ
第３６条　　かし担保
第３７条　　委託者の解除権
第３８条　　委託者の解除権
第３９条　　受託者の解除権
第４０条　　解除の効果
第４１条　　解除に伴う措置
第４２条　　周辺対策
第４３条　　一般的損害
第４４条　　第三者に及ぼした損害
第４５条　　不可抗力による損害
第４６条　　臨機の措置
第４７条　　不履行による損害等
第４８条　　履行遅滞の場合における損害金等
第４９条　　業務委託料の変更に代える発注図書の変更
第５０条　　契約終了時の措置
第５１条　　賠償金等の徴収
第５２条　　紛争の解決
第５３条　　保険
第５４条　　秘密保持
第５５条　　管轄裁判所
第５６条　　特約事項
第５７条　　雑則
別記1　　年度別業務委託料支払
別記2　　業務委託料の変更
別記3　　受託者の加入する保険

（総　則）

第　１条　委託者及び受託者は、この約款(契約書を含む。以下同じ)に定めるもののほか、業務要求水準書、一般仕様書、特記仕様書、業務説明書等の配布した関係書類、質問事項及び受託者が提出した技術提案書(以下「契約図書等」という。)に基づき、日本国の法令を遵守し、この契約(この約款及び契約図書等を内容とする包括的維持管理業務の委託契約をいう。以下同じ。)を履行しなければならない。

２　委託者は、この契約にともなう下水道法上の責任を負うものとし、受託者は、この契約にともなう業務履行上の責任を負うものとする。

３　この契約の履行に関して委託者と受託者との間で用いる言語は、日本語とする。

４　この約款に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。

５　この約款の履行に関して委託者と受託者との間で用いる計量単位は、契約図書等に特別の定めがある場合を除き、計量法(平成4年法律第51号)に定めるものとする。

６　この約款及び契約図書等における期間の定めについては、民法(明治29年法律第89号)及び商法(明治32年法律第48号)の定めるところによるものとする。

７　この約款に定める時刻は、日本標準時とする。

８　この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

（業務の内容等）

第　２条　包括的維持管理業務(以下「業務」という。)の内容及び対象施設等、業務に関し受託者が達成しなければならない水準(以下「要求水準」という。)は、契約図書等に定めるとおりとする。

２　委託者は、その法的責任を果たすため必要と認めたときは、業務に関する指示を、受託者又は受託者の第15条に定める総括責任者に対して行うことができる。この場合において、受託者又は受託者の総括責任者は、当該指示に従い業務を実施しなければならない。

３　受託者は、第1項の業務について、この契約等に特別な定めがある場合又は前項の指示若しくは、委託者と受託者との協議がある場合を除き、自らの裁量により決定し、業務を行うことができる。

（業務の期間等）

第　３条　業務期間は、平成27年 8月 1日 0時00分から平成32年 7月31日 24時00分までとする。

２　業務開始の前日までを、適正に業務を行うための引継ぎを受ける準備期間（以下「業務準備期間」という。）とする。

（指示等及び協議の書面主義）

第　４条　この約款に定める指示、催告、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答及び解除（以下「指示等」という。）は、書面により行われなければならない。

２　前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない事情がある場合には、委託者及び受託者は、前項に規定する指示等を口頭で行うことができる。この場合において、委託者及び受託者は、既に行った指示等を書面に記載し、7日以内にこれを相手方に交付するものとする。

３　委託者及び受託者は、この約款その他の条項の規定に基づき協議を行うときは、当該協議の内容を書面に記録するものとする。

（業務履行計画書の提出）

第　５条　受託者は、この契約締結後14日以内に契約図書に定めるところにより業務履行計画書を作成し、委託者に提出しなければならない。

２　委託者は、必要があると認めるときは、前項の業務履行計画書を受理した日から7日以内に、受託者に対してその修正を請求することができる。

３　この約款の他の規定により委託期間又は契約図書が変更された場合において、委託者は、必要があると認めるときは、受託者に対して業務履行計画書の再提出を請求することができる。この場合において、第1項中「この契約締結後」とあるのは「当該請求があった日から」と読み替えて、前2項の規定を準用する。

（契約の保証）

第　６条　受託者は、この契約の締結と同時に、次の各号の一つに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第四号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を委託者に寄託しなければならない。

一　契約保証金の納付

二　契約保証金に代わる担保となる有価証券等の発行

三　この契約による債務の不履行により生じる損害金の支払を保証する銀行、委託者が確実と認める金融機関の保証証書による担保の提供

四　この契約による債務の不履行により生じる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

２　前項の保証にかかわる契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第4項において「保証の額」という。）は、業務委託料の10分の1以上としなければならない。

３　第1項の規定により、受託者が同項第二号又は第三号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第四号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。

４　業務委託料の変更があった場合には、保証の額が変更後の業務委託料の10分の1に達するまで、委託者は、保証の額の増額を請求することができ、受託者は、保証の額の減額を請求することができる。

（施設機能の確認）

第　７条　受託者は、業務開始に先立ち、特記仕様書に定める施設機能報告書（以下「施設機能報告書」という。）の内容が、一般仕様書を満たしていること及び施設の状況が施設機能報告書と一致していることを確認しなければならない。

２　受託者は、前項の確認以降、委託者に対して、施設機能報告書の内容が、一般仕様書を満たしていないこと、又は施設の状況が施設機能報告書に一致していないことを主張することはできないものとする。ただし、施設の状況と施設機能報告書に不一致が存在すること、及び当該不一致を本契約締結前に発見することが著しく困難であったことを、受託者が証明した場合は、この限りでない。

（関係法令等の遵守）

第　８条　受託者は、業務の実施にあたり、下水道法その他、関係法令を遵守するものとする。

（善管注意義務）

第　９条　受託者は、業務の実施にあたり、業務の公共性を認識して、常に善良なる管理者の注意をもって誠実かつ効果的に行わなければならない。

（権利義務の譲渡等）

第１０条　受託者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、委託者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

２　受託者は、発注図書において定められた成果品（未完成の報告書及び業務を

行う上で得られた記録等を含む。以下「成果品」という。)を第三者に譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、委託者の承諾を得た場合には、この限りではない。

(著作権の譲渡等)

第１１条　受託者は、成果品が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項1号に規定する著作物(以下「著作物」という。)に該当する場合には、当該著作物に係る受託者の著作権(著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。)を当該著作物の引渡時に委託者に無償で譲渡するものとする。

２　委託者は、成果品が著作物に該当するとしないにかかわらず、当該成果品の内容を受託者の承諾なく自由に公表することができる。

３　委託者は、成果品が著作物に該当する場合には、受託者が承諾したときに限り、既に受託者が当該著作物に表示した氏名を変更することができる。

４　受託者は、成果品が著作権に該当する場合において、委託者が当該著作物の利用目的の実現のためにその内容を改変するときは、その改変に同意する。また、委託者は、成果品が著作権に該当しない場合には、当該成果品の内容を受託者の承諾なく自由に改変することができる。

５　受託者は、成果品が著作権に該当するとしないにかかわらず、委託者が承諾した場合には、当該成果品を使用又は複製し、また、第54条の規定にかかわらず当該成果品の内容を公表することができる。

６　委託者は、受託者が成果品の作成に当たって開発したプログラム(著作権法第10条第1項9号に規定するプログラムの著作物をいう。)及びデーターベース(著作権法第12条の2に規定するデーターベースの著作物をいう。)について、受託者が承諾した場合には、別に定めるところにより、当該プログラム及びデーターベースを利用することができる。

（一括再委託等の禁止）

第１２条　受託者は、発注図書において指定した主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

２　受託者は、前項の主たる部分のほか、委託者が発注図書において指定した部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

３　受託者は、前項に規定する業務以外の業務を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、委託者にそのリスト(委任し、又は請け負わせる者の商号又は名称その他必要な事項)を通知するものとする。ただし、軽微な部分を委任し、又は請け負わせようとするときは、この限りではない。

（暴力団関係業者への再委託等の禁止等）

第１２条の２　受託者は、次の各号に該当する者（以下「暴力団関係業者」という。）を下請負人としてはならない。

一　役員が暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）であると認められる者

二　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる者

三　役員が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用したと認められる者

四　役員が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められている者

五　前各号に規定するもののほか、役員が暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有していると認められる者

六　業務に係る工事請負契約又は保守点検業務委託若しくは薬品、資材等の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が暴力団関係業者であることを知りながら、当該者と契約しようとする者

（特許権等の使用）

第１３条　受託者は、特許権，実用新案権，商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている履行方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、委託者がその履行方法を指定した場合において、発注図書に特許権等の対象物である旨の明示がなく、かつ、受託者がその存在を知らなかったときは、委託者は、受託者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

（監督員）

第１４条　委託者は、監督員を定めたときは、その氏名を受託者に通知しなければならない。監督員を変更したときも同様とする。

２　監督員は、この約款の他の条項に定めるもの及び約款に基づく委託者の権

限とされる事項のうち、委託者が必要と認めて監督員に委任したもののほか、契約図書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。

一　委託者の法的責任を果たす上で必要な受託者又は受託者の総括責任者に対する業務に関する指示

二　この約款及び契約図書の記載内容に関する受託者の確認の申出又は質問に対する承諾又は回答

三　この契約の履行に関する受託者又は受託者の総括責任者との協議

四　業務の進捗の確認、契約図書の記載内容と履行内容との照合その他契約の履行状況の調査

五　業務の監査及び合否の通知並びに引渡し

3　委託者は、2名以上の監督員を置き、前項の権限を分担させたときにあってはそれぞれの監督員の有する権限の内容を、監督員にこの約款に基づく委託者の権限の一部を委任したときにあっては当該委任した権限の内容を、受託者に通知しなければならない。

4　第2項の規定に基づく監督員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。

5　この約款に定める書面の提出は、契約図書に定めるものを除き、監督員を経由して行うものとする。この場合においては、監督員に到達した日をもって委託者に到達したものとみなす。

（総括責任者）

第１５条　受託者は、業務上の管理をつかさどる総括責任者を定め、その氏名その他必要な事項を委託者に通知しなければならない。総括責任者を変更したときも同様とする。

2　前項の総括責任者は一般仕様書で定める要件を満たしていること。

3　総括責任者は、この契約の履行に関し、業務の管理及び統括を行うほか、業務委託料の変更、委託期間の変更、業務委託料の請求及び受領、第16条第1項の請求の受理、同条第2項の決定及び通知、同条第3項の請求、同条第4項の通知の受理並びにこの契約の解除に係わる権限を除き、この契約に基づく受託者の一切の権限を行使することができる。

4　受託者は、前項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうちこれを総括責任者に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を委託者に通知しなければならない。

（総括責任者等に対する措置請求）

第１６条　委託者は、総括責任者又は受託者の使用人若しくは第12条第3項の規定により受託者から業務を委任され、若しくは請け負った者がその業務の実施につき著しく不適当と認められるときは、受託者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

２　受託者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果について請求を受けた日から10日以内に委託者に通知しなければならない。

３　受託者は、監督員がその職務の執行につき著しく不適当と認められるときは、委託者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

４　委託者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果について請求を受けた日から10日以内に受託者に通知しなければならない。

（副総括責任者）

第１７条　受託者は、第15条に定める総括責任者が病気、死亡、退職等の場合に備えて、副総括責任者を選任しなければならない。また、その氏名その他必要な事項を委託者に通知しなければならない。副総括責任者を変更したときも同様とする。

２　前項の副総括責任者についての詳細は、一般仕様書で定めるものとする。

（業務主任者）

第１８条　受託者は、業務の実施にあたり一般仕様書第28条に定める業務ごとに、業務主任者を選任しなければならない。また、その氏名その他必要な事項を委託者に通知しなければならない。業務主任者を変更したときも同様とする。

２　前項の業務主任者についての詳細は、一般仕様書で定めるものとする。

（電気主任技術者）

第１９条　受託者は、施設の自家用電気工作物の工事、維持及び運用の保安を確保するため、従業員の中から電気主任技術者を選任しなければならない。また、その氏名その他必要な事項を委託者に通知しなければならない。電気主任技術者を変更したときも同様とする。

２　前項の電気主任技術者についての詳細は、一般仕様書で定めるものとする。

（エネルギー管理員）

第２０条　受託者は、施設のエネルギー使用の合理化を図るため、従業員の中からエネルギー管理員を選任しなければならない。また、その氏名その他必要な事項を委託者に通知しなければならない。エネルギー管理員を変更したときも同様とする。

２　前項のエネルギー管理員についての詳細は、一般仕様書で定めるものとする。

（業務履行報告）

第２１条　受託者は、発注図書に定めるところにより、契約の履行について委託者に報告しなければならない。

２　委託者は、必要と認めるときは、業務の処理状況について、受託者に対して報告を求め、又は自ら調査することができる。

（貸与品等）

第２２条　委託者が受託者に貸与し、又は支給する図面その他業務に必要な物品・諸室等(以下「貸与品等」という。)の名称、数量等、引渡し場所及び引渡し時期は、委託者と受託者が協議して別に定めるものとする。

２　受託者は、貸与品等の引渡しを受けたときは、引渡しの日から7日以内に、委託者に受領書又は借用書を提出しなければならない。ただし、貸与品等について受託者に所有権、借用権等の権利を与えるものではない。

３　受託者は、業務の完了、契約の終了、発注図書の変更等によって不用となった貸与品等を委託者に返還しなければならない。

４　受託者は、故意又は過失により貸与品等が紛失若しくは毀損し、又はその返還が不可能となったときは、委託者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し､又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。

（発注図書と業務内容が一致しない場合の修補義務）

第２３条　受託者は、業務を行うにあたり、次の各号の一つに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに委託者に通知し、その確認を請求しなければならない。

一　図面、一般仕様書、特記仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しない(これらの優先順位が定められている場合を除く。)。

二　発注図書に誤謬又は脱漏がある。

三　発注図書の表記が明確でない。

四　業務履行上の制約等発注図書に示された履行条件が、実際と相違する。

五　発注図書に明示されていない履行条件について、予期することのできない特別な状態が生じた。

2　委託者は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら前項各号に掲げる事実を発見したときは、受託者の立ち会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受託者が立ち会いに応じない場合には、受託者の立ち会いを得ずに行うことができる。

3　委託者は、受託者の意見を聴いて、前項の調査の結果(これに対して取るべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。)をとりまとめ、調査の終了後14日以内に、その結果を受託者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ、受託者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。

4　前項の調査の結果により第1項各号に掲げる事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、委託者は、発注図書の訂正又は変更を行わなければならない。

5　前項の規定により発注図書の訂正又は変更が行われた場合において、委託者は、必要があると認められるときは、委託期間若しくは業務委託料を変更し、又は受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（契約図書等の変更等）

第２４条　委託者は、前条第4項の規定によるほか、必要があると認めるときは、契約図書又は業務の指示の変更内容を受託者に通知して、契約図書等を変更することができる。この場合において、委託者は、必要があると認められるときは委託期間若しくは業務委託料を変更し、又は受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（業務の中止）

第２５条　暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象(以下「天災等」という。)であって、受託者の責めに帰することができないものにより施設現場の状態が著しく変動したため、受託者が業務を行うことができないと認められるときは、委託者は、業務の中止を直ちに受託者に通知して、業務の全部又は一部を一時中止させなければならない。

2　委託者は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、業務の中

止内容を受託者に通知して、業務の全部又は一部を一時中止させることができる。

３　委託者は、第1項及び第2項の規定により業務を一時中止した場合において、必要があると認められるときは委託期間若しくは業務委託料を変更し、又は受託者が業務の続行に備え業務の一時中止に伴う増加費用を必要としたとき、若しくは受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（受託者の請求による委託期間の延長）

第２６条　受託者は、その責めに帰することができない事由により委託期間内に業務を完了することができないときは、その理由を明らかにした書面により委託期間の延長変更を請求することができる。

（委託者の請求による委託期間の変更等）

第２７条　委託者は、特別の理由により委託期間を変更する必要があるときは、委託期間の変更を請求することができる。

２　委託者は、この約款の他の条項の規定により委託期間を変更すべき場合において、特別の理由があるときは、委託期間の変更を請求することができる。

３　委託者は、前各項の場合において、必要があると認められるときは、業務委託料を変更し、又は受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（委託期間の変更方法）

第２８条　委託期間の変更については、委託者と受託者との協議で定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、委託者が定め、受託者に通知する。

２　前項の協議開始の日については、委託者が受託者の意見を聴いて定め、受託者に通知するものとする。ただし、委託者が委託期間の変更事由が生じた日（第25条の場合にあっては、委託者が委託期間の変更の請求を受けた日、前条の場合にあっては、受託者が委託期間の変更の請求を受けた日）から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受託者は、協議開始の日を定め、委託者に通知することができる。

（業務完了時の検査及び引渡し）

第２９条　受託者は、業務を完了したときは、その旨を委託者に通知しなけれ

ばならない。

２　委託者又は委託者が検査を行う者として定めた職員(以下「検査員」という。)は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から14日以内に受託者の立ち会いの上、契約図書に定めるところにより、業務の完了を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受託者に通知しなければならない。

３　委託者は、前項の検査を完了した後、契約図書の定めるところにより、受託者から契約完了に伴う当該成果品の引渡しを受けなければならない。

４　受託者は、第2項の契約図書に定めるところによる検査に合格しないときは、直ちに修補して委託者の検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了を契約業務の完了とみなす。

（業務検査及び引渡し）

第３０条　受託者は、契約図書の定めるところにより、委託期間内において業務の検査を受けようとするときは、その旨を委託者に通知しなければならない。

２　委託者又は委託者の検査員は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から14日以内に受託者の立ち会いの上、契約図書に定めるところにより、業務の検査を完了し、当該検査の結果を受託者に通知しなければならない。

３　委託者は、前項の検査を完了した後、受託者が契約図書の定めるところにより、成果品の引渡しを申し出たときは、直ちに当該成果品の引渡しを受けなければならない。

４　委託者は、受託者が前項の申し出を行わないときは、当該成果品の引渡しを当該業務委託料の支払いの完了と同時に行うことを請求することができる。この場合においては、受託者は、当該請求に直ちに応じなければならない。

５　受託者は、業務が第2項の検査に合格しないときは、直ちに修補して委託者の検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了をもって第4項の規定を準用する。

（業務委託料の支払）

第３１条　受託者は、第30条第2項の検査に合格したときは、当該業務に係る業務委託料の支払いを請求することができる。

２　委託者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から30日以内に当該業務に係る業務委託料を支払わなければならない。

３　前項の業務委託料の支払い方法は、別記1によるものとする。

４　委託者がその責に帰すべき事由により第30条第2項の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、第2項の期間(以下「約定期間」という。)の日から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

（業務委託料の変更方法）

第３２条　委託者及び受託者は、この約款に定めた業務の内容又は社会経済状況の変化に応じて業務委託料を変更できるものとし、その詳細については、別記2に定めるとおりとする。

２　前項の業務委託料の変更については、委託者と受託者との協議を行うものとする。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合は委託者が定め、受託者に通知する。

３　前項の協議開始の日については、委託者が受託者の意見を聴いて定め、受託者に通知しなければならない。ただし、委託者が業務委託料の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受託者は、協議開始の日を定め、委託者に通知することができる。

４　この約款の規定により、受託者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に委託者が負担する必要な費用の額については、委託者と受託者との協議で定める。

（業務委託料の減額）

第３３条　委託者は、受託者が業務要求水準書に示す放流水質等の基準、脱水汚泥性状の基準及び管路施設点検の基準を達成していないときは、別記2に定めるところにより、委託者が支払う委託料の額を減額できる。ただし、受託者の責めに帰すことができない理由により放流水質等の基準、脱水汚泥性状の基準及び管路施設点検の基準の達成ができない場合は、この限りではない。

２　委託者は、受託者が特記仕様書に示す修繕基準額を下回ったときは、別記2に定めるところにより、委託者が支払う委託料の額を減額できる。

（業務準備）

第３４条　受託者は、業務準備期間において、委託者が指定する者から第5条に定める業務履行計画書等に基づき、業務を行うための引継ぎを受けなければならない。ただし、受託者がこの引継ぎを受けるにあたり必要な費用(委託者

が指定する者が必要となる費用も含む。)は、受託者の負担とする。

(業務の引継ぎ)

第３５条　受託者は、業務開始に先立って、契約図書等に定める引継ぎ文書を作成し、業務の対象施設に備え置くものとする。受託者は、引継ぎ文書を作成したときは、速やかに委託者に通知するものとする。

２　委託者は、前項の業務の対象施設において引継ぎ文書を閲覧し、また、受託者に対し引継ぎ文書の内容の説明を求めることができる。

３　受託者は、必要に応じて、引継ぎ文書の内容を変更することができるものとする。受託者は、引継ぎ文書の内容を変更したときは、委託者に対し、速やかに引継ぎ文書を変更した旨を通知するものとする。

４　受託者は、この契約が期間満了により終了する場合又は業務期間において解除される場合、委託者が指定する者が業務を行うために必要な引継ぎ(引継ぎ文書及び成果物の引渡しを含む。)を行わなければならない。ただし、受託者がこの引継ぎを行うにあたり必要な費用(委託者が指定する者が必要となる費用も含む。)は、委託者が指定する者の負担とする。

(かし担保)

第３６条　委託者は、受託者が行う業務にかしがあるときは、受託者に対して相当の期間を定めてそのかしの修補を請求し、又は修補に代え若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。

２　前項の規定によるかしの修補又は改善若しくは損害賠償の請求は、第30条第3項又は第4項の規定によるときは引渡しを受けた日から1年以内に行わなければならない。

３　委託者は、受託者が行う業務にかしがあることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受託者に通知しなければ、当該かしの修補又は改善若しくは損害賠償の請求をすることはできない。ただし、受託者がそのかしがあることを知っていたときには、この限りではない。

４　第1項の規定は、かしが契約図書の記載内容、指示又は貸与品等及び委託者の設計・施工等、委託者に帰する事由により生じたものであるときは適用しない。ただし、受託者がその記載内容、指示又は貸与品等及び委託者の設計・施工が不適当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りではない。

（委託者の解除権）

第３７条　委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

一　正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。

二　その責に帰すべき事由により、委託期間内に業務が完了しないと明らかに認められるとき。

三　総括責任者を配置しなかったとき。

四　前三号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反により契約の目的を達成することができないと認められるとき。

五　第39条第1項の規定によらないで契約の解除を申し出たとき。

２　前項の規定により契約が解除された場合においては、受託者は違約金を委託者の指定する期間内に支払わなければならない。この場合の違約金の額については、委託者と受託者との協議で定める。

３　前項の場合において、第6条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、委託者は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。

第３８条　委託者は、業務が完了するまでの間は、前条第1項の規定によるほか、必要があるときは、契約を解除することができる。

２　委託者は、前項の規定により契約を解除したことにより受託者に生じた損害があっても、これを一切賠償しないものとする。

（受託者の解除権）

第３９条　受託者は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

一　第24条の規定により契約図書を変更したため業務委託料が3分の2以上減少したとき。

二　委託者が契約に違反し、その違反によって契約の履行が不可能となったとき。

２　受託者は、前項の規定により契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を委託者に請求することができる。

（解除の効果）

第４０条　契約が解除された場合には、第1条第2項に規定する委託者及び受託

者の義務は消滅する。

2　委託者は、前項の規定にかかわらず、契約が解除された場合において、受託者が既に業務を完了した部分(以下「既履行部分」という。)の引渡しを受ける必要があると認めたときは、既履行部分を検査の上、当該検査に合格した部分の引渡しを受けることができる。この場合において、委託者は、当該引渡しを受けた既履行部分に相応する業務委託料(以下「既履行部分委託料」という。)を受託者に支払わなければならない。

3　前項に規定する既履行部分委託料は、委託者と受託者との間で協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、委託者が定め、受託者に通知する。

4　前項の協議開始の日については、委託者が受託者の意見を聴いて定め、受託者に通知するものとする。ただし、委託者が契約解除の事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受託者は、協議開始の日を定め、委託者に通知することができる。

（解除に伴う措置）

第４１条　受託者は、契約が解除された場合において、貸与品等があるときは、当該貸与品等を委託者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品等が受託者の故意又は過失により紛失若しくは毀損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

2　受託者は、契約が解除された場合において、作業現場に受託者の所有又は管理する業務の出来形部分(前条第2項に規定する検査に合格した既履行部分を除く。)、機械器具、仮設物その他物件(第12条第3項の規定により、受託者から業務の一部を委任され、又は請け負った者が所有又は管理するこれらの物件を含む。以下本条において同じ。)があるときは、受託者は、当該物件を撤去するとともに、作業現場を修復し、取片付けて、委託者に明け渡さなければならない。

3　前項に規定する撤去並びに修復及び取片付けに要する費用(以下本項及び次項において「撤去費用等」という。)は、次の各号に掲げる撤去費用等につき、それぞれ各号に定めるところにより委託者又は受託者が負担する。

一　業務の出来形部分に関する撤去費用等は、契約の解除が第37条によるときは受託者が負担し、第38条、第39条又は第56条によるときは委託者が負担する。

二　機械器具、仮設物その他物件に関する撤去費用等は、受託者が負担する。

４　第2項の場合において、受託者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は作業現場の修復若しくは取片付けを行わないときは、委託者は、受託者に代わって当該物件の処分又は作業現場の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受託者は、委託者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、委託者が支出した撤去費用等(前項第一号の規定により、委託者が負担する業務の出来形部分に係るものを除く。)を負担しなければならない。

５　第1項前段に規定する受託者のとるべき措置の期限、方法等については、契約の解除が第37条によるときは委託者が定め、第38条、第39条又は第56条の規定によるときは受託者が委託者の意見を聴いて定めるものとし、第1項後段及び第2項に規定する受託者のとるべき措置の期限、方法等については、委託者が受託者の意見を聴いて定めるものとする。

６　受託者はこの契約が解除される場合において、次期の契約受託者となる者に対して、この契約の業務について引継を行うものとする。この場合の引継期間は、委託者と受託者との間で協議により定めるものとし、費用については次の各号によるものとする。

一　第37条によるときは、受託者の負担とする。

二　第38条、第39条又は第56条によるときは、委託者の負担とする。

（周辺対策）

第４２条　受託者は、特記仕様書第2条に定める業務の対象施設における周辺住民からの苦情等に対し、誠意をもって応対するとともに、速やかにその内容を委託者に報告し、対応策を委託者と協議しなければならない。

（一般的損害）

第４３条　この約款及び契約図書に定める業務を行うにつき生じた損害(次条第1項，第2項若しくは第3項又は第45条第1項に規定する損害を除く。)については、受託者がその費用を負担する。ただし、その損害(発注図書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。)のうち委託者の責めに帰する事由により生じたものについては、委託者が負担する。

（第三者に及ぼした損害）

第４４条　業務を行うにつき第三者に及ぼした損害(第3項に規定する損害を除く。)について、当該第三者に対して損害の賠償を行わなければならないときは、受託者がその賠償額を負担する。

2　前項の規定にかかわらず、同項の規定する賠償額（発注図書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。）のうち、委託者の指示その他委託者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、委託者がその賠償額を負担する。ただし、受託者が、委託者の指示その他委託者の責めに帰すべき事由があることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りではない。

3　業務を行うにつき通常避けることができない騒音、振動等の理由により第三者に及ぼした損害（発注図書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。）について、当該第三者に損害の賠償を行わなければならないときは、委託者がその賠償額を負担しなければならない。ただし、業務を行うにつき受託者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、受託者が負担する。

4　前3項の場合ほか、業務を行うにつき第三者との間に紛争を生じた場合においては、委託者と受託者が協力してその処理解決に当たるものとする。

（不可抗力による損害）

第４５条　天災等（発注図書で基準を定めたものにあっては、当該基準を超えるものに限る。）で委託者、受託者双方の責めに帰すことができないもの（以下「不可抗力」という。）により、業務の出来形部分、仮設物又は作業現場に搬入済みの機械器具その他物品、資材に損害を生じたときは、受託者は、その事実の発生後直ちにその状況を委託者に通知しなければならない。

2　委託者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、前項の損害（受託者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び契約図書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。以下本条において同じ。）の状況を確認し、その結果を受託者に通知しなければならない。

3　受託者は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害による費用の負担を委託者に請求することができる。

4　委託者は、前項の規定により受託者から損害による費用の負担の請求があったときは、当該損害の額（業務の出来形部分，仮設物又は作業現場に搬入済みの機械器具その他物品、資材であって立ち会いその他、受託者の業務に関する記録等により確認することができるものに係る額に限る。）及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額（以下「損害合計額」という。）のうち、当該年度における業務委託料の「100分の1」を超える額を負担しなければならない。

5　損害の額は、次に掲げる損害につき、それぞれ当該各号に定めるところにより算定する。

一　業務の出来形部分に関する損害

損害を受けた出来形部分に相応する額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。

二　業務材料に関する損害

損害を受けた業務材料に相応する額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。

三　仮設物又は機械器具その他物品、資材に関する損害を受けた仮設物又は機械器具その他物品、資材で通常妥当と認められるものについて、当該業務で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における相応する償却費の額を差し引いた額とする。ただし、修繕によりその機能を回復することができ、かつ、修繕費の額が上記の額より少額であるものについては、その修繕費の額とする。

6　数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第2次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第4項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「当該損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取片付けに要する費用の額の累計」と、「当該年度における業務委託料の「100分の1」を超える額」とあるのは「当該年度における業務委託料の「100分の1」を超える額から既に負担した額を差し引いた額」として同項を適用する。

7　天災その他の不可抗力によって生じた損害の取片付けに要する費用に関しては、委託者と受託者との協議で定める。

（臨機の措置）

第４６条　受託者は、災害防止等のため必要があるとき認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受託者は、あらかじめ、委託者の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りではない。

2　前項の場合において、受託者は、その措置の内容を委託者に直ちに通知しなければならない。

3　委託者は、災害防止その他業務を行う上で特に必要があると認めるときは、受託者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。

4　受託者が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、受託者が業務委託料の範囲において負担するこ

とが適当でないと認められる部分については、委託者がこれを負担する。

（不履行による損害等）

第４７条　委託者は、次の各号のいずれかに該当する損害が生じた場合は、受託者に対して損害に係る費用を請求することができる。

一　業務履行計画に基づく履行の不履行、履行違反により生じた損害

二　受託者が委託者の業務指示に従わなかったことにより生じた損害

三　受託者の責に帰する事由により生じた設備復旧、処理回復等に係る損害

四　受託者の業務運営上の違法行為により生じた損害

五　その他この契約に定める不履行により生じた損害

２　前項の損害の額は、当該損害の額とする。

３　委託者は、第1項各号のいずれかに該当する損害が生じた場合は、損害に対する賠償を受託者に請求することができる。この賠償額は、第1項各号のいずれかについて、当該年度における業務委託料(別記1)に年2.9パーセントの割合を乗じた額とする。

４　受託者は、次の各号のいずれかに該当する損害が生じた場合は、委託者に対して損害に係る費用を請求することができる。

一　委託者が達成すべき設備機器の機能を確保できないことにより生じた損害

二　委託者の業務指示が不適切であったことにより生じた損害

三　委託者の責に帰する事由により生じた設備復旧、処理回復等に係る損害

四　委託者の違法行為により生じた損害

五　その他この契約に定める不履行により生じた損害

５　前項の損害の額は、当該損害の額とする。

６　受託者は、第4項各号のいずれかに該当する損害が生じた場合は、損害に対する賠償を委託者に請求することができる。この賠償額は、第4項各号のいずれかについて、当該年度における業務委託料(別記1)に年2.9パーセントの割合で計算した額とする。

（履行遅滞の場合における損害金等）

第４８条　受託者の責めに帰すべき事由により委託期間内に業務を完了することができない場合においては、委託者は、損害金の支払いを受託者に請求することができる。

２　前項の損害金の額は、当該年度における業務委託料から業務の完了部分を控除した額につき、遅延日数に応じ、年2.9パーセントの割合で計算した額と

する。

３　委託者の責に帰すべき事由により、第31条第2項の規定による業務委託料の支払いが遅れた場合においては、受託者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年2.9パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを委託者に請求することができる。

（業務委託料の変更に代える契約図書の変更）

第４９条　委託者は、業務委託料を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、業務委託料の増額又は負担額の全部又は一部に代えて契約図書を変更することができる。この場合において、契約図書の変更内容は、委託者と受託者との間で協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、委託者が定め、受託者に通知する。

２　前項の協議開始の日については、委託者が受託者の意見を聴いて定め、受託者に通知しなければならない。ただし、委託者が前項の業務委託料を増額すべき事由又は費用を負担すべき事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受託者は、協議開始の日を定め、委託者に通知することができる。

（契約終了時の措置）

第５０条　委託者は、この契約が期間満了により終了する場合、又は業務期間において解除される場合、受託者の立会いのもとで一般仕様書第56条及び57条に定めるところにより業務の対象施設等の機能確認を行う。

２　委託者は、前項の機能確認の結果、業務の対象施設等が、受託者の責めに帰すべき事由により機能及び性能を維持することができないと判断した場合は、受託者に対して必要な措置を受託者の負担において行うことを請求することができるものとする。この場合において、委託者は施設機能の確認が終了した日から14日以内に請求するものとする。

３　受託者は、契約の期間満了日又は契約の期間満了日前に契約が解除された場合は、その解除日より14日以内に、特記仕様書第2条に定める業務の対象施設内にある受託者の所有物を撤去しなければならない。

４　前項の期間内に受託者が所有物を撤去しない場合は、同期間の経過をもって受託者はその所有権を放棄し、委託者が当該所有物を処分することに受託者は同意する。ただし、処分に要する費用は受託者の負担とする。

（賠償金等の徴収）

第５１条　受託者がこの契約に基づく賠償金，損害金又は違約金を委託者の指定する期間内に支払わないときは、委託者は、その支払わない額に委託者の指定する期間を経過した日から業務委託料支払いの日まで年2.9パーセントの割合で計算した利息を付した額と、委託者が支払うべき業務委託料とを相殺し、なお、不足があるときは追徴する。

２　前項の追徴をする場合には、委託者は、受託者から遅延日数につき年2.9パーセントの割合で計算した額の延滞金を徴収する。

（紛争の解決）

第５２条　この約款の各条項において、委託者と受託者との間で協議して定めるものにつき協議が整わなかったときに、委託者が定めたものに受託者の不服がある場合、その他契約に関して委託者と受託者の間に紛争を生じた場合には、委託者及び受託者は、調停人のあっせん又は調停によりその解決を図る。この場合において、紛争の処理に要する費用については、委託者と受託者との協議で特別の定めをしたものを除き、委託者、受託者それぞれが負担する。

２　前項の規定にかかわらず、総括責任者の業務の実施に関する紛争、受託者の使用人又は受託者から業務を委任され、又は請け負った者の業務の実施に関する紛争及び監督員の職務の執行に関する紛争については、第16条第2項の規定により受託者が決定した後若しくは同条第4項の規定により委託者が決定を行った後又は委託者若しくは受託者が決定を行わずに同条第2項若しくは第4項の期間が経過した後でなければ、委託者及び受託者は、第1項のあっせん又は調停の手続きを請求することができない。

３　第1項の規定にかかわらず、委託者又は受託者は、必要があると認めるときは、同項に規定する手続き前又は手続き中であっても同項の委託者と受託者との間の紛争について民事訴訟法（明治23年法律第29号）に基づく訴えの提起又は民事調停法（昭和26年法律第222号）に基づく調停の申し立てを行うことができる。

（保険）

第５３条　受託者は、業務を開始する前日までに、別記3に定める保険に加入しなければならない。また、加入した保険の証明書又は証書の写し等を速やかに委託者に提出しなければならない。

（秘密保持）

第５４条　受託者は、この契約の履行に関して知り得た秘密をこの契約の履行目的以外のために第三者に漏らしてはならない。この契約が終了した後においても、また、同様とする。

（管轄裁判所）

第５５条　この契約に係る訴訟の提起又は調停の申立てについては、委託者の所在地を管轄する裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

（特約事項）

第５６条　この契約は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3の規定による長期継続契約である。この契約の締結日の属する年度の翌年度以降において、当該契約に係る委託者の歳出予算において減額又は削除があった場合、委託者は、この契約を変更し、又は解除することができる。

２　前項の規定によりこの契約が変更し、又は解除された場合において、受託者に損害が生じたときは、委託者は、受託者に対して損害賠償の責めを負う。この場合における損害額は、委託者と受託者との協議で定めるものとする。

（雑則）

第５７条　この契約に定めのない事項及び本契約内容の解釈に関し疑義が生じた事項については、委託者と受託者との協議の上、定めるものとする。

別記1　業務委託料の支払い方法

平成27年度　（消費税及び地方消費税額含む）

年　　月	委託料支払額（円）
27年　8月	
27年　9月	
27年　10月	
27年　11月	
27年　12月	
28年　1月	
28年　2月	
28年　3月	
計	

平成28年度　（消費税及び地方消費税額含む）

年　　月	委託料支払額（円）
28年　4月	
28年　5月	
28年　6月	
28年　7月	
28年　8月	
28年　9月	
28年　10月	
28年　11月	
28年　12月	
29年　1月	
29年　2月	
29年　3月	
計	

平成29年度　（消費税及び地方消費税額含む）

年　　月	委託料支払額（円）
29年　4月	
29年　5月	
29年　6月	
29年　7月	
29年　8月	
29年　9月	
29年　10月	
29年　11月	
29年　12月	
30年　1月	
30年　2月	
30年　3月	
計	

平成30年度　（消費税及び地方消費税額含む）

年　　月	委託料支払額（円）
30年　4月	
30年　5月	
30年　6月	
30年　7月	
30年　8月	
30年　9月	
30年　10月	
30年　11月	
30年　12月	
31年　1月	
31年　2月	
31年　3月	
計	

平成31年度　（消費税及び地方消費税額含む）

年　　月	委託料支払額（円）
31年　4月	
31年　5月	
31年　6月	
31年　7月	
31年　8月	
31年　9月	
31年　10月	
31年　11月	
31年　12月	
32年　1月	
32年　2月	
32年　3月	
計	

平成32年度　（消費税及び地方消費税額含む）

年　　月	委託料支払額（円）
32年　4月	
32年　5月	
32年　6月	
32年　7月	
計	

別記2　業務委託料の変更

委託者及び受託者は、以下の場合において業務委託料の変更ができるものとする。

(1) 流入下水量の変動による変更

各年度の実績流入下水量が特記仕様書に示す年間の流入下水量の予定数量に対して5パーセントを超えて増減した場合は、表1に示す対象項目において、当該年度業務委託料の額を変更することができるものとする。

業務委託料の額の変更を行う場合は、対象項目ごとに以下に示す算出方法で算定し、合算した年間合計額に消費税等を加えた額を、当該年度の3月(平成32年度のみ7月)分の業務委託料において変更する。

当該年度の対象項目の調整額＝Σ(A×B×D)

(算定額は10,000円未満切捨てとする。)

A:当該対象項目毎の原単位(円/m^3)

当該年度の対象項目毎の総額÷特記仕様書に規定する当該年度の想定流入下水量

B:当該年度の想定流入下水量(m^3)

C:当該年度の総流入下水量(m^3)

D:補正係数

増額の場合　補正係数D=(C-B×1.05)÷B

減額の場合　補正係数D=(B×0.95-C)÷B

表1

調整額の対象項目	①	電力
	②	消毒用次亜塩
	③	高分子凝集剤

(2) 社会経済情勢の変化による変更

1) 電力価格の変動

委託者又は受託者は、受託者の調整契約した供給事業者の発電費用等の変動による単価(以下「燃料費調整単価」という。)及び再生可能エネルギーを用いた発電の買取制度に伴う単価(以下「再生可能エネルギー発電促進賦課金」)に改訂があり、かつ、その総和が5パーセントを超えて増

減した場合は、当該年度の電気料金の変動に係る業務委託料の額の変更を請求することができる。

業務委託料の額の変更を行う場合は、以下に示す方法で算出し、当該年度3月(平成32年度のみ7月)分の業務委託料において調整する。

受託者は、需給契約の締結に先立ち、委託者の承諾を得ること。また、契約締結後、需給契約書の写し及び電気料金の構成、単価、燃料調整単価及び再生可能エネルギー発電促進賦課金を明示した計算書を、速やかに提出するものとする。

また、受託者は燃料調整単価及び再生可能エネルギー発電促進賦課金の改定があった場合には、当該単価等が明示された供給事業者の通知の写しを提出しなければならない。

基準調整単価とは、平成27年1月における燃料調整単価と再生可能エネルギー発電促進賦課金の総和をいう。また、電気料金の変動に係る業務委託料の増減額は、調整額の年間合計に消費税を加えた額とする。

当該年度の燃料費調整単価及び再生可能エネルギー発電促進賦課金の調整額

＝(E-F×G)×H

(算定額は10,000円未満切捨てとする。)

E:当該月燃料費調整単価(円)及び再生可能エネルギー発電促進賦課金の総和

F:基準調整単価(円)＝2.24(円)＋0.75(円)＝2.99(円)

平成27年1月燃料費調整単価(1kWhにつき):2.24(円)

平成27年1月再生可能エネルギー発電促進賦課金

(1kWhにつき):0.75(円)

G:補正係数

増額の場合　補正係数G=0.95

減額の場合　補正係数G=1.05

H:月使用量

(東京電力株式会社による電気料金の値上げへの対応)

東京電力株式会社により電力料金が値上げされた場合においても、受託者は、需給契約の締結に先立ち、委託者の承諾を得ること。また、契約締結後、需給契約書の写し及び電気料金の構成、単価、燃料調整単価及び再生可能エネルギー発電促進賦課金を明示した計算書を、速やかに

提出するものとする。

委託者の承諾後、受託者は、当該年度の電気料金の変動に係る業務委託料の額の変更を請求することができる。

2) 賃金の変動

委託者又は受託者は、各年度の4月の賃金の平均が以下に定める基準賃金に対して5パーセントを超えて増減した場合は、超えた額に対して当該年度の業務委託料の額の変更を請求することができる。

業務委託料の額の変更を行う場合は、委託者と受託者が協議して調整額を定め、当該年度3月(平成32年度のみ7月)分の業務委託料において調整する。

賃金とは、静岡県公共工事設計労務単価表の電工労務単価をいう。

基準賃金は、平成26年4月の単価とする。

(3) 一般仕様書(要求水準書)に示す放流水質等の基準及び脱水汚泥性状の基準を達成できない場合

以下に示す算定式に基づき業務委託料の額を減額する。

1) 法定基準、遵守基準を達成できない場合

減額={月間業務委託料}×{I÷J}

(算定額は10,000円未満切捨てとする。)

I:各項目における法定基準、遵守基準の達成できない日数の合計(日)

各終末処理場の対象項目:12項目

J:360(日)

12(各終末処理場の対象項目)×30(日)=360(日)

2) 提案目標値達成率(PI)を満足できない場合

減額={3月(平成32年度のみ7月)分業務委託料}×{(L−K)÷L}

(算定額は10,000円未満切捨てとする。)

K:各項目における年間目標値達成率の和(%)

各終末処理場の対象項目:10項目

L:一般仕様書(要求水準書)に定める各項目における提案目標値達成率の和

なお、(L−K)が負となった場合、本算定式は適用せず、減額しないこ

ととする。

(4) 一般仕様書(要求水準書)に示す管路施設点検の基準を達成できない場合

以下に示す算定式に基づき業務委託料の額を減額する。

1) 遵守目標値達成率を満足できない場合

減額={平成32年度7月分業務委託料}×{(N－M)÷N}

(算定額は10,000円未満切捨てとする。)

M:各施設優先度における目標値達成率の和(%)

N:一般仕様書(要求水準書)に定める各施設優先度における目標値達成率の和

分類Ⅰ＋分類Ⅱ＋分類Ⅲ＋分類Ⅳ＝167＋100＋50＋25＝342

なお、(N－M)が負となった場合、本算定式は適用せず、減額しないこととする。

2) 提案目標値達成率(PI)を満足できない場合

減額={平成32年度7月分業務委託料}×{(P－O)÷P}

(算定額は10,000円未満切捨てとする。)

O:各施設優先度における目標値達成率の和(%)

P:一般仕様書(要求水準書)に定める各施設優先度における提案目標値達成率の和

なお、(P－O)が負となった場合、本算定式は適用せず、減額しないこととする。

(5) 特記仕様書に示す修繕基準額を下回った場合

以下に示す算定式に基づき業務委託料の額を減額する。

減額=(Q－R)

(算定額は10,000円未満切捨てとする。)

Q:特記仕様書に示す各年度における修繕基準額(円)

R:各年度における修繕額(円)

なお、(Q－R)が負となった場合、本算定式は適用せず、減額しないこ

とする。

別記3　受託者の加入する保険

受託者は、自らの負担で、業務を開始する前日までに下記の条件による賠償責任保険に加入し、業務期間中において毎年度更新しなければならない。

(1) 請負作業の遂行中に他人の生命、身体を害し、又は財物を損壊したことにより被保険者が負担する法律上の賠償責任を保証するもの。

（てん補限度額）　対人:1億円以上/1名　　1億円以上/1事故
　　対物:1億円以上/1事故
（免責金額）　　10万円/1事故

(2) 被保険者

被保険者が行った業務上の不注意によって、施設、設備等が被る損害を保証するもの。

（てん補限度額）　対人:1億円以上/1事故
（免責金額）　　10万円/1事故

市は、自らの負担で下記の保険に加入しており、本業務期間中はこれを継続する。

・建物総合損害共済（社団法人「全国市有物件災害共済会」）

富士市終末処理場管理運転等業務委託

様式集

平成 27 年 2 月

富士市 上下水道部 下水道施設維持課

この様式集は、富士市（以下「委託者」という。）が実施する富士市終末処理場管理運転業務（以下「本業務」という。）を受注する民間事業者（以下「受託者」という。）の募集及び特定を行うにあたっての各種提出書類の様式等を定めたものであり、本業務に係るプロポーザル参加希望者（以下「参加者」という。）に交付するもので、別冊の以下の書類と一体をなすものである（これらの書類を総称して、以下「業務説明書等」という。）。

① 業務説明書
② 業務要求水準書
③ 契約書（案）
④ 一般仕様書
⑤ 特記仕様書
⑥ 提案評価基準

参加者は、業務説明書等の内容を十分に理解した上で、必要な書類を作成、提出することとする。

目　次

【様式 1】説明会・現地見学会参加申込書 2
【様式 2】施設確認・資料閲覧申込書 3
【様式 3】業務説明書等に関する質問書 4
【様式 4-1】参加表明書（単独企業用） 5
【様式 4-2】参加表明書（共同企業体用） 6
【様式 5】営業所表 8
【様式 6】下水道終末処理場の維持管理業務の実施実績 9
【様式 7】雇用する技術者の状況 10
【様式 8】配置予定従業者調書（業務実施体制） 11
【様式 9】技術提案書類提出届 15
【様式 10-1】技術提案概要 16
【様式 10-2】業務実施コンセプト 17
【様式 10-3】業務実施体制 18
【様式 10-4】配置予定従業者の資格・経験 19
【様式 10-5】受託実績 20
【様式 10-6】施設運転監視業務提案 21
【様式 10-7】設備保守点検業務提案 23
【様式 10-8】管路施設点検業務提案 24
【様式 10-9】危機管理安全対策業務提案 26
【様式 10-10】環境対策業務提案 27
【様式 10-11】管理方法及びコスト縮減等の工夫、効果的な手法等の提案 28
【様式 10-12】地域貢献、社会貢献に関する提案 29
【様式 10-13】参考見積と積算根拠 30
【様式 11】辞退届 32
【様式 12】委任状 33

【様式 1】説明会・現地見学会参加申込書

説明会・現地見学会参加申込書

平成　　年　　月　　日

富士市長　小長井　義正　様

「富士市終末処理場管理運転等業務委託」に関する説明会及び現地見学会への参加について、以下のとおり申し込みます。

<table>
<tr><td colspan="2">会　　社　　名</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">所　　在　　地</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="5">担
当
者</td><td>氏　　名</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>所属・役職</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>電話番号</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>FAX 番号</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>電子メールアドレス</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="6">参　　加　　者</td><td>氏　名</td><td>所　属</td></tr>
<tr><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td></tr>
</table>

注 1）説明会会場の都合上、参加者は 1 社につき 5 名までとする。

注 2）説明会では募集説明書等は配布しない。参加者各自で持参すること。

注 3）現地（各施設）への移動手段は、参加者各自で手配すること。

【様式 2】施設確認・資料閲覧申込書

施設確認・資料閲覧申込書

平成　　年　　月　　日

富士市長　小長井　義正　様

「富士市終末処理場管理運転等業務委託」に関する施設確認及び資料閲覧について、以下のとおり申し込みます。

また、資料閲覧で入手した資料（データ）は、本業務に関する検討にのみ使用し、貴市の承諾を得ることなく、第三者にこれを使用させたり、又は内容を提示しないことを誓約します。

会社名		
所在地		
担当者	氏名	
	所属・役職	
	電話番号	
	FAX 番号	
	電子メールアドレス	

参加者		施設確認	資料閲覧	希望日時（例：○月○日○時頃）
氏名	所属			

（参加箇所に○を付けて下さい）

注 1）施設確認及び資料閲覧の日時は、申込者の希望日時を踏まえて市から通知する。市職員が立ち会う予定のため、希望に添えない場合があることを予め了承されたい。またこのため、できるだけ複数の希望日時を提示すること。

注 2）欄が足りない場合は、本様式に準じて適宜追加すること。

【様式 3】業務説明書等に関する質問書

業務説明書等に関する質問書

平成　　年　　月　　日

富士市長　小長井　義正　様

「富士市終末処理場管理運転等業務委託」に関する業務説明書等について、以下のとおり質問を提出します。

会　社　名	

質 問 箇 所	書　類　名	
	ペ　ー　ジ	
	項　　番	
	項　　目	
質 問 内 容		

注 1）質問は、簡潔かつ具体的に記入すること。

注 2）質問は、本様式 1 枚につき 1 件とする。質問が複数ある場合は、本様式を複写して用いること。

【様式 4-1】参加表明書（単独企業用）

参加表明書

平成　　年　　月　　日

富士市長　小長井　義正　様

商号又は名称
所　　在　　地
代 表 者 氏 名　　印

下記業務の企画提案書に基づく選定について関心がありますので、必要な書類を添付して参加の希望を表明します。

なお、業務説明書に掲げる参加資格要件及び本書(添付書類を含む。)の事項は、事実と相違ないことを誓約します。

記

１．対象業務

(1)名称　富士市終末処理場管理運転等業務委託

(2)履行期限　　平成 32 年　7 月 31 日

２．公示日　　平成 27 年　2 月 12 日

３．添付書類

①登記簿謄本

②定款

③会社概要

④営業所表（様式 5）

⑤下水道処理施設維持管理業者登録を確認できる書類

⑥下水道終末処理場の維持管理業務の実施実績（様式 6）

⑦保有する技術者の状況（様式 7）

⑧配置予定従業者調書（様式 8）

⑨その他添付書類

（担当者連絡先）

氏　　名

所属・役職

電 話 番 号

ＦＡＸ 番 号

電子メール

【様式 4-2】参加表明書（共同企業体用）

参加表明書

平成　　年　　月　　日

富士市長　小長井　義正　様

共同企業体名

代表企業　商号又は名称

所　在　地

代 表 者 氏 名　　印

下記業務の企画提案書に基づく選定について関心がありますので、必要な書類を添付して参加の希望を表明します。

なお、業務説明書に掲げる参加資格要件及び本書(添付書類を含む。)の事項は、事実と相違ないことを誓約します。

記

１．対象業務

(1)名称　富士市終末処理場管理運転等業務委託

(2)履行期限　　平成 32 年 7 月 31 日

２．公示日　　平成 27 年 2 月 12 日

３．添付書類

①登記簿謄本

②定款

③会社概要

④営業所表（様式 5）

⑤下水道処理施設維持管理業者登録を確認できる書類

⑥下水道終末処理場の維持管理業務の実施実績（様式 6）

⑦保有する技術者の状況（様式 7）

⑧配置予定従業者調書（様式 8）

⑨共同企業体協定書

⑩委任状（様式 12）

⑪その他添付書類

４．共同企業体構成

共同企業体名	

代表企業	会　社　名	
	所　在　地	
	代表者氏名	印
	役割分担	
構成員	会　社　名	
	所　在　地	
	代表者氏名	印
	役割分担	

（担当者連絡先）

氏　　名

所属・役職

電話番号

FAX 番号

電子メール

注 1）欄が足りない場合は、本様式に準じて適宜追加すること。

注 2）「役割分担」欄には、担当予定業務を記入すること。

注 3）担当者連絡先は代表企業の担当者とすること。

【様式 5】営業所表

営　　業　　所		
名称	所在地	電話番号及びファクシミリ番号
（主たる営業所） （静岡県、○○県、××県で、代理人を置く営業所）		

※共同企業体の場合は構成員ごとに区分し記入すること。

【様式 6】下水道終末処理場の維持管理業務及び管路施設点検業務の履行実績

過去 10 年間（平成 16 年 4 月以降）の類似業務実施件数	（元請）　　件、（下請）　　件
類似業務の受注高（平成 25、25 年度の合計、下請も含む）	百万円

※共同企業体の場合は構成員ごとに区分し記入すること。

業務分類 （例：下水道施設運転管理業務、管路施設点検業務）	
業務名	
発注機関	
契約金額	
履行期間	
業務の概要	
技術的特長	

※代表的な事例 4 件程度の内容を記述すること。（件数に合わせて上記枠を複写し記述）

※履行した実績を確認できる契約書、仕様書等の写しを添付すること。

【様式 7】雇用する技術者の状況

専門分野別の技術者の状況

専門分野	技術者数（人）	内有資格者数（人）
土　木		
建　築		
機　械		
電　気		
水　質		
その他		
合　計		

※1 人の技術者が 2 以上の専門分野に従事する場合は主たる専門分野のみに記入し重複記入しないこと。

※共同企業体の場合は構成員ごとに区分し記入すること。

主な資格と有資格者数

資　　格　　名	有資格者数（人）

※下水道施設の維持管理に有益と考える主な資格を記入すること。

※共同企業体の場合は構成員ごとに区分し記入すること。

【様式 8】配置予定従業者調書（業務実施体制）

配置予定総括責任者の経歴、資格

氏名：	年齢：
現所属・役職名：	
主な資格 （資格名称）　　（取得年月）	
主な経歴 （年度）　（業務）　（担当）　（委託者）	
維持管理業務経験年月数： （下水道施設）　年　月	

配置予定副総括責任者の経歴、資格

氏名：	年齢：
現所属・役職名：	
主な資格 （資格名称）　　（取得年月）	
主な経歴 （年度）　（業務）　（担当）　（委託者）	
維持管理業務経験年月数： （下水道施設）　年　月	

配置予定業務主任者の経歴、資格

氏名：	年齢：
選任業務・現所属・役職名：	
主な資格 （資格名称）　　（取得年月）	
主な経歴 （年度）　（業務）　（担当）　（委託者）	
維持管理業務経験年月数： （下水道施設）　年　月	

氏名：	年齢：
選任業務・現所属・役職名：	
主な資格 （資格名称）　　（取得年月）	
主な経歴 （年度）　（業務）　（担当）　（委託者）	
維持管理業務経験年月数： （下水道施設）　年　月	

配置予定電気主任技術者の経歴、資格

氏名：	年齢：
現所属・役職名：	
資格 （資格名称）　　（取得年月）	
主な経歴 （年度）　（業務）　（担当）　（委託者）	
維持管理業務経験年月数： （下水道施設）　年　月	

配置予定エネルギー管理員の経歴、資格

氏名：	年齢：
現所属・役職名：	
資格 （資格名称）　　（取得年月）	
主な経歴 （年度）　（業務）　（担当）　（委託者）	

維持管理業務経験年月数： （下水道施設）　　年　　月

配置予定資格保有者（従業者）の経歴、資格

氏名	年齢	維持管理業務経験年月数		保有資格
		浄化センター等	管路施設	

再委託又は技術協力等の予定

再委託の予定	委託先： 委託内容：
技術協力等の予定	協力先： 協力を求める内容：

※配置予定従業者が、参加資格要件に定めた資格を有することを証明する書類の写しを添付すること。また、業務主任者については、選任する業務ごと様式を複写して記載すること。

【様式 9】技術提案書類提出届

技術提案書類提出届

平成　　年　　月　　日

富士市長　小長井　義正　様

商号又は名称
所　　在　　地
代 表 者 氏 名　　印

富士市終末処理場管理運転等業務委託 業務説明書「4.7 技術提案書類の提出」に基づき、別添のとおり技術提案書類一式を提出します。

（担当者連絡先）
氏　　名
所属・役職
電 話 番 号
FAX 番 号
電子メール

※共同企業体の場合、商号又は名称は代表企業名とし、その上段に共同企業体名を記入すること。

【様式 10-1】技術提案概要

１．技術提案概要

本事業に関する提案について、事業者として重要と考える事項 2 項目について、創意工夫を発揮できる事項を中心に、簡潔に記述して下さい(本様式 2 枚以内)。

【様式 10-2】業務実施コンセプト

２．業務実施コンセプト

業務実施にあたっての基本方針、特に配慮する事項、地域特性など、基本的な考え方を記述して下さい(本様式 2 枚以内)。

【様式 10-3】業務実施体制

３．業務実施体制

業務を実施するために必要な組織体制と人員配置計画（平日、休日、夜間、緊急時の各体制）について、考え方と具体的な体制について記述して下さい(本様式 2 枚以内)。

【様式 10-4】配置予定従業者の資格・経験

４．配置予定従業者の資格・経験

技術者及び有資格者の在籍状況、本業務で必要な有資格者の配置計画の考え方と予定について記述してください。また、従業者の教育訓練について、考え方と具体的な対応方法を記述して下さい(本様式 2 枚以内)。

【様式 10-5】受託実績

５．受注実績

運転管理業務等の同種・類似業務の受注実績の概要を数例挙げ、業務実施にあたって工夫した点や他者より優れていたと考えられる点について記述して下さい(本様式 2 枚以内)。

【様式 10-6】施設運転監視業務提案

６．施設運転監視業務の要求事項に対する考え方及び具体的な業務実施計画、提案数値
業務の具体的な実施計画、提案数値を記述して下さい(本様式 3 枚以内)。
①業務の具体的な業務実施計画を記述して下さい。

②放流水質等の提案数値

・ 東部浄化センター放流水質等の要求基準

項目	目標値	提案目標値 達成率(PI:%)
ＢＯＤ (mg/l)	3	
ＣＯＤ (mg/l)	11	
ＳＳ (mg/l)	3	
大腸菌群数 (個/cm^3)	12	

・ 西部浄化センター放流水質等の要求基準

項目	目標値	提案目標値 達成率(PI:%)
ＢＯＤ (mg/l)	4	
ＣＯＤ (mg/l)	10	
ＳＳ (mg/l)	4	
大腸菌群数 (個/cm^3)	3	

③脱水汚泥性状の提案数値

・ 東部浄化センター脱水汚泥性状の要求基準

項目	ベルトプレス式・スクリュープレス式脱水機	
	目標値	提案目標値達成率(PI:%)
脱水汚泥含水率 (%)	73	

・ 西部浄化センター脱水汚泥性状の要求基準

項目	ベルトプレス式脱水機	
	目標値	提案目標値達成率(PI:%)
脱水汚泥含水率 (%)	78	

④要求事項に対して、事前対策（予防保全）と事後対応の観点から、要求水準未達に対する対策や対応について考え方を記述すること。

【様式 10-7】設備保守管理業務提案

７．設備保守管理業務の要求事項に対する考え方及び具体的な業務実施計画

業務の具体的な実施計画を記述してください。また、施設の延命化に関する考え方、取り組みについて記述して下さい(本様式 2 枚以内)。

【様式 10-8】管路施設点検業務提案

８．管路施設点検業務の要求事項に対する考え方及び具体的な業務実施計画

業務の具体的な実施計画、提案数値を記述して下さい。また、施設の延命化に関する考え方、取り組みについて記述して下さい(本様式 3 枚以内)。

①業務の具体的な業務実施計画を記述して下さい。

②点検業務の提案数値

・ 東部処理区管路施設の要求基準

施設 優先度	巡視 基準	対象延長(m)	委託期間遵守目標値 達成率(%)	各年度提案目標値 達成率(%)
分類Ⅰ	3年に 1回	38,600.32		
分類Ⅱ	5年に 1回	96,540.22		
分類Ⅲ	10年に 1回	58,811.51		
分類Ⅳ	20年に 1回	204,767.11		
	計	398,719.16		

・ 西部処理区管路施設の要求基準

施設 優先度	巡視 基準	対象延長(m)	委託期間遵守目標値 達成率(%)	各年度提案目標値 達成率(%)
分類Ⅰ	3年に 1回	54,991.36		
分類Ⅱ	5年に 1回	115,505.99		
分類Ⅲ	10年に 1回	62,528.42		
分類Ⅳ	20年に 1回	161,668.65		
	計	394,694.42		

③要求事項に対して、事前対策（予防保全）と事後対応の観点から、要求水準未達に対する対策や対応について考え方を記述すること。

【様式 10-9】危機管理安全対策業務提案

９．危機管理安全対策業務提案

異常時・緊急時の対応について、想定される事象と基本的な考え方を記述してください。また、緊急連絡体制及び人員配置計画、組織的なバックアップ体制などについて、具体的に記述してください(本様式 2 枚以内)。

【様式 10-10】環境対策業務提案

１０．環境対策業務提案

業務の具体的な実施計画を記述して下さい。また、環境保全、省エネルギー、リサイクル等に関する考え方、取り組みについて記述して下さい(本様式 2 枚以内)。

【様式 10-11】管理方法及びコスト縮減等の工夫、効果的な手法等の提案

１１．管理方法及びコスト縮減等の工夫、効果的な手法等の提案

管理方法及びコスト縮減等に対する自主的な取り組みや工夫提案とその効果について、具体的に記述してください(本様式 2 枚以内)。

【様式 10-12】地域貢献、社会貢献に関する提案

１２．地域貢献、社会貢献に関する提案

地域の人材、企業などの各種地元資源の活用、地域及び社会に対する取り組み提案やその効果について、具体的に記述してください(本様式 2 枚以内)。

【様式 10-13】参考見積と積算根拠

1. 参考見積価格総括表(平成 27 年 8 月 1 日から平成 32 年 7 月 31 日)

区分	東部浄化センター ①	西部浄化センター ②	管路･マンホールポンプ施設 ③	計 (①＋②＋③)
1. 業務委託費				
平成 27 年度（税込み）				
平成 28 年度（税込み）				
平成 29 年度（税込み）				
平成 30 年度（税込み）				
平成 31 年度（税込み）				
平成 32 年度（税込み）				
業務委託費計				

** 管路･マンホールポンプ施設とは、管路施設点検、マンホールポンプ施設電気料・通信費及び点検・清掃業務をいう。

** 直接業務費及び諸経費の内訳は東部浄化センター、西部浄化センター、管路･マンホールポンプ施設の区分ごとに閲覧資料を参考に別途作成し、その考え方及び積算根拠を添付してください。総括、内訳及び明細は EXCEL 形式のファイルを添付してください。他費目も考え方及び積算根拠を添付してください。この様式を使用し、各年度毎記述してください。

2.参考見積価格各年度表（平成○年○月 1 日～平成○年 3 月 31 日）各年度毎提出してください。

区分	東部浄化センター ①	西部浄化センター ②	管路･マンホールポンプ施設 ③	計（①＋②＋③）
平成　　年度				
1.運転管理費				
直接業務費				
（内直接経費対象額）				
（内技術経費対象額）				
直接業務費計				
直接経費				
技術経費				
間接経費				
業務原価計				
諸経費				
運転管理費計 ①				
2.維持修繕業務価格			―	
機械修繕費			―	
機械保守点検費			―	
環境整備費			―	
維持修繕業務価格計				
業務価格計（①+②）				
消費税相当額				
業務委託費計				

** 管路･マンホールポンプ施設とは、管路施設点検、マンホールポンプ施設電気料・通信費及び点検・清掃業務をいう。

** 直接業務費及び諸経費の内訳は東部浄化センター、西部浄化センター、管路･マンホールポンプ施設の区分ごとに閲覧資料を参考に別途作成し、その考え方及び積算根拠を添付してください。総括、内訳及び明細は EXCEL 形式のファイルを添付してください。他費目も考え方及び積算根拠を添付してください。この様式を使用し、各年度毎記述してください。

【様式 11】辞退届

辞退届

平成　　年　　月　　日

富士市長　小長井　義正　様

商号又は名称
所　　在　　地
代 表 者 氏 名　　印

当社は、平成 26 年○月○日付で公告された「富士市終末処理場管理運転等業務委託」に係る企画提案書の募集に参加表明しましたが、都合により参加を辞退します。

（担当者連絡先）
氏　　名
所属・役職
電 話 番 号
FAX 番 号
電子メール

※共同企業体の場合、商号又は名称は代表企業名とし、その上段に共同企業体名を記入すること。

【様式 12】委任状

委任状

平成　　年　　月　　日

富士市長　小長井　義正　様

商号又は名称
所　　在　　地
代 表 者 氏 名　　印

私は、下記の者を代理人と定め、「富士市終末処理場管理運転等業務委託」の募集手続きに係る下記の権限を委任します。

記

１．受任者
所　在　地
名　称　等
所属・役職
氏　　名　　印

２．委任事項
(1) 参加表明書及び参加資格確認書類の提出について
(2) 企画提案書類の提出について
(3) 辞退届の提出について

※必要のない委任事項は削除し、他に委任事項がある場合は追加すること。

平成 26 年 7 月 22 日

富士市終末処理場管理運転業務委託(包括的民間委託第四期)

基本方針について

1.はじめに

本委託は、東部浄化センター及び西部浄化センターの一括発注管理運転業務委託であり、「性能発注の考え方に基づく民間委託のためのガイドライン(平成 13 年 4 月　国土交通省)」に基づく、包括的民間委託と称している委託方式であります。包括的民間委託は二つの基本要素から構成されています。

基本要素①　性能発注方式であること　に加え
基本要素②　複数年契約であること

平成 27 年度の委託更改に向けて、受託者選定方式や委託期間などの基本方針を検討しました。

また、全国的な管路施設の老朽化の進行に伴い、大都市を中心に道路陥没事故が増加しています。今後、本市でも適切な維持管理計画を策定後、発生対応型維持管理から予防保全型維持管理へ移行することが重要であると考えます。しかし、本市のように事業開始経過年数が比較的短く、管理情報や経験が不足している状況を鑑みると、終末処理場で導入している包括的民間委託が、この予防保全型維持管理への移行に対する有効な支援ツールになると期待することができると考えます。本委託更改の中で、この管路施設の維持管理における包括的民間委託の導入について検討しましたので併せて報告します。

なお、本報告をもって、今後の基本方針として業務を進行して宜しいか伺います。

2.過年度委託概要

富士市では、平成 16 年度より包括的民間委託を終末処理場管理運転業務に導入しており、現委託は、第三期平成 22 年度締結、地方自治法に基づく長期継続契約(委託期間 5 ヵ年)であります。過年度委託概要について、表 1 に示します。また、包括的民間委託レベルの定義を表 2 に、富士市における包括的民間委託導入前後の業務範囲を表 3 に示します。

表 1 富士市終末処理場管理運転業務過年度委託概要

委託期間	包括的民間委託ﾚﾍﾞﾙ	受託者選定方式	予想処理水量(千 m^3)	業務委託設計費(千円)	処理原単位(円/m^3)	備考
第一期（委託期間 3 年）(16 年 8 月～19 年 7 月)	ﾚﾍﾞﾙ 2	指名競争入札(技術提案型)	75,579	1,967,637	26.03	7 社指名(2 社辞退)債務負担行為
第二期（委託期間 3 年）(19 年 8 月～22 年 7 月)	ﾚﾍﾞﾙ 2	一般競争入札(条件付)	79,371	2,082,267	26.23	債務負担行為
第三期（委託期間 5 年）(22 年 8 月～ 27 年 7 月)	ﾚﾍﾞﾙ 2	一般競争入札(条件付)	140,812	3,684,327	26.16	長期継続契約,PI 導入委託期間延長 VE 提案

表 2 包括的民間委託ﾚﾍﾞﾙ

項目	性能発注ｶﾞｲﾄﾞﾗｲﾝにおける定義	ﾏﾆｭｱﾙ(案)***1 における定義	富士市
ﾚﾍﾞﾙ1	運転管理の性能発注	運転管理の性能発注の委託	
ﾚﾍﾞﾙ2	運転管理とﾕｰﾃｨﾘﾃｨ管理を併せた性能発注	ﾚﾍﾞﾙ1に加えて、ﾕｰﾃｨﾘﾃｨの調達及び管理を含めた委託、またこれに加えて一件当たりの金額が一定額以下の修繕も含めた委託	採用中
ﾚﾍﾞﾙ3	補修と併せた性能発注	ﾚﾍﾞﾙ2に加えて、資本的支出に該当しない下水道施設の補修･修繕計画の策定･実施までを含めた委託	

***1 包括的民間委託等実施運営ﾏﾆｭｱﾙ(案) (平成 20 年 6 月 23 日 社団法人日本下水道協会発行)

表 3 業務範囲

業務内容	包括的民間委託導入前		包括的民間委託導入後		備考
	市	受託者	市	受託者	
消耗品類 施設維持管理用品(機械･水質･清掃) 工業薬品･脱臭薬品	○			●	
燃料費 都市ｶﾞｽ･A 重油	○			●	
光熱水費 電気料･水道料･工業用水料	○			●	
汚泥処理費	○		○		
運転管理業務 機器保守点検(日常･定期点検) 運転操作監視業務 水質試験業務 事務業務		●		●	
修繕料	○		○	●	受託者が行う修繕は、1 つの機器当たりの取替部品の合計が 50 万円未満の修繕とする。
専門的技術点検費	○			●	機器製造者点検
分析業務 放流水質分析･排ｶﾞｽ分析	○		○	●	水質法定分析は、市発注業務
環境整備	○			●	
備品購入	○		○		
工事 資本的支出(4 条)･収益的支出(3 条)	○		○		

委託期間については、当初 3 ヵ年でありましたが、第三期より 5 ヵ年に延長し、より受託者の維持管理業務上の創意工夫を発揮しやすい委託形態に変更しております。

さらに業務監視評価において、表 4 に示すとおり、第三期より要求水準項目(放流水質、脱水汚泥含水率)に業務指標(PI)を活用し、受託者の技術力を定量的に把握する管理手法を取り入れております。

表 4　富士市終末処理場業務監視評価（放流水質・脱水汚泥性状新旧目標値、目標値達成率(PI)及び法定基準）

項目	第三期目標値		目標値達成率 (PI)	法定基準	第一･二期目標値	
	東部	西部			東部	西部
生物化学的酸素要求量（mg/l）	4	4	60%以上	水質汚濁防止法 下水道法 静岡県条例 富士市条例	11	11
化学的酸素要求量（mg/l）	11	11	60%以上		15	11
浮遊物質量（mg/l）	3	4	60%以上		23	23
大腸菌群数（個/cm^3）	30	11	60%以上		設定なし	
臭気	苦情がないこと		設定なし		設定なし	
脱水汚泥含水率（%）***2	73	77	60%以上		設定なし	

***2 脱水汚泥含水率の法定基準は、下水道法第 21 条の 2　埋立基準を適用する。

3. 基本方針

3-1. 管路施設における包括的民間委託導入について

平成 25 年度末現在、富士市の下水道普及率は 72.5%に達し、下水道管路施設の延長は約 740km、そのうち建設後 30 年以上が経過する管路施設は、約 122km となっています。10 年後、30 年以上の管路施設は、約 380km となり、高度経済成長期以降に急激な整備が行われたこともあって、今後、老朽管急増による下水道施設機能への影響が懸念されています。これらの状況の中、現状の管路施設の維持管理体制を図 1 に示します。

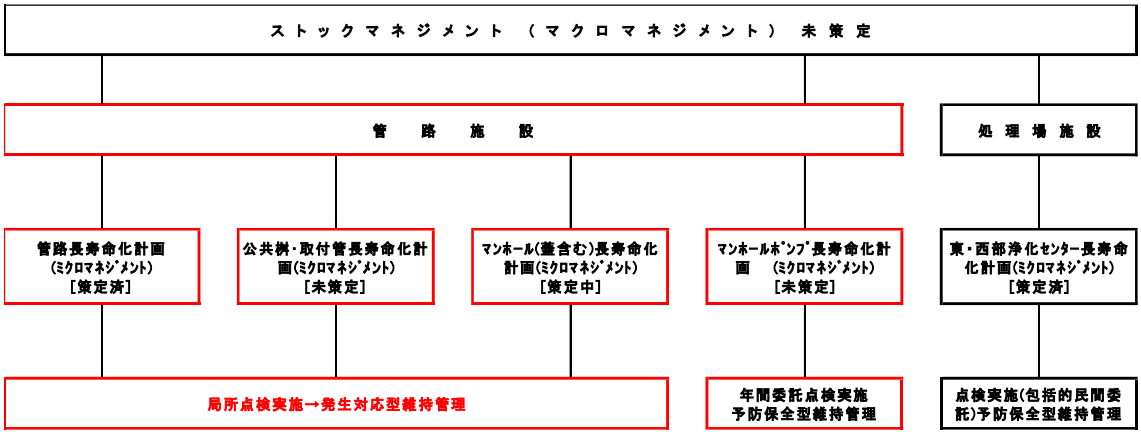

図 1 現状の管路施設維持管理体制

図 1 のとおり、管路施設において、個別施設の維持補修、改築の長寿命化計画を策定し、事業の平準化を実施しています。しかし、計画策定時の必須条件である点検が十分でない問題があります。また、前述の老朽化施設に下水道管理者として適切に対応するため、将来増加する恐れのある施設の機能停止や事故の発生と、それに伴う補修費等を抑制するためには、現状の発生対応型維持管理から、予防保全型維持管理へと転換する必要があると考えます。

予防保全型維持管理を実施するには、計画的な巡視、点検を行い、早期に施設の不具合箇所を見つけ、施設の劣化状況を適切に予測して、事故や大規模な修繕に至る前に対策を講じる必要があります。しかし、本市では、予防保全型維持管理を計画的に実施するための計画は未策定であり、加えて、計画を策定するための施設情報の管理も十分とは言えない状況にあります。また、本市の下水道財政が逼迫している状況の中で、維持管理の質を確保し、効率的に業務を実施するには、民間能力活用、すなわち処理場の維持管理で導入

している包括的民間委託を活用することが有効な支援ツールになると考えられます。本委託の中に管路施設の予防保全型維持管理の基礎である巡視・点検(平成 23 年度管路施設長寿命化計画に基づく点検頻度)を取り入れ、民間事業者の創意工夫を活かし、業務の質及び効率化の向上を実現していきたいと考えます。図 2 に導入予定の維持管理体制を示します。

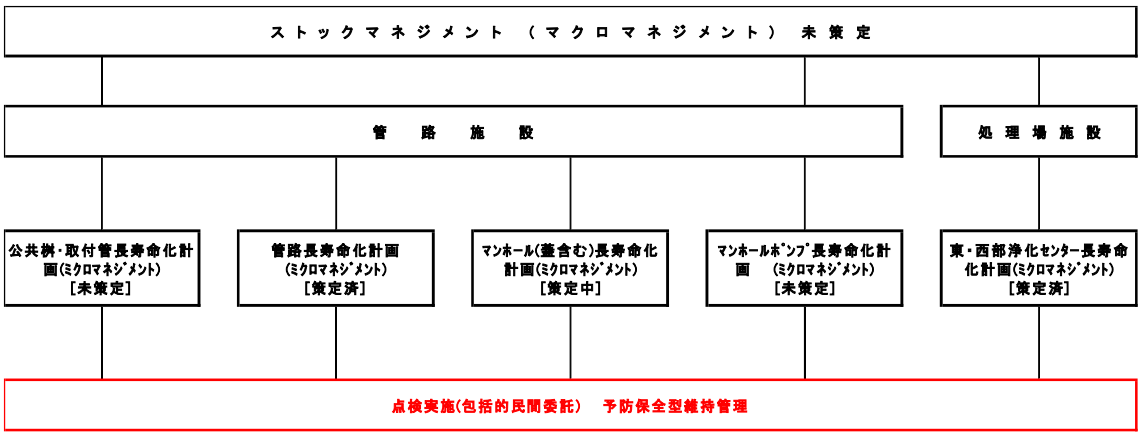

図 2 導入予定維持管理体制

3-2. 受託者選定方式について

過年度の受託者選定方式としては、表 1 のとおりであります。受託者の選定には、当然のことながら、透明性、公平性及び競争性が要求されます。さらに、本委託は複数年の委託期間のため、適切な技術力を有する受託者の選定が必要になります。第三期では、あらかじめ定めた技術(実績)条件を設定することで、受託者が一定レベルの技術力を確実に担保できる一般競争入札(条件付)を受託者選定方式としました。

表 5 に検討した受託者選定方式を示します。第四期では、前述の管路施設巡視・点検を本業務に取り入れることにより、受託者からの提案を最大限に生かした公民連携を実施すべきと考えます。このため、受託者の技術提案から本市の課題及び問題の解決策となりうる技術力を有した受託者の選定が必要になります。検討過程として、当初、総合評価方式を検討しました。しかし、平成 27 年度予算の議会審議前に受託者選定業務の開始を実施しなければならないことや、学識経験者の確保の問題が生じました(別紙 1 参照)。このため、公募型プロポーザル方式を軸に検討していきたいと考えます(別紙 2、3 参照)。

表 5　受託者選定方式の検討

受託者選定方式	法的位置付け	選定概要	優先検討方式
総合評価方式	地方自治法施行令第 167 条の 10 の 2 第 4 項	価格のみならず、技術力等から受託者を選定する方式である。同方式導入に当たっては、学識経験者を含めた評価委員会を設立しなければならなく、受託者選定には、長い期間を要する。	
公募型ﾌﾟﾛﾎﾟｰｻﾞﾙ	地方自治法施行令第 167 条 2 第 1 項第 2 号	技術提案を考慮して評価を行い、この選定により決定した受託者との間で、地方自治法に基づく随意契約を締結する方式である。価格の多寡にはよらない。	◎
一般競争入札(条件付)	地方自治法第 234 条第 1･2 項	最も低価格の入札者を受託者として選定する方式である。	

3-3. 委託期間について

委託期間については、表 1 のとおり、第三期より委託期間を 3 ヵ年から 5 ヵ年に延長して、業務を実施しております。この結果、表 6 に示す年度別目標値達成率(PI:放流水質等の目標値達成率)において、受託者の創意工夫による維持管理業務の効率化が現れてきております。このことより、第四期についても、委託期間 5 ヵ年の設定で、業務を実施したいと考えます。

表 6　年度別目標値達成率

年度	目標値達成率(PI)	対前年度比	備考
当初目標設定	68%		過年度実績より設定
平成 22 年度	81%	＋13%	
平成 23 年度	94%	＋13%	
平成 24 年度	93%	－ 1%	
平成 25 年度	98%	＋ 5%	

3-4. 業務監視評価について

第三期より、業務要求水準に業務指標(PI) を活用し、受託者の技術力を定量的に把握する管理手法を取り入れております。第四期において、前述のとおり公募型プロポーザル方式による受託者選定を検討しており、業務指標(PI)を活用した技術提案が有効であると考えます。表 7、表 8 及び表 9 に目標値達成率の基準(案)を示します。

表 7　東･西部浄化センター目標値達成率(PI)(案)

項目	第四期(仮)目標値		目標値達成率(PI)
	東部	西部	
生物化学的酸素要求量 (mg/l)	4	4	60%以上の提案数値
化学的酸素要求量 (mg/l)	11	11	60%以上の提案数値
浮遊物質量 (mg/l)	3	4	60%以上の提案数値
大腸菌群数 (個/cm^3)	30	11	60%以上の提案数値
臭気	苦情がないこと		設定なし
脱水汚泥含水率 (%)***1	73	77	60%以上の提案数値

表 8　東部処理区管理施設点検の基準(案)

施設 優先度	巡視 基準	対象延長(m)	遵守目標値 達成率(PI)	提案目標値達成率(PI) (委託期間・各年度)
分類Ⅰ	3 年に 1 回	38,600.32	167%	委託期間:総計 167%以上の提案数値 各年度:25%以上の提案数値
分類Ⅱ	5 年に 1 回	96,540.22	100%	委託期間:総計 100%以上の提案数値 各年度:15%以上の提案数値
分類Ⅲ	10 年に 1 回	58,811.51	50%	委託期間:50%以上の提案数値 各年度:8%以上の提案数値
分類Ⅳ	20 年に 1 回	204,767.11	25%	委託期間:25%以上の提案数値 各年度:4%以上の提案数値
	計	398,719.16		

表 9　西部処理区管理施設点検の基準(案)

施設 優先度	巡視 基準	対象延長(m)	遵守目標値 達成率(PI)	提案目標値達成率(PI) (委託期間・各年度)
分類Ⅰ	3 年に 1 回	54,991.36	167%	委託期間:総計 167%以上の提案数値 各年度:25%以上の提案数値
分類Ⅱ	5 年に 1 回	115,505.99	100%	委託期間:総計 100%以上の提案数値 各年度:15%以上の提案数値
分類Ⅲ	10 年に 1 回	62,528.42	50%	委託期間:50%以上の提案数値 各年度:8%以上の提案数値
分類Ⅳ	20 年に 1 回	161,668.65	25%	委託期間:25%以上の提案数値 各年度:4%以上の提案数値
	計	394,694.42		

なお、表 8、表 9 の施設優先度(分類Ⅰ～分類Ⅳ)は、平成 23 年度管路施設長寿命化計画に基づく、「被害規模」及び「発生確率」から算定した「管路の重要度」であります。

3-5. 業務委託設計費について

第四期業務委託設計費は、過年度と比較し、著しく高額になると予想しております。予想する第四期業務委託設計費を表 10 に示します。増額の要因としては、電力価格及び労務単価の上昇、消費税率変更、管路施設点検業務の追加によるものであります。

表 10　第四期業務委託設計費

委託期間	予想処理 水量 (千 m^3)	業務委託 設計費 (千円)	処理原単位 (円/m^3)	備考
第四期 (仮委託期間 5 年) (27 年 8 月～ 32 年 7 月)	140,366	4,618,631 (H26 財政計画)	32.90	増額:934,000(千円) 内訳 電力価格:445,000(千円) 労務単価:201,000(千円) 消費税率:128,000(千円) 管路施設:160,000(千円)

4. 今後の予定

今後のスケジュールを別紙 4 に示します。適切なスケジュール管理のもと、詳細業務を実施していく予定であります。

以上

平成 26年　5月 26日作成

別紙1（総合評価方式）富士市終末処理場管理運転業務委託更改実施計画

項　目		H26.5	H26.6	H26.7	H26.8	H26.9	H26.10	H26.11	H26.12	H27.1	H27.2	H27.3	H27.4	H27.5	H27.6	H27.7	H27.8	H27.9	備考
業務基本方針	業務基本方針	作業開始		完成															
発注書類作成	要求水準書		作成開始		先進都市視察	第1回課協議	第2回課協議	案完成	委員会修正	完成									
	特記仕様書		作成開始		先進都市視察	第1回課協議	第2回課協議	案完成	委員会修正	完成									
	契約書		作成開始		先進都市視察	第1回課協議	第2回課協議	案完成	委員会修正	完成									
	入札説明書				作成開始	第1回課協議	第2回課協議	案完成	委員会修正	完成									
	落札者審査基準				作成開始	第1回課協議	第2回課協議	案完成	委員会修正	完成									
予算管理	設計書作成		作成開始			経理課提出	経理課査定												
	保守点検見積依頼	計画書作成	依頼･回答																
	環境整備見積依頼	計画書作成	依頼･回答																
	薬品見積依頼	実績調査	依頼･回答																
	予算額							確定案			議会	議決							
総合評価落札方式	評価委員会					構成検討	課決裁	第1回 委員会打合	第2回 入札条件	第3回 審査基準協議				第4回 ヒアリング					
	指名委員会（部･第一）						部･第一 委員会構成等			部･第一 入札条件等									
	入札公告										公募開始								
	発注書類の配布										入札書類配布								
	入札参加資格申請書										受付								
	設計図書縦覧										随時		終了						
	施設見学											随時	終了						
	参加資格確認結果通知											結果通知							
	質疑回答期限											受付　回答							
	技術提案書提出													提出期限					
	技術提案ヒアリング													評価委員会					
	入札書提出													価格評価					
	落札者決定														通知				
	契約締結														締結				
	引継ぎ期間															引継期間			
	業務開始																本業務開始		

別紙２

富士市終末処理場管理運転業務委託公募型プロポーザル方式実施要領（案）

（目的）

第１条　この要領は、富士市終末処理場管理運転業務委託について、公募によりプロポーザル（技術提案書）の提出を求め、技術的に最適な者を特定する公募型プロポーザル方式を実施するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

（評価委員会）

第２条　公募型プロポーザル方式を実施するに当たり、次の各号に掲げる事項の審議を行うため、別に定めるところによる評価委員会（以下「委員会」という。）を設けるものとする。

(1) 公募資格要件の設定
(2) 技術提案書の提出を依頼する者の選定基準の設定
(3) 技術提案書の提出を依頼する者の選定
(4) 技術提案書の提案項目の設定
(5) 技術提案書の評価基準の設定
(6) 技術提案書の特定
(7) その他必要な事項

（業務説明書の内容）

第３条　発注者は、当該業務に参加しようとする者を招請するため、評価委員会で決定した次の公募条件等を業務説明書に記載し公募するものとする。

(1) 業務の詳細な説明
(2) 参加業者の資格要件
(3) 技術資料の作成様式及び記載上の留意事項
(4) 参加表明書及び技術資料の提出方法、提出先及び提出期限
(5) 技術提案書の提出者を選定するための基準及び求める技術提案書の概要
(6) 概算業務価格（上限）
(7) 第７条第１項ないし第３項及び第８条第１項ないし第３項並びに第９第１項ないし第５項に規定する事項
(8) その他必要な事項

（技術提案書の提出者の選定）

第４条　評価委員会は、参加表明者より提出された技術資料により、選定基準に基づき技術提案書の提出者に適する参加表明者を５者程度選定するものとする。

２　発注者は、参加表明書を提出した者のうち、技術提案書の提出者として選定した旨の通知（以下「選定通知」という。）を行うものとする。

（技術提案書の提出要請の内容）

第５条　発注者は、技術提案書を提出要請するにあたっては、次に掲げる事項を記載するものとする。

(1) 技術提案書の作成様式及び記載上の留意事項
(2) 技術提案書の提出方法、提出先及び提出期限
(3) 技術提案書を特定するための評価基準

(4) その他必要な事項

（技術提案書の特定）

第６条　評価委員会は、提出された技術提案書について、評価基準に基づき、対象業務に係る技術的に最適なものを特定するものとする。

２　発注者は特定した技術提案書の提出者に対して、技術提案書を特定した旨の通知（以下「特定通知」という。）を行うものとする。

（非選定理由の説明）

第７条　発注者は、参加表明書を提出した者のうち、技術提案書の提出者として選定されなかった者に対しては、選定されなかった旨と選定しなかった理由（以下「非選定理由」という。）を通知するものとする。

２　非選定理由の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して７日（土日及び休日を含まない。）以内に、書面（様式は自由）により、発注者に対して非選定理由について説明を求めることができる。

３　発注者は、非選定理由についての説明を求められたときには、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して 10 日以内に、書面により回答するものとする。

４　非選定理由の通知は、選定通知と同時に行うとともに、非選定理由については、技術提案書の提出者を選定するための基準項目のいずれの観点から選定しなかったかを明らかにするものとする。

５　発注者は、第３項の回答内容を評価委員会に報告するものとする。

（非特定理由の説明）

第８条　発注者は、技術提案書を提出した者のうち、技術提案書を特定しなかった者に対して、技術提案書を特定しなかった旨及び特定しなかった理由（以下「非特定理由」という。）を通知するものとする。

２　非特定理由の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して７日（土日及び休日を含まない。）以内に、書面（様式は自由）により、発注者に対して非特定理由について説明を求めることができる。

３　発注者は、非特定理由についての説明を求められたときには、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して 10 日以内に、書面により回答するものとする。

４　非特定理由の通知は、特定通知と同時に行うとともに、非特定理由については、技術提案書を特定するための評価基準項目のいずれの観点から特定しなかったかを明らかにするものとする。

５　発注者は、第３項の回答内容を評価委員会に報告するものとする。

（実施上の留意事項）

第９条　技術提案書を提出する事業者が、他の事業者の協力を得て、又は学識経験者の援助を受けて業務を実施する場合には、技術提案書にその旨を明記させるものとする。

２　技術提案書の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とするものとする。

３　提出された技術提案書は、提出者に返却しないものとする。

４　提出された技術提案書は、提出者に無断で使用しないものとする。

５　技術提案書に虚偽の記載をした場合は、当該技術提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をしたものに対して富士市工事請負契約等に係る指名停止等措置要領又は富士市物品購入等の契約に係る指名停止等措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

６　特定された技術提案書の内容については、当該業務の一般仕様書（要求水準書）及び特記仕

様書に明記するものとする。

（その他）

第 10 条　この要領に定めるものを除き、公募型プロポーザル方式の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附　則

この要領は、平成 26 年　10 月　○日から施行する。

別紙３

富士市終末処理場管理運転業務委託評価委員会設置要領（案）

（目的）
第１条　この要領は、公募型プロポーザル方式を実施するに当たり、評価委員会（以下「委員会」という。）を設置するための必要な事項を定めるものとする。

（業務）
第２条　委員会は、次の各号に掲げる事項の審議を行うものとする。
(1)　公募資格要件の設定
(2)　技術提案書の提出を依頼する者の選定基準の設定
(3)　技術提案書の提出を依頼する者の選定
(4)　技術提案書の提案項目の設定
(5)　技術提案書の評価基準の設定
(6)　技術提案書の特定
(7)　その他必要な事項

（組織）
第３条　委員会は、委員長及び委員７人で組織する。
２　委員長は、主管の副市長をもって宛てる。
３　委員は、別紙名簿に掲げる者で組織する。

（委員長の職務）
第４条　委員長は、委員会の事務を総理し、会議の議長となる。
２　委員長に事故があるときは、上下水道部長である委員が、その職務を代理する。

（会議等）
第５条　委員会は、構成員の３分の２以上の出席によって成立する。

（説明等）
第６条　委員長は、必要があると認めるときは、関係職員を委員会に出席させ、その説明及び意見を聴くことができる。

（庶務）
第７条　委員会の庶務は上下水道部下水道施設維持課施設管理担当とする。

（守秘義務）
第８条　委員会の委員は、その職務上知り得た秘密を他にもらしてはならない。

（その他）
第９条　この設置要領で定めるものの他、委員会の運営に関し必要な事項は委員長が別途定める。

附　則

この要領は、平成 26 年　10 月　○日から施行する。

評価委員会(案)

業務の名称　　富士市終末処理場管理運転業務委託

役　　職	補　　職　　名	氏　　名
委 員 長	副　　市　　長	仁藤　　哲
委　　員	上　下　水　道　部　長	加藤　裕一
委　　員	上 下 水 道 総 務 課 長	町田　昌行
委　　員	上 下 水 道 経 理 課 長	松山　正典
委　　員	上 下 水 道 営 業 課 長	大沼　幹雄
委　　員	下　水　道　建　設　課　長	平田　郁二
委　　員	下 水 道 施 設 維 持 課 長	山田　恒裕
委　　員	日 本 下 水 道 事 業 団	
庶　　務	下 水 道 施 設 維 持 課 施　設　管　理　担　当	

平成 26年　7月　2日作成

別紙4（公募型プロポーザル方式）富士市終末処理場管理運転業務委託更改実施計画

項　目		H26.5	H26.6	H26.7	H26.8	H26.9	H26.10	H26.11	H26.12	H27.1	H27.2	H27.3	H27.4	H27.5	H27.6	H27.7	H27.8	H27.9	備考
業務基本方針	業務基本方針	作業開始		完成															
発注書類作成	要求水準書		作成開始		先進都市視察	第1回課協議		第2回課協議	案完成	委員会修正	完成								
	特記仕様書		作成開始		先進都市視察	第1回課協議		第2回課協議	案完成	委員会修正	完成								
	契約書		作成開始		先進都市視察	第1回課協議		第2回課協議	案完成	委員会修正	完成								
	入札説明書					作成開始	第1回課協議	第2回課協議	案完成	委員会修正	完成								
	落札者審査基準					作成開始	第1回課協議	第2回課協議	案完成	委員会修正	完成								
予算管理	設計書作成		作成開始			経理課提出	経理課査定												
	保守点検見積依頼	計画書作成	依頼･回答																
	環境整備見積依頼	計画書作成	依頼･回答																
	薬品見積依頼	実績調査	依頼･回答																
	予算額							確定案			議会	議決							
公募型プロポーザル方式	評価委員会							構成検討	課決裁	第1回 入札条件	第2回 審査基準協議	第3回		第4回 ヒアリング					
	指名委員会（部･第一）								部･第一 委員会構成等		部･第一 入札条件等				部･第一 随意案件				
	入札公告											公募開始							
	発注書類の配布											入札書類配布							
	入札参加資格申請書											受付							
	設計図書縦覧											随時	終了						
	施設見学											随時	終了						
	参加資格確認結果通知											結果通知							
	質疑回答期限												受付　回答						
	技術提案書提出													提出期限					
	技術提案ヒアリング													評価委員会					
	見積書提出・価格協議													見積書	価格協議				
	事業者特定														特定				
	落札者決定														通知				
	契約締結														締結				
	引継ぎ期間															引継期間			
	業務開始																本業務開始		

平成 26 年 11 月 4 日

富士市終末処理場管理運転業務委託(包括的民間委託第四期)に係る公募型プロポーザルの実施について

1. 対象業務概要

(1) 業務委託の名称：富士市終末処理場管理運転業務委託
(2) 履　行　場　所：富士市東部浄化センター(富士市富士岡南 260 番地の 1)
富士市西部浄化センター(富士市宮島 1260 番地)
(3) 業務概要
ｱ 委託方式
包括的民間委託(性能発注の考え方に基づく民間委託)
ｲ 業務内容
運転操作監視業務　一式
保守点検業務　一式
水質試験業務　一式
環境整備業務　一式
物品調達業務　一式
修繕業務　一式
その他業務(管路施設点検業務、マンホールポンプ施設点検業務等)　一式
(4) 委託期間
平成 27 年 8 月 1 日から平成 32 年 7 月 31 日(5 ヵ年)
(地方自治法第 234 条の 3 に基づく長期継続契約)
(5) 委託概算額
4,513,000 (千円)

2. 過年度委託概要

富士市では、平成 16 年度より包括的民間委託を終末処理場管理運転業務に導入しております。過年度委託概要について、表 1 に示します。

表 1 富士市終末処理場管理運転業務過年度委託概要

委託期間	受注者選定方式	予想処理水量 (千 m^3)	業務委託設計費 (千円)	処理原単位 (円/m^3)	備考
第一期 (委託期間 3 年) (16 年 8 月～19 年 7 月)	指名競争入札 (技術提案型)	75,579	1,967,637	26.03	7 社指名(2 社辞退) 債務負担行為
第二期 (委託期間 3 年) (19 年 8 月～22 年 7 月)	一般競争入札 (条件付)	79,371	2,082,267	26.23	債務負担行為,指名第一委員会審議
第三期 (委託期間 5 年) (22 年 8 月～ 27 年 7 月)	一般競争入札 (条件付)	140,812	3,684,327	26.16	長期継続契約,PI 導入,委託期間延長 VE 提案,指名第一委員会審議

3. 公募型プロポーザル審査方式を実施する背景

平成 25 年度末現在、富士市の下水道普及率は 72.5%に達し、下水道管路施設の延長は約 740km、そのうち建設後 30 年以上が経過する管路施設は、約 122km(16.5%)となっています。10 年後、この 30 年以上の管路施設は、約 380km(51.4%)となり、高度経済成長期以降に急激な整備が行われたこともあって、今後、老朽管急増による下水道施設機能への影響が懸念されています。

この老朽化施設が起因する施設の機能停止や事故の発生と、それに伴う補修費等を抑制するためには、予防保全型維持管理へと転換する必要性が高まっております。

この予防保全型維持管理とは、計画的な巡視、点検を行い、早期に施設の不具合箇所を見つけ、施設の劣化状況を的確に予測して、事故や大規模な修繕に至る前に適切な対策を講じる管理手法であります。

この手法の導入に際して、本市公共下水道事業財政が逼迫している状況の中、維持管理の質を確保し、効率的に業務を実施するには、処理場の維持管理で導入している包括的民間委託を活用することが有効な支援ツールになると考えられます。本業務において、新たにこの手法を導入し、処理場及び管路施設を含めた下水道施設全体のストックマネジメントの構築(図 1 参照)を進めていく予定であります。

受注者の選定に当たっては、管路施設の巡視、点検業務を新たに含めることにより、また、今後の処理場施設管理をさらに有効なものにするためには、民間事業者の有する専門的な知識やノウハウ、技術力等を活用できる公募型プロポーザル方式を採用し、技術提案による技術面等の非価格要素とともに提示された参考見積価格を総合的に評価する必要があると考えます。

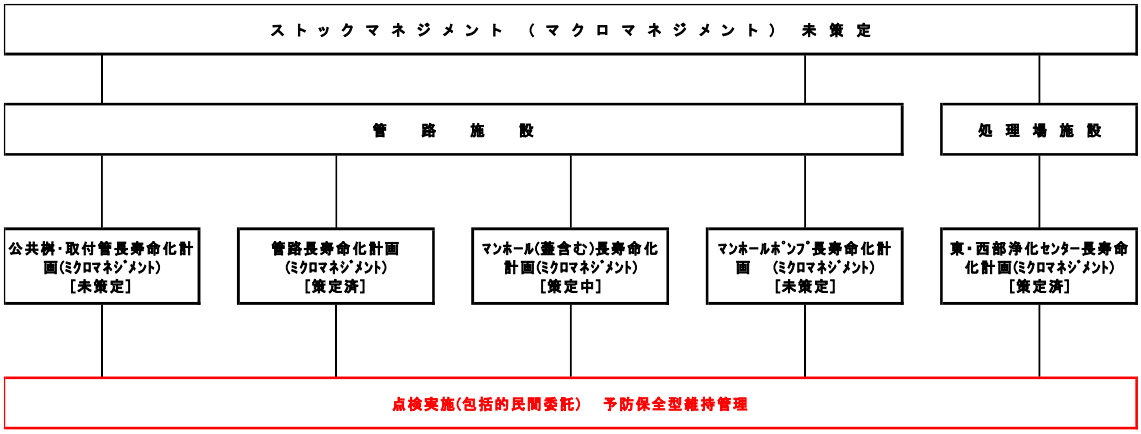

図 1 下水道施設における予防保全型維持管理導入概念図

4. 公募型プロポーザル審査方式

4.1 評価委員会の設置

公募型プロポーザル方式による公募資格要件、技術提案書等の審査を行うため、評価委員会(以下、「委員会」という)を設けます。表 2 に委員会組織を示します。委員会の委員は、副市長を委員長とし、富士市上下水道部関連部課長及び有識者であります地方共同法人日本下水道事業団職員を加えた 8 名で組織します。

表 2 評価委員会組織

役　職	職　　名
委員長	副　　市　　長
委　員	上　下　水　道　部　長
委　員	上 下 水 道 総 務 課 長
委　員	上 下 水 道 経 理 課 長
委　員	上 下 水 道 営 業 課 長
委　員	下　水　道　建　設　課　長
委　員	下 水 道 施 設 維 持 課 長
委　員	日 本 下 水 道 事 業 団
庶　務	下 水 道 施 設 維 持 課 施　設　管　理　担　当

4.2 受託者決定フロー

受託者決定のフローは、図 2 に示す通りです。

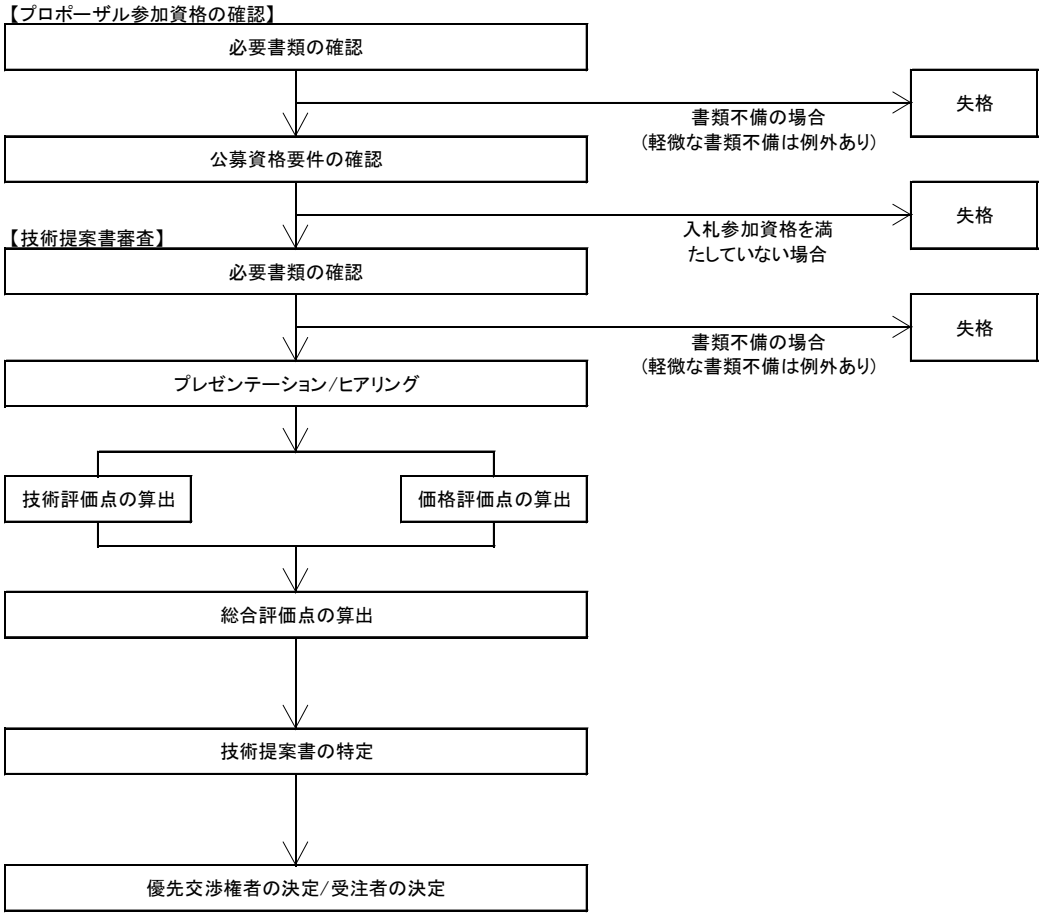

図 2 受注者決定フロー

5 総合評価点の算出方法

5.1 評価基準

技術提案書で求める提案内容の評価について、非価格要素に関する技術評価点と価格要素に関する価格評価点の基準は、委員会で審議を行います。

技術評価点と価格評価点を加算して得られる合計点を総合評価点とします。

総合評価点＝技術評価点＋価格評価点

5.2 技術提案書の提案項目等

技術評価点及び価格評価点の算出に当たって、技術提案書の項目、内容及び配点は、委員会で審議を行います。

6 受注者特定スケジュール(予定) (別添スケジュール参照)

平成 26 年 10 月 31 日	上下水道部指名委員会　業務概要説明
平成 26 年 11 月 4 日	契約課指名第一委員会　業務概要説明
平成 26 年 12 月中旬 ～ 1 月中旬	公募資格要件、技術提案書評価基準 評価委員会審議(第 1、2 回)
平成 27 年 2 月初旬	公募資格要件、技術提案書評価基準 上下水道部指名委員会　契約課指名第一委員会審議
平成 27 年 3 月初旬	公告
平成 27 年 3 月 31 日	参加表明書提出期限
平成 27 年 4 月初旬	技術提案書提出依頼者の選定　評価委員会(第 3 回) 選定、非選定通知
平成 27 年 6 月初旬	技術提案書提出期限
平成 27 年 6 月中旬	技術提案書プレゼンテーション 技術提案書特定 評価委員会(第 4 回)　特定、非特定通知
平成 27 年 6 月下旬	評価委員会特定説明、随意契約案件 上下水道部指名委員会　契約課指名第一委員会審議
平成 27 年 7 月下旬	見積り合せ
平成 27 年 7 月 31 日	契約締結
平成 27 年 8 月 1 日	業務開始

平成 26年 10月 31日作成

富士市終末処理場管理運転業務委託受注者決定スケジュール

項　目		H26.5	H26.6	H26.7	H26.8	H26.9	H26.10	H26.11	H26.12	H27.1	H27.2	H27.3	H27.4	H27.5	H27.6	H27.7	H27.8	H27.9	備考
業務基本方針	業務基本方針	作業開始		完成															
発注書類作成	要求水準書		作成開始			第1回課協議	第2回課協議	案完成	委員会修正	完成									
	一般・特記仕様書		作成開始			第1回課協議	第2回課協議	案完成	委員会修正	完成									
	契約書		作成開始			第1回課協議	第2回課協議	案完成	委員会修正	完成									
	募集説明書				作成開始	第1回課協議	第2回課協議	案完成	委員会修正	完成									
	技術評価基準				作成開始	第1回課協議	第2回課協議	案完成	委員会修正	完成									
予算管理	設計書作成		作成開始			完成	調整												
	保守点検見積依頼	計画書作成	依頼･回答																
	環境整備見積依頼	計画書作成	依頼･回答																
	薬品見積依頼	実績調査	依頼･回答																
	予算額					経理課提出	経理課査定	確定案			議会	議決							
公募型プロポーザル方式	評価委員会					構成検討	決裁		第1回 入札条件	第2回 審査基準協議			第3回 提案依頼者選定		第4回 プレゼン				
	指名委員会（部･第一）						部 実施概要説明	第一 実施概要説明			部･第一 入札条件等				部･第一 随意案件				
	入札公告											公告							
	発注書類の配布											入札書類配布							
	入札参加資格申請書											受付　　締切							
	設計図書縦覧											随時	終了						
	施設見学											随時	終了						
	技術提案書選定通知												選定通知						
	質疑回答期限											受付	回答						
	技術提案書提出														提出期限				
	技術提案ヒアリング														評価委員会				
	見積書提出・価格協議														見積書提出				
	事業者特定														特定				
	特定通知														特定通知				
	見積り合せ･契約締結															見積･契約締結			
	引継ぎ期間															引継期間			
	業務開始																本業務開始		

アンケート項目

分類	番号	項目
公募条件関連	①	公示から技術提案書提出までのスケジュールに関する事項
	②	引継期間の実績に関する事項
	③	技術提案書作成に向けて提示して欲しい資料等に関する事項
	④	第4期包括委託の技術提案書の様式や枚数に関する事項
	⑤	第4期包括委託の要求水準書等への改善等の要望に関する事項
	⑥	包括委託における参加資格要件に関する要望
業務内容関連	⑦	業務効率化のために管更生や布設替え等で新たな工法等（資機材を含む）を導入した事例とその効果に関する事項
	⑧	処理場運転管理等業務における設備台帳化（管路を含む）の取組み実績（システム化によるストマネ運用）に関する事項
	⑨	管路マネジメント（点検・調査・修繕・改築）における企業との連携に関する事項
	⑩	業務効率化のために自社で遠方監視等を導入した事例とその効果に関する事項
	⑪	維持管理の観点から修繕や改築・更新の計画立案することへの対応に関する事項
	⑫	包括委託等官民連携事業におけるインセンティブ事例や実績に関する事項
	⑬	包括委託業務活動において不明水対策に寄与した取組事例に関する事項
	⑭	民間事業者による電力調達やDR（デマンド・レスポンス）などの工夫事例に関する事項
	⑮	包括委託においてストックマネジメントに寄与した取組み実績に関する事項
	⑯	SPC方式への関心に関する事項
事業全体関連	⑰	第5期包括委託業務を踏まえた要望に関する事項
	⑱	本件業務内容への関心に関する事項※

※ご関心があると回答された皆様には後日ヒアリングをさせていただく場合があります。

アンケートシート

商号又は名称：

テーマ：　公募条件関連

番号：　①　　※回答には図表等の添付も可能です。

項目	**公示から技術提案書提出までのスケジュールに関する事項**
質問内容	事業概要書P.9に記載しております募集公示、参加資格表明、技術提案、プレゼンテーション、ヒアリング、契約締結、業務開始等までのスケジュール案について、ご意見やご要望がございましたらお教え下さい。例えば、〇～〇までが長い、あるいは短い等。又、その際にはご実績等からのご提案もお願いします。
回答	

アンケートシート

商号又は名称：

テーマ：　公募条件関連

番号：　②　※回答には図表等の添付も可能です。

項目	**引継期間の実績に関する事項**
質問内容	事業概要書P.9に記載しておりますスケジュール案では「履行準備・引継期間」を約2か月としております。これは、現業務委託期間と初年度業務の遅延防止を踏まえて検討しているものです。処理場包括委託における引継期間の実績、ご意見やご要望がございましたらお教え下さい。
回答	

アンケートシート

商号又は名称：

テーマ：　公募条件関連

番号：　③　※回答には図表等の添付も可能です。

項目	**技術提案書作成に向けて提示して欲しい資料等に関する事項**
質問内容	本件業務に応募するとした場合、技術提案書を作成するために、本市に提示して欲しい資料等ご意見やご要望がございましたらお教え下さい。例えば、過去の〇〇の実績、〇〇資料など。
回答	

アンケートシート

商号又は名称：

テーマ： **公募条件関連**

番号： ④ ※回答には図表等の添付も可能です。

項目	**第4期包括委託の技術提案書の様式や枚数に関する事項**
質問内容	第4期包括委託において要求しております技術提案書の様式や枚数に関して、ご経験上、お気付きの点やご意見・ご要望がございましたらお教え下さい。例えば、枚数は〇枚程度が良い、様式は〇形式が良い等。
回答	

アンケートシート

商号又は名称：

テーマ： **公募条件関連**

番号： ⑤ ※回答には図表等の添付も可能です。

項目	**第4期包括委託の要求水準書等への改善等の要望に関する事項**
質問内容	第4期包括委託においてお示ししております要求水準書等について改善してほしい点についてご意見やご要望がございましたらお教え下さい。例えば、〇の仕様（条件）がよく分からない等。
回答	

アンケートシート

商号又は名称：

テーマ：　公募条件関連

番号：　⑥　※回答には図表等の添付も可能です。

項目	**包括委託における参加資格要件に関する要望**
質問内容	本業務において今後業務説明書等に示される「参加資格要件」について、ご意見やご要望がございましたらお教え下さい。例えば、〇〇資格を有するものを追加すべき等。
回答	

アンケートシート

商号又は名称：

テーマ： **業務内容関連**

番号： ⑦ ※回答には図表等の添付も可能です。

項目	**業務効率化のために管更生や布設替え等で新たな工法等（資機材を含む）を導入した事例とその効果に関する事項**
質問内容	これまでのご実績を通じて、対象業務を効率化するために管更生や管布設替え等で貴社が新たな工法等（資機材を含む）を導入した事例がございましたらその内容と効果をお教え下さい。又、民間事業者として創意工夫を発揮したい事項等がございましたらお教え下さい。例えば、〇工法を導入した等。
回答	

アンケートシート

商号又は名称：

テーマ： **業務内容関連**

番号： ⑧ ※回答には図表等の添付も可能です。

項目	**処理場運転管理等業務における設備台帳化（管路を含む）の取組み実績（システム化によるストマネ運用）に関する事項**
質問内容	業務概要書P.7に示している通り、設備台帳システム構築業務（管路含む）を民間事業者に委託化し、処理場や管路のストックマネジメントをより効果的に推進するための業務を検討しております。貴社が受託している業務において施設台帳化や保守点検・調査点検、故障・修繕データ、そしてストックマネジメント運用をシステム化している取組み実績をお教え下さい。また、本業務におけるご意見やご要望がございましたらお教え下さい。
回答	

アンケートシート

商号又は名称：

テーマ： **業務内容関連**

番号： ⑨ ※回答には図表等の添付も可能です。

項目	**管路マネジメント（点検・調査・修繕・改築）における企業との連携に関する事項**
質問内容	第4期においては管路巡視点検業務を委託化し、第5期では管路マネジメント（点検・調査・修繕・更新）を追加する予定です。管路については土木業者が得意とする分野であることからさまざまな連携が想定されます。そこで、専門業者や地元企業等との連携に関する実績をお教え下さい。また、本件についてご意見やご要望がございましたらお教え下さい。
回答	

アンケートシート

商号又は名称：

テーマ： **業務内容関連**

番号： ⑩ ※回答には図表等の添付も可能です。

項目	**業務効率化のために自社で遠方監視等を導入した事例とその効果に関する事項**
質問内容	運転管理業務の効率化（巡回や夜間体制の効率化）として包括業務において遠方監視・制御等を導入した事例がございましたらお教え下さい。事例がある場合はその内容と効果をお教え下さい。また、監視制御関連の業務の効率化事例についても実績やご意見がございましたらお教え下さい。
回答	

アンケートシート

商号又は名称：

テーマ： **業務内容関連**

番号： ⑪ ※回答には図表等の添付も可能です。

項目	**維持管理の観点から修繕や改築・更新の計画立案することへの対応に関する事項**
質問内容	施設等の予防保全型維持管理の観点から、現場の状況に即した修繕や改築・更新の計画立案することが求められております。このような計画立案業務が業務上加わった場合、その対応について、お考えになっている点やご意見がございましたらをお教え下さい。
回答	

アンケートシート

商号又は名称：

テーマ：　業務内容関連

番号：　⑫　※回答には図表等の添付も可能です。

項目	**包括委託等官民連携事業におけるインセンティブ事例や実績に関する事項**
質問内容	包括委託等における官民連携事業において要求水準を設定する場合、未達時にはペナルティを課せるのが一般的と考えております。一方、要求水準を超えて達成した場合のインセンティブ（ボーナス）について実績がございましたら、また、事例をご存じでしたらお教え下さい。
回答	

アンケートシート

商号又は名称：

テーマ： **業務内容関連**

番号： ⑬ ※回答には図表等の添付も可能です。

項目	**包括委託業務活動において不明水対策に寄与した取組事例に関する事項**
質問内容	これまでのご実績を通じて、雨天時浸入水等の不明水対策に寄与した取組事例（官側、民側のどちらでも構いません）がございましたらお教え下さい。例えば、流量計を設置し、効果を観測した等。
回答	

アンケートシート

商号又は名称：

テーマ： **業務内容関連**

番号： ⑭ ※回答には図表等の添付も可能です。

項目	**民間事業者による電力調達やDR（デマンド・レスポンス）などの工夫事例に関する事項**
質問内容	包括委託等にユーティティー調達が含まれる場合等において電力調達やDRなどにより、電力消費量やコスト等の削減に工夫された事例や提案がございましたらお教え下さい。そのために委託者が規定することや提供すべき事項がございましたらご意見やご要望をお教え下さい。
回答	

アンケートシート

商号又は名称：

テーマ：　業務内容関連

番号：　⑮　※回答には図表等の添付も可能です。

項目	**包括委託においてストックマネジメントに寄与した取組み実績に関する事項**
質問内容	包括委託業務等において、下水道資産のストックマネジメント（アセットを含む）の推進あるいは定着に寄与した取組みの実績がございましたらお教え下さい。
回答	

アンケートシート

商号又は名称：

テーマ： **業務内容関連**

番号： ⑯ ※回答には図表等の添付も可能です。

項目	**SPC方式への関心に関する事項**
質問内容	今後とも民間事業者の活力や創意工夫をより一層活用した官民連携事業を進めて行く必要があると考えております。近年においては水道分野などでPFI事業に限らずにSPC（特別目的会社）方式を採用する事例もございます。第5期及び第6期に向けてSPC方式に関心がございましたらその理由も併せてご意見やご要望をお教え下さい。
回答	

アンケートシート

商号又は名称：

テーマ： **事業全体関連**

番号： ⑰ ※回答には図表等の添付も可能です。

項目	**第5期包括委託業務を踏まえた要望に関する事項**
質問内容	第5期包括委託業務について盛り込んだほうがよい業務やさらに効率的・効果的になる業務等などご意見やご要望がございましたらお教え下さい。
回答	

アンケートシート

商号又は名称：

テーマ：　事業全体関連

番号：　⑱　　※回答には図表等の添付も可能です。

項目	**本件業務内容への関心に関する事項※**
質問内容	本件業務に応募するご関心はございますか。ご関心があれば、どの点に注目しているのか、また、その理由をお教えください。なお、本件業務にご意見やご要望がございましたらお教え下さい。
回答	

※ご関心があると回答された皆様には後日ヒアリングをさせていただく場合があります。

第5期「富士市終末処理場管理運転等業務委託」（仮称）
業務概要書

令和元年10月

富士市上下水道部
下水道施設維持課

富士市終末処理場管理運転等業務委託（第5期）

検討対象地及び施設の概要

「第一次富士市公共下水道経営戦略プラン2018-2030」より

東部及び西部処理区
（東部・西部浄化センター）
の位置図

終末処理場の概況

項目	東部浄化センター		西部浄化センター	
排除方式	分流式		分流式	
汚水処理方法	標準活性汚泥法		標準活性汚泥法	
汚泥処理方法	濃縮、機械脱水		濃縮、消化、機械脱水	
放流先	一級河川　沼川		一級河川　富士早川	
処理能力	55,800m³/日（平成30年度末）		50,750m³/日（平成30年度末）	
計画流入水質	BOD 210mg/ℓ	SS 170mg/ℓ	BOD 230mg/ℓ	SS 210mg/ℓ
計画放流水質	BOD 15mg/ℓ	SS 27mg/ℓ	BOD 15mg/ℓ	SS 24mg/ℓ

富士市終末処理場管理運転等業務委託（第5期）

検討対象地及び施設の概要

「第一次富士市公共下水道経営戦略プラン2018-2030」より

生活排水処理長期計画図（平成30年度見直し後）

富士市生活排水処理長期計画の変遷

改定年度 目標年次	平成21年度 平成41年度	平成30年度 平成48年度
行政区域内人口	232,862人	229,800人
処理区域内人口	207,168人	200,091人
下水道処理人口普及率	89.0%	87.1%
下水道計画区域面積 （全体計画区域面積）	6,091 ha	5,991ha
生活汚水量原単位（日平均）	290ℓ/日・人	245ℓ/日・人

富士市終末処理場管理運転等業務委託（第5期）

下水道施設の老朽化対策と予防保全型維持管理への移行が急務

1　下水道施設の老朽化の進行による道路陥没等のリスクの増大
　⇒　着実な老朽化対策の推進
2　維持管理費の増加
　⇒　事後保全から予防保全型維持管理への移行

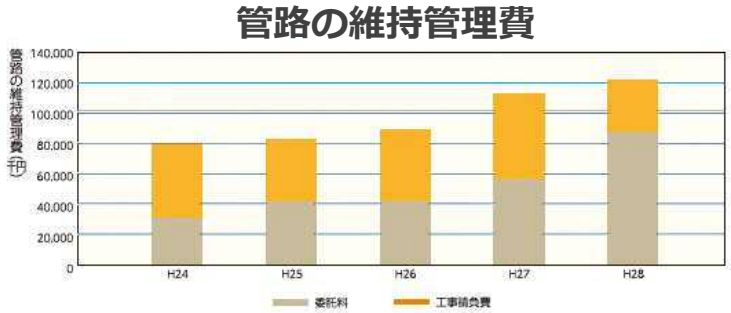

（「第一次富士市公共下水道経営戦略プラン2018-2030」より）

【管路保有資産（MPを含む）の現状、維持管理費の推移等】

- 本市の管路延長の累計は、約891km（H30年度末）に達しており、耐用年数50年を経過する管路は20年から30年後に急速に増加します。
- 管路の維持管理費は、今後耐用年数を超過した管路や老朽化した管路の増加に伴い、更なる増加が見込まれます。
- 本市のマンホールポンプは、59施設（令和元年度末予定）を設置しており、標準的耐用年数20年を経過しているものが約7%を占めています。

【処理場保有資産の現状】

- 東部浄化センター及び西部浄化センターにおいては、目標耐用年数を超過した設備が多く存在していますが、各設備の特性に応じた保守点検を丁寧に行っているため、目標耐用年数を超えて使用できる環境に維持管理しています。
- 今後は安定した汚水処理を維持管理していくため、故障リスクの高い設備を対象に計画的に更新を進めていく必要があります。

富士市終末処理場管理運転等業務委託（第5期）

ストックマネジメントの推進と定着が重要

1　平成30～令和元年度においてストックマネジメント計画（Plan）を策定
　⇒　PDCAサイクルに基づく老朽化対策（Do）により様々なリスクを低減
2　ストックマネジメントによる長寿命化とリスク低減に向けた委託業務
　⇒　第5期包括委託では「予防保全型維持管理」と「ストックマネジメントのPDCA」に必要な業務を追加

点検調査頻度の分類表

施設優先度	点検頻度	備　　考
分類Ⅰ	3年に1回	巡視点検の委託範囲は今後公表される業務説明書等に分類別に記載予定
分類Ⅱ	5年に1回	
分類Ⅲ	10年に1回	
分類Ⅳ	20年に1回	

「下水道管路施設ストックマネジメント基本計画」より

管路の点検調査計画位置図

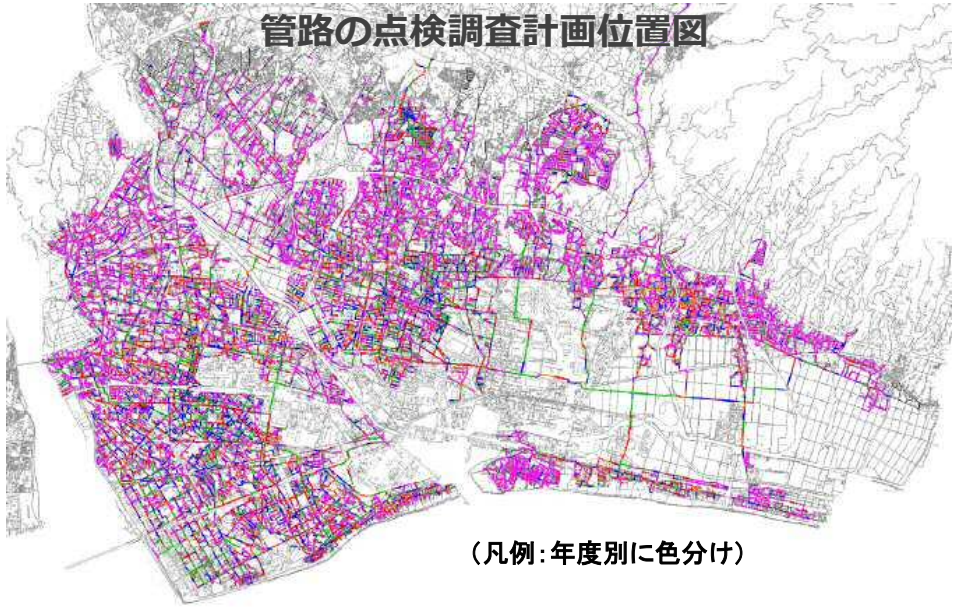

（凡例：年度別に色分け）

【下水道管路施設ストックマネジメント基本計画の点検調査計画（概要）】

- 管路の点検調査は、施設優先度に応じて「管路の施工年度」を考慮し、管路施設を分類Ⅰ～Ⅳの4種類に分けた頻度で実施する。
- 短期目標期間（2018年～2022年）の調査計画は位置図のとおりで実施する。
- 今後、「点検調査結果の蓄積と分析による劣化予測精度向上」が必要である。

富士市終末処理場管理運転等業務委託（第5期）

予防保全型維持管理等の推進に向けたパッケージ化の検討（案）

1　管路及び処理場のアセット（ストック）マネジメント・予防保全型維持管理（Do）の推進に向けて必要なモジュール
⇒ 「管理保全業務（定型・平常業務）」や「改築業務（更新）」が必要

2　第5期包括委託に盛り込むべき業務のパッケージ化
⇒ 「①運転管理業務」、「②計画的業務」及び「⑤更新業務」で構成する。
また、「セルフモニタリング」を付加する。

3　業務全体に係る業務として、「マネジメント業務」と「設備台帳システム構築業務（管路を含む）」を付加する。

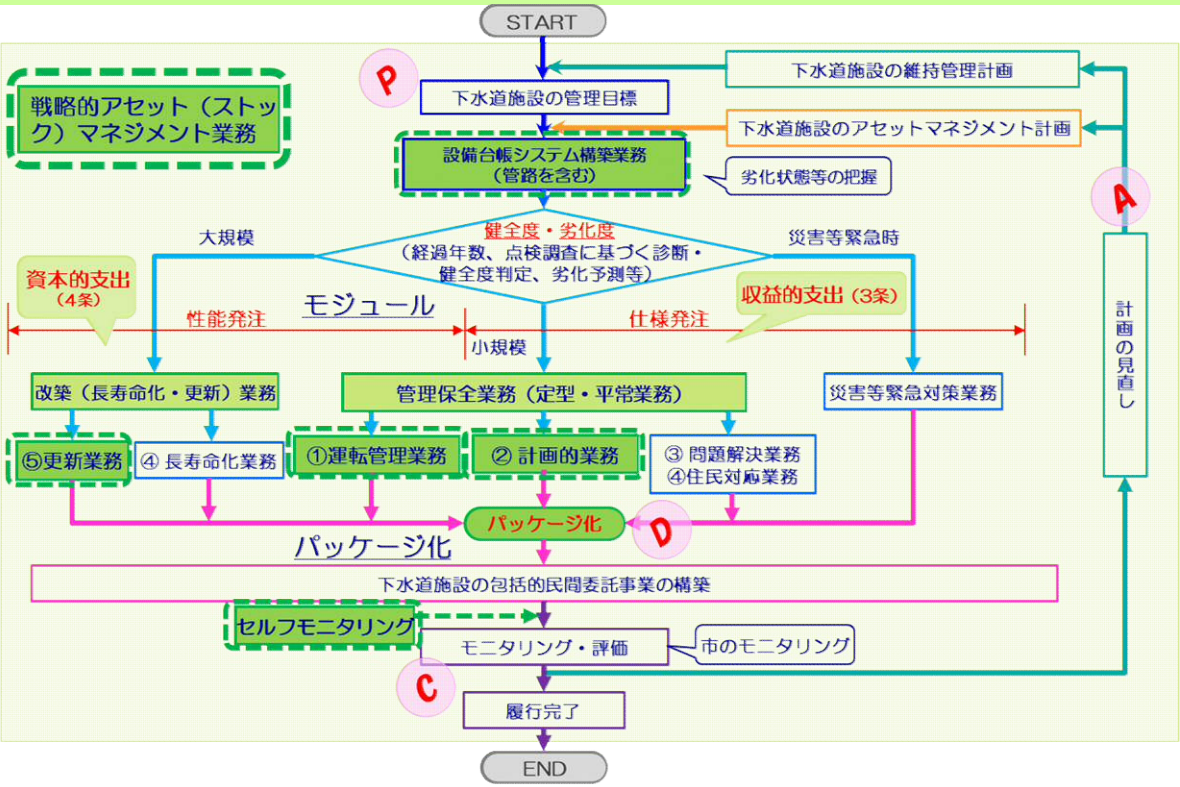

富士市終末処理場管理運転等業務委託（第5期）

第5期包括業務パッケージ（案）【全体】

資本的支出4条予算

収益的支出3条予算

管路施設に係る業務

- 管更生業務 140m/年
- 管布設替業務 25m/年
- 巡視・点検業務
- 伏越等定期清掃 169箇所/年
- 不特定清掃 15箇所/年
- 詳細調査 (TVカメラ調査) 1,000m/年
- 管路本管修繕業務 12箇所/年
- 取付管・桝修繕業務 10箇所/年
- マンホール修繕業務（本体、鉄蓋） 50箇所/年
- 点検業務
- 定期清掃業務
- 自動通報装置監視業務
- ユーティリティ（光熱水(電力,通信)）

排水設備 → 管渠 → マンホールポンプ → 管渠 → 終末下水処理場 → 河川へ

終末処理場に係る業務

- 運転管理業務（運転・操作・制御・監視）
- 水質管理業務
- 保守点検業務
- 環境整備業務
- 修繕・改築・更新計画立案
- 修繕業務
- その他業務
- 故障・事故発生時の対応業務
- ユーティリティ調達管理業務（消耗品,燃料,光熱水(電力,水道,工業用水,通信)）

業務全体に係る業務

- 設備台帳システム構築業務（管路含む）
- マネジメント業務

凡例

- 第4期からの継続業務
- 第5期からの追加業務

（注）追加業務には1年あたりの概算数量を付記

富士市終末処理場管理運転等業務委託（第5期）

第5期包括業務パッケージ（案）【事業費】

富士市終末処理場管理運転等業務委託（第5期）
総事業費（想定） 約51.7億円（税込）

資本的支出４条予算

収益的支出３条予算

排水設備

管渠

マンホールポンプ

管渠

終末下水処理場

河川へ

更新業務 約1億円
- 管更生業務
- 管布設替業務

定常的対応業務・緊急的対応業務・マンホールポンプ管理業務 約5.7億円
- 巡視・点検業務
- 伏越等定期清掃
- 不特定清掃
- 詳細調査(TVカメラ調査)
- 管路本管修繕業務
- 取付管・桝修繕業務
- マンホール（本体、鉄蓋）修繕業務
- 点検業務
- 定期清掃業務
- 自動通報装置監視業務
- ユーティリティ（光熱水(電力,通信)）

終末処理場管理運転等業務 約45億円
- 運転管理業務（運転・操作・制御・監視）
- 水質管理業務
- 保守点検業務
- 環境整備業務
- ユーティリティ調達管理業務（消耗品,燃料,光熱水(電力,水道,工業用水,通信)）
- 修繕業務
- その他業務
- 故障・事故発生時の対応業務
- 設備台帳システム構築業務（管路含む）
- 修繕・改築・更新計画立案
- マネジメント業務

富士市終末処理場管理運転等業務委託（第5期）

本業務委託に係る今後のスケジュール（案）
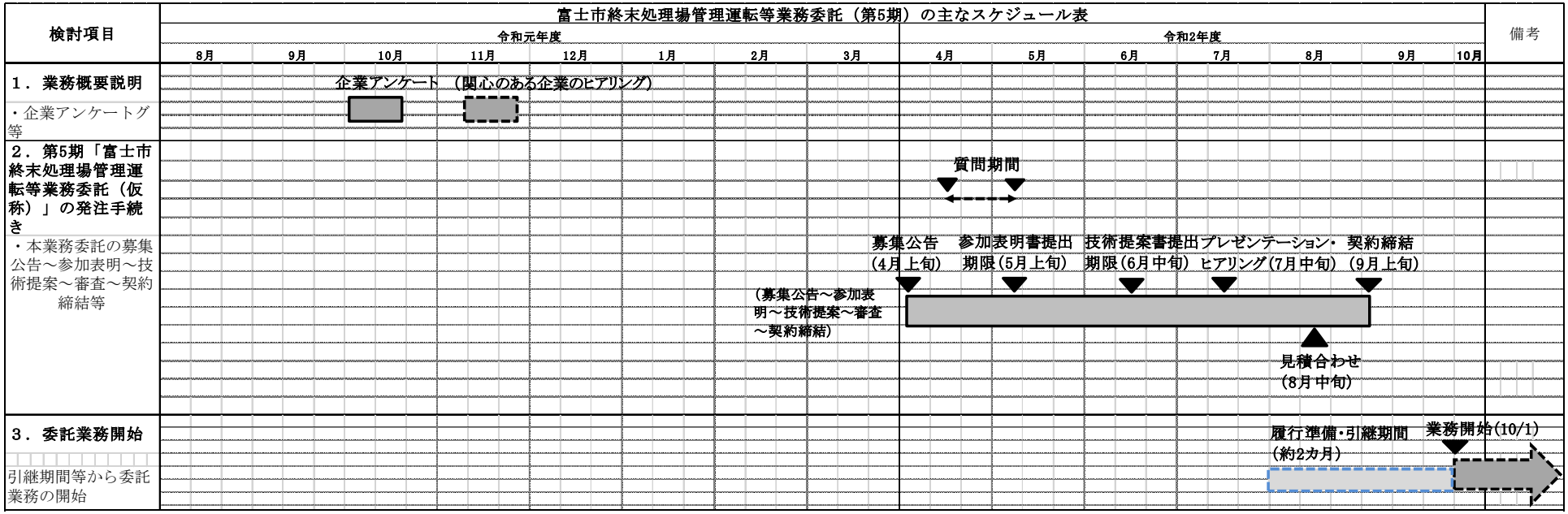
【今後のスケジュール案とマイルストーン】
今後のスケジュール案（令和元年度～令和2年度）とマイルストーン（▼）の概要は次図のとおりです。（今後変更があり得ますので、「**参考扱い**」としてください。）